


平成18年第2回定例会
上富良野町議会会議録



開会 平成18年6月20日
閉会 平成18年6月21日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (6月20日)

議 事 日 程	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
議会事務局出席職員	1
開会宣告・開議宣告	2
諸 般 の 報 告	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
日程第 2 会期決定の件	2
日程第 3 行 政 報 告	2
日程第 4 報告第1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件	6
日程第 5 報告第2号 平成17年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の 件	7
日程第 6 報告第3号 法人の経営状況報告の件	7
日程第 7 報告第4号 専決処分報告の件(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める 件)	10
日程第 8 報告第5号 専決処分報告の件(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める 件)	10
日程第 9 町の一般行政について質問	12
13番 村上和子君	12
1 さらなる行財政改革と新しい手法を考えれば、町民もまちづくりに参加 しやすく、もっと住みやすい町になるのでは	
2 人口増加対策として団塊世代の大量退職者に移住地として上富良野町も 選択肢の一つとなれるよう力を入れてはどうか	
3 地域医療の充実について、町立病院に週1回でも耳鼻咽喉科の診療を	
4 児童生徒にもっと本の読み聞かせを	
5 子ども達の意見を取り入れた公園づくりを	
11番 中村有秀君	18
1 道上立上富良野高等学校元事務長による公金等の着服について	
2 市町村合併について	
3 公共施設等のサイン(案内標識等)の維持管理について	
9番 米沢義英君	31
1 安定型最終処分場の拡張計画について	
2 地域経済活性化について	
3 障害者自立支援について	
4 保育料金の引き下げについて	
5 西保育所の民間移譲について	
4番 梨澤節三君	40
1 迫られる自治の選択について	
2 住民自治について	
3 高齢者・独居者の弁当について	
4 十勝岳爆発80年記念式典について	
散 会 宣 告	48

目 次

第 2 号 (6月21日)

議 事 日 程	5 1
出 席 議 員	5 1
欠 席 議 員	5 1
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	5 1
議会事務局出席職員	5 2
開 議 宣 告	5 3
諸 般 の 報 告	5 3
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	5 3
日程第 2 町の一般行政について質問	5 3
1 番 清 水 茂 雄 君	5 3
1 パークゴルフ場周辺整備について	
2 里仁地区産業廃棄物処理場について	
3 次世代育成について	
4 市町村合併について	
3 番 岩 崎 治 男 君	5 8
1 強風と突風による被害対策について	
2 里仁地区産業廃棄物安定型最終処分場拡張計画について	
3 十勝岳大正 1 5 年大爆発 8 0 周年の節目と防災対策について	
6 番 米 谷 一 君	6 4
1 町立病院の収支改善を町民総意で	
2 オートキャンプ場の利用料について	
日程第 3 議案第 1 号 平成 1 8 年度上富良野町一般会計補正予算 (第 2 号)	6 7
日程第 4 議案第 2 号 平成 1 8 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	7 2
日程第 5 議案第 3 号 平成 1 8 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	7 2
日程第 6 議案第 4 号 平成 1 8 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	7 3
日程第 7 議案第 5 号 平成 1 8 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	7 4
日程第 8 議案第 6 号 平成 1 8 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第 1 号)	7 4
日程第 9 議案第 7 号 平成 1 8 年度上富良野町水道事業会計補正予算 (第 1 号)	7 5
日程第 1 0 議案第 8 号 平成 1 8 年度上富良野町病院事業会計補正予算 (第 1 号)	7 6
日程第 1 1 議案第 9 号 上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例	7 7
日程第 1 2 議案第 1 0 号 上富良野町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例	7 7
日程第 1 3 議案第 1 3 号 畜産担い手育成総合整備事業 (再編整備型事業) 委託契約締結の件	7 7
日程第 1 4 議案第 1 4 号 財産の取得及び処分の件 (家畜保護施設整備・飼料貯蔵施設)	7 7
日程第 1 5 議案第 1 5 号 財産取得の件 (町道維持管理車 (ロータリー除雪車))	8 1
日程第 1 6 議案第 1 6 号 消防防災車庫兼消防団詰所新築工事 (建築主体工事) 請負契約締結の件	8 1
日程第 1 7 議案第 1 1 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更の件	8 2
日程第 1 8 議案第 1 2 号 富良野地区介護認定審査会規約の変更の件	8 3
日程第 1 9 発議案第 1 号 議員派遣の件	8 4
日程第 2 0 発議案第 2 号 基地対策予算の増額等を求める意見の件	8 4

日程第 2 1	発議案第 3 号 道路整備に関する意見の件	8 5
日程第 2 2	閉会中の継続調査申出の件	8 6
閉 会 宣 告	8 6

第 2 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成18年度上富良野町一般会計補正予算(第2号)	6月21日	原 案 可 決
2	平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	6月21日	原 案 可 決
3	平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)	6月21日	原 案 可 決
4	平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	6月21日	原 案 可 決
5	平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	6月21日	原 案 可 決
6	平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)	6月21日	原 案 可 決
7	平成18年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)	6月21日	原 案 可 決
8	平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算(第1号)	6月21日	原 案 可 決
9	上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例	6月21日	原 案 可 決
10	上富良野町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例	6月21日	原 案 可 決
11	北海道市町村総合事務組合規約の変更の件	6月21日	原 案 可 決
12	富良野地区介護認定審査会規約の変更の件	6月21日	承 認 可 決
13	畜産担い手育成総合整備事業(再編整備型事業)委託契約締結の件	6月21日	原 案 可 決
14	財産の取得及び処分(家畜保護施設整備・飼料貯蔵施設)	6月21日	原 案 可 決
15	財産取得の件(町道維持管理車(ロータリー除雪車))	6月21日	原 案 可 決
16	消防防災車庫兼消防団詰所新築工事(建築主体工事)請負契約締結の件	6月21日	原 案 可 決
	行 政 報 告	6月20日	
	町の一般行政について質問	6月20日 6月21日	
	報 告		

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	6月20日	報 告
3	平成17年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件	6月20日	報 告
4	法人の経営状況報告の件	6月20日	報 告
5	専決処分報告の件(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)	6月20日	報 告
6	専決処分報告の件(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)	6月20日	報 告
	発 議		
1	議員派遣の件	6月21日	原 案 可 決
2	基地対策予算の増額等を求める意見の件	6月21日	原 案 可 決
3	道路整備に関する意見の件	6月21日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	6月21日	原 案 可 決

平成18年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成18年6月20日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 会期決定の件 6月20日～21日 2日間
- 第 3 行政報告 町長 尾岸孝雄君
- 第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 高口勤君
- 第 5 報告第 2号 平成17年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 第 6 報告第 3号 法人の経営状況報告の件
- 第 7 報告第 4号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
- 第 8 報告第 5号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
- 第 9 町の一般行政について質問

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	松藤良則君
総務課長	佐藤憲治君	企画財政課長	北川雅一君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	米田末範君	町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	早川俊博君	会計課長	越智章夫君
建設水道課長	岡崎光良君	ラベンダー・ハイツ所長	菊地昭男君
教育振興課長	垣脇和幸君		
町立病院事務長			

議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	次長	藤田敏明君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 18名)

開会宣告・開議宣告

議長(中川一男君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより、平成18年第2回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、6月16日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期議会運営につき、5月30日、6月14日、15日に議会運営委員会を開き、会期、日程等を協議いたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号ないし議案第16号までの16件、報告第2号ないし第5号の4件であります。報告第3号の資料として、上富良野町土地開発公社役員名簿及び株式会社上富良野町振興公社取締役名簿、白銀荘組織図、白銀荘緊急連絡簿、白銀荘自衛消防組織表をお手元にお配りいたしております。

議員からの提出案件は、発議案第1号ないし発議案第3号の3件であります。

監査委員から、監査・例月現金出納検査の結果報告がありました。

町長から、今期定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、平成18年度建設工事発注状況をお配りいたしましたので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

6月5日までに受理いたしました陳情要望の件数は16件であり、その要旨は、さきにお配りしたとおりであります。議会審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外6名の議員から一般質問の通告がありました。その要旨は、本日、お手元にお配りいたしましたとおりであり、あらかじめ執行機関に質問の要旨を報告いたしております。なお、質問の順序は、通告を受理した順と

なっておりますので、御了承賜りたいと存じます。また、質問の日割りにつきましては、さきに御案内のとおりでございます。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

7番 岩田浩志君

8番 吉武敏彦君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(中川一男君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの2日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月21日までの2日間と決しました。

日程第3 行政報告

議長(中川一男君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長より報告がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第2回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る3月定例議会以降における町政執行の概要につきまして御報告をさせていただきます。

さて、5月28日深夜から29日にかけて発生した強風により、学校施設や社会教育施設の一部で屋根のトタンの剥離や看板の破損など、概算で150

万円程度の被害がありました。農業関係では、178棟の園芸用ハウスの破損をもたらした農作物被害と合わせまして、概算被害額は6,200万円になるものと見込まれております。被害を受けられました農業者の皆様は、まずもって心よりお見舞いを申し上げます。

初めに、本年度4月からの執行体制であります。定年退職者など10名の欠員については、町立病院の看護職2名の採用にとどめ、昨年度から8名減の213名による執行体制としているところであります。収入役については、助役において兼掌を継続し、職員減員分については事務処理の簡素・効率化とともに、外部委託や定数外職員による対応を図ったところであります。

あわせて、「笑顔のあいさつと思いやり」をテーマにして、職員の接遇改善に取り組むとともに、その一環として町民の皆様は職員に職員の接遇について、率直な御意見を伺うため、アンケート調査を5月1日より開始いたしました。町民の皆様方からいただいた御意見を真摯に受けとめ、一層の接遇改善と町民との信頼関係構築につなげてまいりたいと考えております。

次に、国の栄典関係であります。4月29日発令の危険業務従事者叙勲において、高野彦幸氏、江嶋信弘氏、杉本勝氏、六本木大三氏が瑞宝双光章を、朝倉崇氏、荒井昇氏、伊藤力氏、大湊治氏、瀬田克己氏、鶴丸勲氏、松崎順伍氏が瑞宝単光章を、また、春の褒賞では菅野祥孝氏が紺綬褒章を受章されました。受章されました皆様のこれまでの御功績に敬意を表するとともに、町といたしましてもお祝い金を贈呈したところであります。

次に、指定管理者による公の施設の管理運営についてであります。日の出公園関連施設及び吹上温泉保養センターの2施設は、株式会社上富良野振興公社と、パークゴルフ場は株式会社シー・エス・ティーと3月末までに協定を締結し、4月1日から2社による運営を開始いたしました。今後は、制度の趣旨にある利用者へのサービス向上と、管理経費の効率化が一層進むことを期待いたしているところであります。

次に、防災関係についてであります。平成18年第1回定例会で御議決をいただいた「上富良野町国民保護協議会条例」に基づき、4月1日付で21名の委員を任命し、法律の定めるところで私が会長につく、2名構成の上富良野町国民保護協議会を組織したところであります。近く第1回協議会を開催し、上富良野町国民保護計画の策定について諮問する予定となっております。

また、石狩川水系が担当した本年度の公開水防演

習が、北海道、北海道開発局及び本町を含めた上川管内水系14市町村の主催で、6月17日、旭川市で実施されました。本町からは助役が私を代理し、多数の一般見学者の見守る中で、副統裁として607人が各種職種別に参加する実動演習の運営に当たりました。なお、本町からは、上富良野消防団15名が水マット工の部門で参加したところであります。

また、本年は大正15年の十勝岳噴火による泥流災害から80周年に当たることから、町としては被災日の5月24日に、開拓歴史広場に献花台を設置し、午後4時から現地で関係者25名の参列をいただき、追悼式を行いました。あわせて、4時15分には、防災無線の全町放送を通じて、町民一同による黙祷によって被災者への追悼と、防災への決意を新たにいたしましたところであります。

さらに、郷土をさぐる会など民間の方々を中心となり、実行委員会が組織され、5月20日から28日まで郷土館と公民館を会場に、十勝岳大噴火泥流災害80周年回顧展が開催されました。期間中、町内外から1,450名の来場者を迎えて、盛会のうちに終了したところであります。

次に、カムローズ高校一行の来町についてであります。友好都市カムローズ市から、カムローズ・コンボジットハイスクールのマックス・リンドストランド校長を団長とする一行50名が3月30日から3泊4日の日程で来町されました。受け入れに当たっては、国内外交流の会と実行委員会を組織するとともに、町内23の御家庭がホストファミリーとして協力をいただき、対応したところであります。滞在中は歓迎レセプションを初め、日本文化や温泉体験などを通じ交流を深められ、無事御帰国いただいたところであります。

次に、静修地区の開拓100周年についてであります。静修地区に開拓のくわがおろされ100年を迎えることから、地域住民の皆様の手によって記念碑が設立されました。4月3日に、この除幕式とあわせて記念式典の御案内をいただきましたので、地区の皆様とともに先人の労苦への感謝とあわせて、今後の地区の繁栄を御祈念申し上げたところであります。

次に、住民参加の取り組みについては、パブリックコメントを昨年より制度化し、また、出前講座を昨年10月より開設したところであります。平成17年度におけるパブリックコメントは、町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例(案)などの5事案について実施し、8人、1団体の方から延べ28件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の概要や実施結果について

は、広報かみふらの及び行政ホームページに公表し、情報共有を図ったところであります。

また、出前講座については、昨年度に4団体、今年度に入ってからも既に4団体から申し込みがあり、これまで6講座を開設し、延べ142名の参加をいただきました。パブリックコメントも出前講座も、町民の皆様の参加があって成り立つ制度であり、今後とも皆様の積極的な参加・活用をお願いしたいと存じます。

次に、行財政改革に向けた取り組みについてありますが、国が示した新地方行革指針を参考に、より明確な数値目標等を現行の行財政改革実施計画に追加したところであり、引き続き計画に沿って着実な実践に努めてまいりたいと考えております。

さて、平成17年度の実践状況については、新職員定数適正化計画の策定、新給料表の導入、特別職の報酬改正、収入役制度の廃止など、組織体制の縮小見直しと人件費抑制に取り組むとともに、指定管理者制度の導入やケアハウスの民間移譲など、民間活力の活用、また、町税等の徴収対策の強化などを進めてまいりました。さらに、町民の皆様には、受益者負担の適正化として各種手数料の見直しのほか、補助金・負担金の整理・合理化に御協力いただきました。

この結果、平成18年度予算に反映した効果額は、人件費分の2億2,300万円を含め4億4,950万円となり、平成16年の実績額と合わせて2年間で約6億3,300万円の効果となりました。しかし、7月に予想される国の骨太方針による地方交付税の削減問題や国から地方への税源移譲の見通しが見えないという地方自治体の現状を見るとき、行財政改革を着実に推進していかなければならないと考えておりますので、町民皆様の御協力をなお一層お願いしたいと存じます。

次に、広域行政につきましては、第1回定例会後の3月23日に、「自治のかたち検討プロジェクトチーム」から、広域圏振興協議会委員会へ最終報告書の提出を受けました。将来の富良野圏域の「自治のかたち」として、報告書では、「市町村連携」、「広域連合」、「市町村合併」、「広域都市」の四つの選択肢が示されております。広域圏振興協議会委員会では、それぞれの市町村において、報告内容を住民に説明するとともに、住民の声を持ち寄り、今後の方向性を見出すことを申し合わせたところであり、

本町では、最終報告書を町ホームページに掲載したほか、情報提供コーナーへ資料を収蔵し、概要版を町広報誌とともに町民の皆様へ配布いたしました。4月には、町議会議員、住民会長の皆様へ説明

会を開催するとともに、町職員に対しては、研修会を通じて情報共有を図ってきたところであります。さらに、5月10日から6月6日までの間に、町内7カ所「まちづくりトーク」を開催し、52名の参加者から貴重な御意見をお聞きすることができました。

今後については、寄せられた御意見を参考に、議員各位と議論を深め、7月下旬に予定されております広域圏振興協議会委員会において、その方向性を模索していくとともに、町民の皆様へは、随時その状況をお知らせしてまいりたいと存じます。

次に、自衛隊関係であります。6月1日に防衛庁陸上幕僚監部の防衛部長を訪問し、自衛隊の削減に対する上富良野駐屯地の現状維持の要望を行ってまいりました。自衛隊記念式典では、5月27日に北部方面後方支援隊6周年記念式典、翌日には第7師団創隊51周年記念式典、6月10日には第2師団管内殉職者自衛隊員追悼式に、翌11日には第2師団創立56周年記念式典に出席いたしました。なお、6月17日第3地对艦ミサイル連隊12周年記念行事、翌18日には上富良野駐屯地創立51周年記念式典が行われ、多くの町民とともにお祝いすることができました。

次に、基地協議会関係であります。4月に上富良野町基地協議会の周辺整備事業の要望を、上富良野駐屯、旭川第2師団、北部方面総監、札幌防衛施設局、それぞれ構成団体長の同行のもと要望運動を行いました。また、5月25日、北海道基地協議会総会が美幌町で開催され、出席してまいりました。

次に、町税等の滞納対策についてであります。平成17年度においては、預金調査323件、給与支払い調査23件、町外者実態調査67件の滞納者に対する財産調査等を実施し、延べ47件の差押えを執行し、366万円の換価収納をいたしました。

また、管理職全員による滞納プロジェクトを3回実施し、延べ307名、うち上下水道料対象者104名の臨戸訪問徴収により、町税705万円、上下水道料76万円の徴収をいたしました。さらに、夜間・休日納税相談窓口を3回設置して、日中納税ができない町民のための収納サービスの向上に努めるとともに、夜間・休日納税相談日にあわせて、滞納者延べ237名の呼び出し催告を行い、340万円を徴収するなどさまざまな収納対策を講じて、税収の確保に努力してきたところであります。3月末現在の滞納繰越分の収納率は、町税で33.8%、国保税で29.5%となっており、前年比では町税で13.3%、国保税では14.4%、収納率が向上したところであります。

次に、昨年11月に制定された障害者自立支援法

に基づく、障害認定にかかわる審査会の設置についてありますが、広域による共同設置の基本的合意ができましたことから、その検討を進めてきたところでもあります。既に、共同設置しております介護認定審査会に、障害認定を専門とする委員5名による1合議体を増設することで、富良野地方5市町村における本年10月からの給付に要する認定作業を進めることといたしたく、今定例会に規約の変更と運営等に要する関係補正予算を上程いたしましたところでもあります。

次に、平成18年第1回定例会で、廃止の御議決をいただきました東中へき地保育所につきましては、3月25日、平成17年度の入所者修了式後、地域を初め多くのゆかりの方々の御参列をいただき、閉所式を挙行し、昭和33年の開設から47年間の運営に幕をおろしました。これまでの間、地域を初め多くの関係の皆様御協力に、厚く感謝を申し上げます。なお、本施設につきましては、今後、地域活動の場として利用することが、地域とも合意に達しておりますことから、7月からの利用を目指し、内部の一部改修等を現在実施しております。

次に、高齢者福祉の担い手育成や効率の高い福祉活動などを基本に、議会の深い御理解のもと決定をいただきましたケアハウスの民間譲与につきましては、本年4月1日付をもって無事すべての移譲事務を終え、社会福祉法人わかば会による運営が開始されました。今後、民間ならではのサービス提供をもとに、安定した運営がなされることに、大きく期待をいたしているところであります。

次に、子どもセンターの管理運営状況であります。利用者から要望のありました網戸の設置のほか、職員による一部塗装作業などにより、少しでも明るい環境づくりを施し、利用の推進に努めているところであります。また、療育活動や子育ての支援活動に欠くことのできない野外遊具の整備につきましては、東中へき地保育所の遊具の一部を移設するほか、町民の方から高額な御寄附をちょうだいいたしましたことから、今定例会に補正提案させていただいて、整備を進めたいと考えております。

次に、国保ヘルスアップ事業関係であります。町の医療費を分析したところ、国保の医療費19億円の74.4%が高血圧、糖尿病から引き起こされた心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病でした。この疾病の予防と改善を目的に、国保ヘルスアップ事業では、生活習慣病予備軍を対象として、生活習慣改善のための個々の実践を支援しました。

その結果、例年見られる冬季の大幅な体重増加を防ぎ、さらに内臓脂肪の減少、基礎インスリン量の減少、血液データの改善等が多く見られました。今

年度は7月の健診に向け、20歳以上の国保対象者に個別に循環器健診の案内送付を行い、若年者の健診受診率向上と生活習慣病予防に向けた取り組みを強化してまいります。

次に、合併浄化槽設置事業であります。本年度の計画設置数5人換算27基に対して、対象者625名の方に設置希望調査を行ったところ、36件の希望がありましたので、優先順位を新築、介護改築、一般改築、単独浄化槽設置改修と定めて審査した結果、最終的に新築1件、介護改築1件、一般改築20件、単独浄化槽設置改修1件の合計23件の設置を決定したところであります。

次に、農作物の生育状況についてですが、今年は融雪のおくれに、4月の低温、日照不足が重なり、耕起作業におくれが出ましたが、5月に入り好天に恵まれたことから、水稻においては5日おくれ、畑作においてはビート、馬鈴薯、豆類等で2日から5日おくれで播種・定植作業を終了いたしております。その後の好天にも恵まれ、生育のおくれを取り戻しているところでありますが、このまま順調に天候が推移し、豊穰の秋を迎えられることを願っているところであります。

次に、観光関係では、HTB北海道テレビの制作で、上富良野町を舞台とした全国ネットのテレビドラマロケが、7月中旬から10日間程度の予定で行われる旨の申し入れを受けました。脚本は前川洋一さん、出演は大泉洋さん、高野志穂さん、前田吟さん、倍賞美津子さん、大滝秀治さん等であり、内容はビールの原料となるホップと大麦を栽培する農家の思いと家族のきずなを描いたドラマであります。放映は9月2日の予定と聞いておりますが、本町を舞台としたテレビドラマが多くの視聴者に感動を与え、ロケ地の景観などにあこがれを持ち、来訪者の増加につながることに大きな期待を抱き、町としてもできるだけの支援、協力をいたしたいと考えております。

次に、昨年10月に開設した泌尿器科診療の平成17年度末の診療状況についてであります。診療回数は13回で、630名の受診者がありました。1日当たりの受診者数は平均で48.5人と、当初予想を上回る患者が受診されたところであります。今年度におきましても、引き続き富良野協会病院の協力をいただけますので、より受診しやすい環境整備に努めてまいりたいと思っております。

次に、昨年8月より休館中でありました郷土館は、アスベスト除去工事が4月14日に終了したことから、展示物の陳列を改めて整えたところであります。再開に当たっては、今年度、十勝岳の大正噴

火から80周年に当たることから、十勝岳噴火泥流災害80周年記念回顧展実行委員会による記念事業と歩調を合わせて、被災コーナーの特別展示を行い、町内外より多くの人たちに来館いただきました。さらに、5月24日は、小説「泥流地帯」作者の故三浦綾子氏の御主人であります三浦光世氏にお越しをいただき、武道館において講演会を開催いたしました。

次に、上富良野町地域子ども教室についてですが、放課後の子どもの居場所づくりとして、本年度当初に町内小学校児童数697名のうち、約30.5%に当たる212名の登録がありました。本年度は学校固定型をこれまでの月曜日から木曜日に金曜日に加え、上富良野小学校及び上富良野西小学校で実施しております。

次に、上富良野高等学校についてですが、このたび北海道教育委員会が公表した「新たな高校教育に関する指針」の素案によりますと、現行の1学年2学級では再編の対象となることが懸念されることから、町民総意で上富良野高等学校の存続を求めるため署名活動を展開し、中富良野町民にも支援をいただきながら、合わせて8,421名に及ぶ署名の成果を5月30日、議長を初め教育委員長、同窓会長、PTA会長、さらには中富良野町より、町長、副議長、教育長にも御同行をいただき、北海道教育委員会及び北海道知事、北海道議会に提出し、上富良野高等学校の存続を強く訴えてまいりました。

このような状況下において、5月25日に報道されました上富良野高等学校元事務長による公金着服事件は、極めて残念な出来事でありました。元事務長が上富良野高校へ着任した平成15年度以降の道費及び団体会計において、金銭着服事実が判明したものでありますが、5月19日には、学校長より町及び町教育委員会にも書面での報告を受けたところであります。町が、上富良野高等学校教育振興会会計において、平成15年度会計決算に不正があった旨の内容でありましたので、事実関係を確認し、過日、教育振興会から補助金の一部返還を受けたところであります。今後は、このような不祥事が発生することのないように、適切な経理の指導を十分徹底してまいります。

最後に、建設工事の発注状況についてですが、本年度、入札執行した建築工事は6月15日現在で、今定例会に上程の1件分を含め件数で20件、事業費総額で2億1,463万500円となっております。また、4月1日付で今年度発注予定の建設工事45件の情報について公開するとともに、

今年度より入札の公開を積極的に進めるよう、入札執行情報を情報提供コーナー等に開示することといたしました。なお、お手元に平成18年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上をもちまして、行政報告といたします。

議長（中川一男君） 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

議長（中川一男君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件につきまして御報告申し上げます。

今回は、病院の貯蔵品検査、それから車両検査、そして特別監査としまして、上富良野高等学校にかかわる財政援助団体補助金につきましての監査、そして例月現金出納検査について御報告申し上げます。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の概要ですが、平成18年4月12日に、病院事業の棚卸しを監査の対象として、平成17年度末に係る貯蔵品調書等関係諸帳簿を検閲し、貯蔵品の実地検査を行いました。

検査の結果、棚卸しはおおむね適正に執行されていると認められました。

次に、2ページをお開きください。

定期監査の車両検査の結果を報告いたします。

監査の概要ですが、平成18年6月2日に公用車両の整備及び管理状況を監査の対象として、公用車両81台中、消防に管理委託している4台を除く77台の実地検査を行いました。

監査の結果、公用車両の整備及び管理の状況は、おおむね良好であると認められました。

次に、財政援助団体監査の結果について御報告申し上げます。

3ページをお開きください。

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体監査を執行しましたので、同条第9項の規

定により、その結果を報告いたします。

監査の概要ですが、平成18年6月9日に、上富良野高等学校が事務局を受け持つ補助金事務について、平成15年度から平成17年度の上富良野高等学校教育振興会会計を監査の対象として、金銭出納簿など関係諸帳簿を検閲し、補助金の实地検査を行いました。

検査の結果、補助金事務は、平成15年度会計を除き、おおむね適正に執行されていると認められました。

次に、4ページから13ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成17年度2月分から4月分及び平成18年度4月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は、別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、14ページ、15ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） 報告に対し、質疑があれば受けます。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 若干お伺いしたいところがあるのですが、3ページ目の補助団体等の監査の部分で、いわゆる平成15年度の上富良野高等学校教育振興会会計を除き、おおむね適正に執行されているとありますけれども、教育振興会会計のもうちょっと詳しい御報告及びこれを除いたというのはどういうことなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（高口勤君） 振興会の会計につきまして監査を行いまして、その概要につきましては、あとで教育委員会の方から報告があると思います。さらに、それに関連しまして、なお質問がございましたら、そのときにまたお答えしたいというように思っております。

議長（中川一男君） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって監

査・例月現金出納検査結果の報告を終わります。

日程第5 報告第2号

議長（中川一男君） 日程第5 報告第2号平成17年度上富良野一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

本件の報告を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（北川雅一君） ただいま上程されました報告第2号平成17年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、概要を申し上げて説明にかえさせていただきたいと思えます。

それでは、恐れ入りますが、繰越明許費繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

本件対象の事業は、北海道が事業主体として取り進めております富原南地区、島津地区の耕地整備の2事業及び国のアスベスト改修事業により実施の郷土館天井石綿吹きつけ改修事業を加えました3事業でございます。

これらの事業につきまして、耕地整備事業では、融雪後の条件のよい時期の完成や年度の早い時期の着工を図るため、また、郷土館天井改修事業においては、工事着工が平成17年度末であったことから、18年度の事業完了となるところで。

5月末をもって平成17年度会計の決算期を迎え、予算で設定しておりました金額を確定した結果、総額2,127万8,088円を平成18年度会計へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、その内容を報告するものであります。

なお、この事業ごとの未収入特定財源につきましては、当該事業の完了時期に応じまして、歳入の受け入れ手続をとってまいります。

以上、簡単であります。報告第2号の説明いたします。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第6 報告第3号

議長（中川一男君） 日程第6 報告第3号法人の経営状況の報告を行います。

本件の報告を求めます。

初めに、上富良野町土地開発公社の報告を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（北川雅一君） ただいま上程された報告第3号法人の経営状況報告について。

最初に、上富良野町土地開発公社の経営状況につきまして御報告申し上げます。

当公社におきましては、町の公共用地先行取得等の要請を受けていないことから、経常的なもの以外の特別具体的な事業活動はございません。

このようなことから、平成17年度の決算に関する書類といたしましては、事業報告書、合わせまして昨年度同額となる160万円余りの経費の支弁をした内容の貸借対照表など、所定の書類をつけてございます。また、平成18年度におきましては、現在のところ町の方から要請を受けてございませんが、今後、用地の取得等があった場合には、その旨対応することとしてございます。

したがって、予算におきましては、平成17年度同様に、経常的な活動を想定いたしました、経費を支弁する内容で調整してございますので、御高覧いただきたいと思います。

以上、簡単でございますけれども、上富良野町土地開発公社関係の経営状況の報告といたします。

議長（中川一男君） 報告説明に対し、質疑があれば受けます。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） ただいま報告ありましたが、何年も事業がされていないような気がいたします。これらについて、土地開発公社の存続についてはどのようにお考えか、ちょっとお聞きしたいのですが。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 14番長谷川議員の御質問にお答えします。

昨年だったと思いますけれども、用地の先行取得に当たりましては、土地開発基金と土地開発公社の機能を使い分けしながら、その事態に対処したところでございます。

御案内のとおり、基金につきましては条例を廃止いたしましたことから、今、担当課長の方から説明申し上げましたように、万が一、町の方から先行の公共用地の取得の要請があった場合には、その事態に対処すべく、当社が機能を発揮するという観点からすると、いましばらくそのような動向を見きわめて、将来に向けた判断をしなければならないというふうに考えてございます。

御案内のとおり、ここ近隣の自治体におきましても土地開発公社の廃止をしているところもございますし、道内的には全部の自治体が土地開発公社を有してございませんので、それらも考慮しながら、町長におきましても、行政側としての判断もしなければ

ならないというふうに思っているところであります。

いずれにしても、早々に公社を廃止するというような方針は、今のところ町としても持っていないことを御理解いただきたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって上富良野町土地開発公社の報告を終わります。

次に、株式会社上富良野振興公社の報告を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（小澤誠一君） ただいま上程いただきました株式会社上富良野振興公社の経営状況につきまして御報告申し上げます。

経営状況に関する書類の1ページをお開きいただきたいと思えます。

最初に、平成17年度の事業報告として、会議等の開催、審議の状況でございます。

まず、総会関係では、平成17年4月25日に定時株主総会を開催し、平成16年度の事業報告、決算承認及び平成17年度事業計画、予算について議決をいただいたところであります。

また、任期満了に伴いまして、取締役の選任、監査役及び常務取締役の選任を行ったところでございます。

平成17年10月14日開催の臨時株主総会におきまして、取締役の選任、代表取締役の選任を行っております。取締役会関係におきましては、平成17年10月14日開催の第1回取締役会において、平成17年度上半期の事業について報告を行っております。また、平成18年3月29日開催の第2回取締役会において、17年度の事業報告、決算方針及び18年度の経営基本方針及び予算編成方針について審議を行ったところでございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思えます。

17年度の部門別の報告をいたします。

まず、保養センター白銀荘につきましては、総体入館者10万5,605人となりました。その内容は、日帰り客、9万5,849人、宿泊客、9,756人となっており、計画対比88%の入館実績となっております。例年行っております福祉向上を目的とした町内在住の70歳以上の方と障害者に対する優遇措置による無料入館者は、952人の利用となっております。

次に、日の出公園オートキャンプ場につきましては、全道的にキャンプ場が前年を下回る入り込みの

状況でありますけれども、当初計画1万500人に対し1万3,409人、計画対比127.7%、利用収益も計画対比1,100万円に対しまして1,419万4,000円で、計画対比129%の実績となりました。

次に、町営スキー場であります。例年12月上旬ごろに開設を予定しておりますけれども、降雪不足から12月24日に運行を開始いたしました。これまで自衛隊の訓練につきましては、減免措置を講じてまいりましたけれども、17年度より子ども料金として収納をいたしております。リフト売上券、売上枚数は当初計画2,750枚に対し3,762枚で、計画対比136.8%、また、利用収益は計画138万6,000円に対し176万2,000円で、計画対比127.1%となりました。

次に、島津公園につきましては、町民の憩いの場として家族連れ、また各団体等多くの皆様に御利用をいただくために、芝管理、清掃、安全管理に努めております。

次に、日の出公園であります。芝生の管理、花々の植栽、除草、これらの管理に努めてまいりました。

次に、パークゴルフ場であります。全道に約750カ所あると言われておりますパークゴルフ場の中から、パークゴルフ新聞によります景観及び人気コースのベストテンに、本町のパークゴルフ場が選ばれております。これまで、本町のパークゴルフ場で開催されておりました管内のメジャー大会等が、他所に移ったというようなことから、入場者も前年度を下回った結果となりました。年間利用人員も前年度実績3万7,869人に対し3万4,380人で、前年対比90.8%、また、利用収益も前年度815万3,000円に対し675万5,000円の実績となりました。

次に、飛びまして6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページの貸借対照表について御説明いたします。

まず資産の部、流動資産といたしまして総額で2,091万2,144円、その内訳は定期預金1,550万円、現金、預金333万3,122円、期末商品207万9,022円、固定資産として旭川信用金庫などに対する出資金3万円で、資産合計は2,094万2,144円となります。

負債の部では、流動負債合計486万2,765円、その内訳といたしまして、買掛金、未払金、預り金、入湯税預り金等であります。

資本の部では、上富良野町、ふらの農協、上富良野町商工会、旭川信用金庫の資本金が1,000万

円。利益剰余金といたしまして、607万9,379円を加え、資本の部の総額は1,607万9,379円となります。

次に、負債資本の合計は、2,094万2,144円となります。

7ページをお開きいただきたいと思います。

損益計算書について説明いたします。

営業収益の部であります。利用収益と売店収益を合わせた売上高合計は、1億1,233万9,727円となるところであります。その内訳として、白銀荘8,925万1,649円、オートキャンプ場1,419万4,385円、スキー場176万1,980円、日の出公園37万6,802円、パークゴルフ場675万4,911円でございます。

次に、営業費用につきましては、売上原価として主商品、当期商品仕入れで1,773万1,879円から、期末商品棚卸高207万9,022円を差し引いた1,565万2,857円となり、売上総利益は9,668万6,870円となります。

販売及び一般管理費は1億1,896万5,193円で、その内訳は白銀荘6,566万8,110円、オートキャンプ場1,606万3,073円、スキー場867万6,679円、島津公園231万9,387円、日の出公園1,742万187円、パークゴルフ場881万7,757円であります。これらを差し引き営業利益は2,227万8,323円のマイナスとなります。

営業外収益につきましては、受取利息、配当金、雑収入、受託収入を含めまして3,774万9,884円あります。

受託収入の内訳として、白銀荘150万5,301円、オートキャンプ場372万6,667円、スキー場691万1,430円、島津公園257万4,286円、日の出公園1,839万9,049円、パークゴルフ場440万5,715円あります。営業外費用につきましては、町へ1,500万円の寄附を行い、これを差し引いた経常利益は47万1,561円となるところでございます。これから、法人税等22万6,300円を差し引き24万5,261円が当期利益となり、これに前期繰越金33万4,118円を加えまして、57万9,379円が当期末未処分利益となります。

次に、飛びまして13ページの18年度の事業計画予算について説明いたします。

まず、保養センター白銀荘でございますが、依然といたしまして景気低迷が続いております。来道客の減少もございます。その中で、当温泉の最大の特徴であります天然温泉の利点を生かし、利用者へのPRに努め、目標達成に努めてまいります。計画に

当たっては、過去の実績等を勘案いたしまして、入館者10万5,000人、宿泊が9,000人、日帰り客が9万6,000人を見込みまして、売上高については9,504万円を見込んでおります。

次に、日の出公園オートキャンプ場につきましては、施設過剰と言われる中にありまして、平成8年をピークに全国的に入場者も減少をたどっておりますけれども、新規キャンパーの獲得を目指しPRを行うほか、シルバー層への取り組みを積極的に行い、利用者の立場に立ち、接客、情報提供、環境整備に努めてまいります。計画に当たっては、経済社会状況等勘案いたしまして、入場者1万1,000人を見込み、売上高につきましては1,180万円を見込んでおります。

次に、日の出スキー場につきましては、町民の憩いの広場として、また、レジャー・健康としてのスキー、教育としてのスキーなどに安心して利用いただけるよう、従業員教育、ゲレンデの整備に努めてまいります。計画に当たっては、1回券、回数券、ナイター券、シーズン券を含めまして、売上高19万3,500円を見込んでおります。

日の出公園につきましては、町民の憩いの場として、また観光客の訪れとともに、にぎわうものと予想しておりますので、環境整備や公園管理に十分配慮してまいります。

15ページ以降22ページまでの各施設の18年度損益計算につきましては、御高覧をいただいたものと思いますので、説明を省略いたします。

以上、株式会社上富良野振興公社の平成17年度の経営状況についての報告とさせていただきます。

議長（中川一男君） 報告説明に対し、質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって法人の経営状況の報告を終わります。

日程第7 報告第4号

議長（中川一男君） 日程第7 報告第4号専決処分（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。

本件の報告を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長（垣脇和幸君） ただいま上程されました報告第4号専決処分報告の件につきまして、その概要を申し上げます。

本件は、昨年12月16日午前10時35分ごろ、訪問看護の看護師が町内訪問看護に向かう途中、道道上富良野旭中線と町道南1条通りとの交差点におきまして、確認不十分であったことから、交

差点内で相手方の直進車両前左の部分と、当方フロントの部分と接触をしてしまったものでございます。幸い双方とも低速の走行であったことから、同乗者へのけがはありませんでした。

相手方と交渉した結果、当方側に一時停止を見落とすなどから、当方80%の過失となり、賠償金32万2,434円の金額を賠償することで、平成18年5月31日に専決処分を行ったところでございます。

日ごろから職員に対しまして、安全運転に対する注意、喚起を行ってきたところでございますが、結果、交通事故防止に対する町民の信頼を傷つけてしまったことを深くおわび申し上げます。今後におきましても引き続き職場はもとより、家庭での交通事故防止に、一層努めてまいります。

以下、朗読をもって説明とさせていただきます。

報告第4号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面に参ります。

専決処分書。

町が運行する自動車の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成18年5月31日。上富良野町長尾岸孝雄。

記。1.和解の相手方、上富良野町

、
。2.和解の内容、(1)上富良野町は、相手方、
に対し、金32万2,434円を支払う。(2)相手方、
は、上富良野町に対して、本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分報告といたします。

御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第8 報告第5号

議長（中川一男君） 日程第8 報告第5号専決処分（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。

本件の報告を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程されました報告第5号専決処分報告の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、本年4月16日午前10時30分ごろ、町道北19号道路の東8線と東9線の間において、当該所有の車両が通行した際、道路の穴ぼこの段差により、車両左側の前輪と後輪のタイヤ及びホイールが損傷したものでございます。

この事故につきましては、町道の維持管理の不十分により発生した事故でありますことから、過失割合は当方が80%の過失となり、賠償額6万1,320円の金額で、平成18年6月13日に専決処分したので報告するものでございます。

道路維持管理の不十分をおわび申し上げますとともに、道路の安全パトロールを徹底し、再発防止に努めてまいります。

以下、朗読をもちまして報告とさせていただきます。

報告第5号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面に参ります。

専決処分書。

町道内で発生した車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成18年6月13日。上富良野町長尾岸孝雄。

記。1.和解の相手方、河西郡芽室町

、。2.和解の内容、(1)上富良野町は、相手方、 に対し、金6万1,320円を支払う。(2)相手方、 は、上富良野町に対して、本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上で専決処分の報告といたします。

御了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば受けます。

10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） こんな件というのは、非常に珍しい件なのかなというふうに思っております。毎回毎回頭を下げているわけですね、課長連中は、できれば本人が来て謝罪するべきであろうとい

うふうに私は思うのですけれども、これだけ大きな損害が出るというのは、どんなでかい穴ぼこがあったのかわからないわけですね。相当車が新しいのか古いのかわかりませんが、その辺の状況というのは全くわからないと。それだけ大きな穴があるとか道路が傷んでいるというのは、これが何力所あるのかという気がするのですよ。私はそんな穴は見たことないからちょっとわからないのですが、そういうようなことを、もう調べ尽くしてしまったのか、この事件が早いものですから、これから今現在あるのかないのか。もしかあるとするならば、早急になければならないだろうというふうに思うのですけれども、これちょっと異例だなという感じがするので、その辺の状況もうちょっと詳しく知らせていただきたいと思います。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 仲島議員の御質問にお答えさせていただきます。

この事故につきましては、昼間の事故ということで、見通しもよかったわけですが、春先4月ですから、春先ある程度道路の舗装面が凍上していた部分がありまして、亀の子状態になって、亀裂状態でその路線がありまして、亀の子状態の舗装の部分が1層2層と分かれていまして、その部分がはがれまして、そして部分的に30センチ角ぐらいですけれども、その部分が砂利層までいったということで、12センチほどの深さになったということで、その部分でホイールとタイヤが損傷としたということでございます。その後、この路線につきましては、安全告知するために看板の設置を施しまして、この路線、以前からこういった舗装面が亀の子状態になって、毎年補修している状況にあるわけですが、そういったことで警告の看板を設置させていただいたところでございます。

そして、その後の路線につきましても、町中にも結構ありますけれども、逐次、そういったことで年次計画で整備を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（中川一男君） 10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） 私も町中ちらちらと歩いてみると非常にあるのですわ。土のうというか、土かい、あれを引いてあるところ随分あるのですけれども、その辺がもうちょっときめ細かく調べてみる必要性があるのではないかなと思うのですよ。朝早くちよろちよろ歩くと、結構そういうところありますね、町中もあるのだけれども。こんなことで賠償金取られるのなら、早目に直しておかないと、これから大変なことになるなと思うのですよ。結構うちの町は軟弱なところありますので、そういうのはも

う少し早めに今後やっていく必要があるというふうに思うのですがいかがですか。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 仲島議員の再質問にお答えさせていただきます。

町のそういった路盤軟弱で簡易舗装という形で、以前から言われているてんぷら舗装の部分ですけれども、その部分に関しましては路線一、二本あたり年次計画でやっているわけですけれども、今後、そういった部分の解消に当たりまして、路線ふやして、補修なりというような対応をとっていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第9 町の一般行政について質問

議長（中川一男君） 日程第9 町の一般行政について質問を行います。

質問の通知がありますので、順次発言を許します。

初めに、13番村上和子君。

13番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります5項目、7点について質問いたします。

まず1項目めとして、さらなる行財政改革と新しい手法を考えれば、町民もまちづくりに参加しやすく、もっと住みやすい町になるのではということです。

1点目、視点を変えてのさらなる行政改革を。

道は、道政史上初の2005年度決算の赤字が決定し、地方交付税も減少する中、上富良野町はことしも基金を取り崩してのマイナス8.7%の緊縮予算となりました。中でも人件費や公債費など義務的経費が全体の41%を占めており、行政サービスに充てる経費を圧迫しております。人件費は、義務的経費としているが、事務事業費と人件費などトータルコストでとらえる予算編成をすれば、人件費を事業費の方に回すことができ、人件費の抑制につながるのではないかと考えますがいかがでしょうか、町長にお尋ねいたします。

2点目は、町民が町政に参加しやすいまちづくりについてです。

新しい手法として、町民アイデア事業の町民税の0.3%ぐらい、約300万円の事業アイデアを募集して、町民予算展開事業を実施しては。寄せられたアイデアを公募した町民で、町民予算検討委員会審査、実現できるものは予算化してはどうか。

また、ミニ市場公募地方債、ミニ公募債を発行してどうか。公共施設の整備等に必要な資金を住民から借りるために、自治体が発行する債券ですが、この債券を購入することによって、投資家の立場で町政に参加することできる。元金や利子の支払いは町が責任を持って行う。金額は、例えば1株10万円ぐらいから、期間は3年にして、どういう事業を起こすかは行政で、町民もまちづくりに関心を寄せ、パブリックコメントを高めることになるのではと考えますがいかがでしょうか。

3点目は、ソフト行政として。

夜間窓口業務を1週間に1回ぐらい実施してはどうか、お尋ねいたします。

2項目めは、人口増加対策として、団塊世代の大量退職者に、移住地として上富良野町も選択肢の一つとなれるよう力を入れてはどうか。

上富良野町ばかりでなく、富良野沿線全体の人口減少時代が、計画よりも2年早く訪れている。減少すると、税収減、経済的にも低下につながり、行政も優先順位があると考えますが、人口増加対策として行政ばかりでなく、道や地域の各団体企業にも呼びかけ、道移住促進協会等にも加入するなど、団塊の世代の退職者に空き家、生活支援、地域の人との交流の場を考え、スローライフの地として上富良野町も選択肢となるための対策に力を入れるべきではないでしょうか、お伺いいたします。

3項目めは、地域医療の充実について、町立病院に耳鼻咽喉科の週1回検診を。

地域センター病院（協会病院）からの医師派遣により、町立病院に泌尿器科を新設して、患者さんからは大変好評であるが、民間の耳鼻咽喉科病院が3月で廃院となり、現在、耳鼻咽喉科の患者さんも多数いることから、地域センター病院との病々連携により、週1回耳鼻咽喉科の診療依頼をしてはどうか。現在、協会病院は、月・火・木曜日の午後3時までと、土曜日の午前中（第2、第4は休み）が診療日となっているので、月・火・木のいずれか3時半から5時ぐらいまでの時間で診療してもらえよう依頼してはどうでしょうか、お伺いしたいと思います。

4項目めは、児童・生徒にもっと本の読み聞かせを。

本の読み聞かせは、子供たちが生きていくエネルギーにもなり、本を読んでくれることで、子供は自分が大事にされていると実感できるものです。上富良野小学校では、児童への本の読み聞かせに取り組んでいるが、大変よいことだと考えております。現在、二つのボランティア団体により1、2年生は月1回、3年生は学期ごとに1回、4、5、6年生は

年1回、午前8時15分から30分まで、授業の邪魔をしない範囲で行っている状況であるが、もっと各学年に回数をふやすなど、クラスの先生や父兄に呼びかけ参加していただくよう取り組みをしてはどうか。

また、上富良野小学校以外の学校でも、本の読み聞かせの取り組みをと考えますけれども、教育委員会としてはどのようなお考えをお持ちなのでしょうが、教育長にお伺いいたします。

5項目めは、子供たちの意見を取り入れた公園づくりを。

子供たちが伸び伸びと楽しく遊べる公園を。

平成4年に、旭川市神居町富沢に「カムイの杜」という地域の小学生による子ども会議で出された意見を参考につくられた公園ができました。公園には屋内施設があり、雨の日も親子で遊べるようになっていて、また、子供たちのイメージで遊具を設置し、野外の自然探索の森や冒険の森にはとりでがあり、ふしぎ館では植物や昆虫についても勉強ができるようになっており、このような公園が欲しいと町民から多く要望が寄せられております。上富良野町も緑地公園、児童公園、総合公園、島津公園などそれぞれの機能を持った公園が1カ所ではなく点在しており、これらを1カ所にまとめるのは大変なので、開発行為で何年か前につくった緑地公園等の見直しを図ってはどうか。

どちらかという、今までは行政主導で設置したと思われるが、例えば島津公園は自然もあり、ボートを浮かべる水面もあるが、パークゴルフ場もなくなったことであり、この公園を水辺の広場、自然探索の森にしたり、清富小学校跡地を自然探索の森にするなど、子供の意見を取り入れて、楽しい公園につくり変えてはどうか、町長にお伺いいたします。

以上です。よろしくお伺いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の5項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、第1項目めの、視点を変えてさらなる行財政改革についての1点目の御質問であります。議員の御質問にありますように、赤字決算はともかくといたしまして、おしなべて厳しい状況にあることは共通の実態であります。町では、そのような認識のもとに行財政構造の改革を取り進めてまいっているところとございまして、平成16年には第4次の行財政改革実施計画を定めて、具体的、かつ着実な取り組みを行っているところであります。

特に人件費につきましては、計画策定時点から約2億円を純減し、目標年度の平成20年には11億円余りの水準にすべく、実効を上げる取り組みを

行ってまいりますので、その効果につながるものであれば、議員の提言の内容も一方策として受けとめてさせていただきたいと思っております。

2点目の町民が町政に参加しやすいまちづくりについての御質問にお答えさせていただきます。

まず、町民税の一定程度の原資を町民みずからが発想する事業に充ててはとの御質問でございますが、議員御承知のとおり、大変厳しい行財政環境の中で、財政収支の不均衡を基金で埋めている状況にあり、なかなか自由に使える財源を捻出することができないのが事実であります。

議員御提言の手法は、町政への関心を高め、協働のまちづくりを進める上で、効果的であるというふうに感じておりますので、町民みずからの意識の高まりなど、実行に向けての環境が整うのかどうかを十分に見きわめていくことが重要な要素となっております。そのような点を考慮しながら、今後の課題とさせていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、ミニ市場公募地方債の発行についてであります。住民参加型ミニ市場公募債として、個人消費の促進と、公募化により自治体の資金調達方法の多様化と住民の行政への参加意識の高揚を図ることを目的に、平成13年度に創設された制度でありまして、全国的には平成16年度発行実績では、3,000億円を超えております。本年度の地方財政計画では、110団体で3,600億円程度の発行が予定されている状況であります。この公募債の特徴の1点目といたしましては、住民参画の性格上、発行目的や対象とする事業を明確にすることが求められております。

特徴の2点目といたしましては、資金調達先は金融機関から個人となりますが、その取り扱いには金融機関にお願いすることになりますので、個人消費の定着と取り扱い金融機関の初期投資等のバランスを図ることが求められ、単発的な発行ではなく、継続的な取り組みが必要になっております。また、発行条件については、他の金融商品との商品性の比較により設定しますが、利回りは高め傾向で、償還期間は3年から5年と短期間で、償還方法は満期一括償還となっております。さらには、金融機関に対する手数料などの発行コストは、増嵩傾向にありますことから、発行額の大きな都道府県や大都市で利用が比較的容易な面がありますが、本町の状況を見ますと、これからの具体的予定事業計画を立てていないことや発行予定額の募集残が生じた場合の引受先の問題などを考えたとき、当面、公募債の発行は考えられませんので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、3点目の夜間窓口業務についての御質問に

お答えさせていただきます。

町民の皆さん方が役場に来られる目的は、転出入などを要因として、届け出、許認可、相談などの窓口の御利用が大半であります。これらに対しましては、従来から事前連絡に対応した時間外処理や期間を限った受付時間の延長、職員の時差昼食時間による窓口対応など、利便性に配慮した措置をとっているところであります。

議員御提言の週に1度などの定期的な時間外窓口の対応については、本町におけるニーズの実態の把握や他市町村の状況を参考にしながら研究させていただきたいと考えますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2項目めの団塊の世代への移住促進対策といたしましては、北海道が行っております「北の大地への移住促進事業」の登録市町村として加入し、位置づけされておるところであります。当町から意思表示を行うとともに、平成16年度から町行政ホームページに、移住専用窓口ページを新設し、情報の提供を図っているところであります。

本年は、本町へ移住された方の「移住体験記」を載せるなど、内容の充実に努めております。ホームページ開設以来の問い合わせ等につきましては、平成16年度延べ10件、平成17年度で延べ27件あり、相談を受けた方のうち移住された方は、季節移住を含めまして2家族、4名となっております。今後におきましても移住される方への直接的、金銭的な支援は財政上も難しいと考えておりますが、問い合わせされた方に対しては、できる限り詳しく親切な情報の提供に努めながら、窓口相談としての対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、3項目めの町内の民間診療所の閉鎖により、町立病院に耳鼻咽喉科の開設をとの御質問であります。現在、病々連携によりまして富良野協会病院より、隔週で泌尿器科を開設いたしているところであります。富良野協会病院の耳鼻咽喉科診療日につきましては、議員も御承知のとおり、大学からの出張医により、週3回と土曜日の午前中が月2回開設されているところであります。町立病院に週1回の開設につきまして、協会病院と協議いたしましたが、現在の出張診療状況から、町立病院の派遣は難しいとの結論でありました。

また、診療設備につきましても泌尿器の場合と異なり、医師の診療いすも専用いすが必要であることや治療医療機器等につきましても新たに購入整備が必要であることなどから、現状での開設は困難であると判断しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、他の診療科につきましては、諸条件が容易

に整う場合には、病々連携の中で依頼をしていきたいと考えております。

次の児童・生徒にもっと本の読み聞かせにつきましては、教育長の方からお答えさせていただきます。

次の5項目めの子供たちの意見を取り入れた公園づくりにつきまして、お答えさせていただきます。

現在、町内には都市公園法に基づく公園が、それぞれ目的に沿って町内に10カ所が設置されており、島津公園につきましては、主に歩いて行ける程度の範囲に住んでいる町民に利用されることを想定にしてつくられた公園であります。同公園では、過去に園内に植樹した樹木が年々成長し、利用者から園内の見通しが悪く、防犯上支障を来すといった意見もあり、枝払いを行った経緯があったところでございます。

このようなことから、当面は現状の姿で御利用いただけるよう、樹木等の維持管理に努めてまいりたいと考えておりますが、近年の急速な高齢化や遊びの習慣などが大きく変化する中で、真に既設の公園に多くの町民が何を求めているのか、また、現状の中で町として求めにこたえられる可能性などを検証することが重要であると思っております。何らかの方法で意見集約をすることを考えたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、開発行為による緑地や広場は、町内の17カ所に小規模ながら点在しておりますが、それぞれの地区の住環境を保つ目的で、法で定められた範囲内で配置されておりますので、現在の緑地等の見直しにつきましては、緑地があるとの条件で土地を購入し、さらに住宅等が周辺に張りついている状況から、見直しは難しいものと認識しているところであります。

なお、今後も冬期間にあっては雪の堆積場等に有効に活用しながら、維持管理に努めてまいりたいと考えております。

また、本年3月をもって廃校となりました清富小学校跡地の利活用につきましては、内部協議を初め、町民の皆さんからの意見を聞きながら、取り進めてまいりたいと考えておりますが、議員から提言のありました内容につきましても、一つの案として受けとめさせていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 13番村上議員の4項目めの本読み聞かせについての御質問にお答えします。

今、読書離れが進んでいると言われております。また、読書は重要と思っているが、本は読まないとい

う子が増加しているとも言われています。このことから、国を挙げて子供たちが本と出会うきっかけをつくることにより、読書に対する興味や関心を引き出すため、さまざまな施策が推進されてきているところであります。

読書の重要性や意義につきましては、議員の御意見のとおりであります。本との触れ合いには、みずから本を読む、また、他人に本を読んでもらうという行動があり、最も重要なことは、子供のころから本と触れ合う習慣を身につけるということであると考えております。

さて、本町の小学校での読み聞かせの活動と読書活動の実態であります。現在、上富良野小学校では、二つのグループの協力により読み聞かせ活動が行われ、また、朝読書についても毎週1回行われております。この時間帯は、授業が始まる前の時間で、15分程度の時間帯で行われているものであります。その他の日につきましては、基礎基本を身につけるための漢字学習や算数学習、プリント学習、また、お話タイムなどが行われ、15分間を有効に活用している実態にあります。また、ほかの小学校においてもほぼ上富良野小学校と同じように、朝読書や計算ドリルなどが行われ、その学校の子供たちの課題を的確にとらえた中で、有効に時間を活用している状況にあります。

今後は、それぞれの学校にとって、そして子供たちにとって、何が必要かをききわめた中で読み聞かせ活動を含めて、読書、漢字、算数や合唱などを選択し、子供たちにとって調和のとれた教育活動を朝の時間帯を含め取り進めるよう、学校現場とも十分話し合ってもらいたいと考えております。いずれにいたしましても、子供のころから本と触れ合うことは大切でありますので、読み聞かせ活動の場が今まで以上に発展するよう取り進めたいと考えております。

議長（中川一男君） 暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時50分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

13番村上和子議員の再質問を認めます。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 再質問をさせていただきます。

1項目めの1点目のトータルコスト予算の手法の件ですけれども、人件費については、平成20年に11億円余りの水準へ実効上げる取り組みをされる

という町長の並々ならぬ行財政改革の意気込みに、私も意を強くいたしました。しかし、あと2年で11億円余りということは、職員の純減でもしない限り、いただいております財政状況を見せていただきますと、20年までの人件費12億8,200万円、こういうことで、人件費の抑制が一番難しいのではないかと考えるわけですが、人件費をコスト的にしておくのか、例えば事業で課長、主幹、スタッフ、こういった方々の平均給与の合算でとらえてみるのも、義務的経費としてみるよりも私は効果が上がると考えるのですけれども、いかがでしょうか。

それから、2点目の町民のアイデア事業、300万円ぐらいの件でございますけれども、今、札幌市では本年度中に税の1%、これを町内会や市民活動に充てる市民活動支援制度、これに着手をいたしております。答弁をいただきました中では、財源の捻出と環境が整うのを見きわめてからということでございますが、私、金額的にはそんなに大きな額だとは考えていないのですけれども、まずはやってみることが町民の町政に対する関心を高めることになると考えますし、税の用途の中に参画したことは、納税意欲を高めていくことにもなるのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

それから、ミニ公債発行の件ですけれども、ことし地方財政計画で110団体、3,600億円の発行との御答弁をいただきまして、全国的にこんなにとびっきりしたところがございますけれども、なかなか難しい面もあるとのことですので、この件につきましては、今度の事業計画の中でこのような手法も、パブリックコメントを高めるためにも、取り組みとしてお考えいただけないものか、また、少しは考える余地があるものなのでしょうか、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

それから、3点目のソフト行政の夜間窓口業務の週1回ぐらいということがございますけれども、何年も前から同じような考え方で、一向にこういった部分の住民に対する対応を考えていただけないのは、今、自立の道を上富もっているのですけれども、いかなるものなのでしょうか。他町村では、熊本県の甲佐町なんかは、日曜日出勤しまして、午前中ですが、各証明書発行とか窓口業務をやっております。それから、岐阜県の池田町でも第2・第4日曜日、それから岐阜の古川町では職員住宅を役場の簡易窓口にして、住民サービスを行っております。

こういうことで、私は一遍にここまでということはお求めませんが、夏期間だけでも町民生活課か保健福祉課の窓口を夜間、1週間に1回ぐらいはど

んなものなのでしょうかということで、先ほどのトータルコスト予算で見れば、こちらに回すこともできるものが出てくるのではないかと。町民に負担すべきところはしてもらおう、しかし、行政側もこういった町民の利便性の窓口をソフト行政も私は考える必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでございましょうか。

それから、2項目めの上富良野町の移住の人口対策の件でございますけれども、移住促進事業に登録市町村として意思表示をしているのだと、ホームページも開設していますよと。そして、移住者の専用の窓口も設置しているということで、平成17年度は27件相談が寄せられた中で、2家族、4名が移住されたということですが、私、これ多いのか少ないのかよくわかりませんが、この人方の住宅についてはどのようにされたのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、道の移住促進協会に加入するという事は、何か問題があるのでしょうか。相談があれば、相談された方にいろいろと移住窓口としてやっていきますよというの、少し消極的ではないかなというふうに考えるのですけれども、こういった道の移住促進協会なんか加入されて、こういったところでどんどんPRするというのもいかがなものかだと思いますけれども、町長の見解をお聞きしたいと思います。

それから、3項目めの町立病院に耳鼻咽喉科の週1回医師派遣ですけれども、この件については、今までかかっていた耳鼻咽喉科の患者さんからも町の方に要望があったと、私は考えておりますけれども、診察のいすとか、治療の医療器具がどれぐらいするものなのでしょうか。こういったものを用意するのに大変だということの答弁をいただいたのですけれども、このお金を捻出するのはどうしてもだめなのでしょうか。

それと、ほかの診療については諸条件が容易に整う場合には、病々連携の中で依頼していくということの御答弁いただいたのですけれども、こういった診療が考えられるのでしょうか。例えば、小児科ですと、医療器具なんかは新しくそろえなくてもいいと思うのですけれども、こういったものが条件が合えば、医師派遣等してもらえるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

それから、4項目めの読み聞かせの件ですけれども、教育長から、今まで以上に取り組みを進めると御答弁いただきましたので、再質問はございません。

5項目めの楽しく子供たちが意見を取り入れての公園の件ですけれども、当面は、樹木の維持管理に

努めるということですが、これから町民が何を求めているのか、意見集約する考えとのことですけれども、私は意見集約するまでもなく、お母さん方からもっと子供の遊びやすい、楽しい公園をつくってほしいということで意見をいただいております。それで、先日、カムイ公園に、どうい公園なのが行ってまいりました。そうすると、なるほど私もあります、いろいろ目的を持った公園が点在しておりますけれども、こういったものを1カ所にまとめたような公園でして、これはちょっと無理だなと、これからそういったものをつくるということになりませんので、大変すばらしいものがありました。

現場の担当の職員の方が、公園の遊具の色を塗ったりしておられるのを、私、見たことがあります。一生懸命取り組んでいらっしゃる。それで、開発行為でつくられた公園が今どんな状況にあるのか、子供さんが大変少なくなりまして、さま変わりしているところもあるわけなのです。何年もたっている公園、17カ所をそのままという考えこそが住民との認識がずれているのではないのでしょうか、そういうふうには私思いますね。島津公園は芝の管理は大変行き届いております。

パークゴルフ場がなくなりまして、パークゴルフ場のホール穴、そこは埋められていない状態がそのままになっておりまして、あとは手をつけているような感じがありません。それで奥に土山がありまして、タイヤをいろいろ埋め込んでありますが、それで子供たちも楽しく遊ぶわけなのですけれども、その前のところに砂場がありまして、砂場の砂が全然足りません。もう少し砂場に砂を埋めるとか、それから噴水の水がとまった状態になっておりました。それから、休憩するいすがありますけれども、パークゴルフ場等やっているときそのままです、傾いてちょっと危険な休憩のいすもございましたし、休憩する屋根つきの動物の形をしたようないすが、子供たちが楽しむのではないかと思うのですけれども、そういった休憩するいすなんかいろいろ設置するとか、それから冒険の森なんかは考え方で、余りお金をかけなくてもできると思うのです。

それで、行政対応でなくて子供たちの意見も取り入れて、まず引き上げたゴルフ場の跡、そのままになっている島津公園にもう少し手を加えていただいて、子供たちが求めている公園にすべきではないかと考えますけれども、いかがお考えでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

人件費のトータルコストにつきましては、さきにお答えさせていただきましたように、議員の御意見というものを一考として受けとめさせていただきながら、行財政改革の推進を図っていきたく。基本的には16年から始めております第4次行財政改革実施計画におきましては、人件費トータルで15%の削減を目標に進めておりますので、その達成が、さきに行財政改革の実施状況で、平成17年までの状況につきましても報告させていただきましたように、着々と推進させていただいておりますので、今後、最終年度の20年、我が町の総合計画の最終年度にその達成がなされまして、第5次からの総合計画実践に向かっては、歳入イコール歳出という財政運営ができるような形で改革を進めていきたくということを目指して進めておることで、御理解を賜りたいと存じます。

次に、町民アイデアの事業につきましても、さきにお答えさせていただきましたように、今後の課題として十分研究をさせていただきながら、その対応を図っていきたくというふうに思っておりますし、ただ、財源の問題等々もありますけれども、それ以外に運用の問題、さきにお答えさせていただきましたような課題等々もあるというようなことから、その対応、公募債の問題等々も含めまして、さきにお答えさせていただきましたようなことで対処させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

それから、窓口業務の1週間に1度、時間外の開設ということではありますが、このことにつきましては、私自身も住民の皆さん方がどれだけの利用があるのか。職員に残業手当を払って対処して、それに利用していただけるだけの住民利用があるのかどうかということも十分調査をしなければならない課題でありますし、また、当日、そこで、例えばその日の時間外にどうしても住民窓口に来て対処しなければならない、あくる日ではだめなのだというような緊急の問題だとか、そういうようなものがどうか。どうしても重要な課題につきましては、警備の対応の中で対処させていただいているというようなことも含めて、今のところはこの問題につきましてはコストの問題等々も含めながら、住民サービスの拡大につきましては、いましばらく財政状況を見きわめ、またいろいろ利用度合い等々も見きわめながら、検討させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、住民移住の促進であります。私どもは北海道が進めております「北の大地の移住促進事業」に加入して対応を進めさせていただいております。ホームページ等々で対応させていただいてお

るということで、ひとつこの推進を図っていらっしゃるということで、御理解を賜りたいと思っております。

なお、さきにお答えさせていただきましたように、財政的な支援は一切行っていないということで御理解をいただきたい。住宅の建設はどうかということにつきましては、土地代にしろ住宅にしろ御本人が購入し、御本人が建設するというございますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、町立病院の病々連携であります。基本的には医師の確保でございまして、今、御案内のとおり、どこの病院も医師がいないと。医師をお願いしてもいないと、協会病院につきましても大幅な医師不足で苦慮していると。我々沿線でも、ともにセンター病院としての協会病院の医師確保につきまして、圏域の会長であります富良野市長を中心として、私どももともに医師の確保に全力を傾注しているところとございまして、それらの医師の確保がなかなか難しいということであることを御理解いただきたいのと、もう一つは、町立病院の置かれている事情でございまして。

今、これから町立病院につきましては、議員の皆さん方や町民の皆さん方と十分議論をしていかなければならないと思っております。医療法の改正、保険制度の改正等々に伴いまして、我が町立病院の決算につきましては、さきに議員協議会でも御説明をさせていただきましたように、7,000万円以上の赤字決算になってしまったと、これから18年度におきましては、まだまだ大幅な赤字になる予測をしております。

ということは、今現在、2億五、六千万円の繰り出しをして、なおかつ1億円以上の赤字が出るというような病院経営の実態でありますので、これらものについては抜本的な見直しを図っていかねばいけない時代を迎えているというようなことで、町立病院の拡充につきましては、なかなか難しい部分があるということをおひとつ御理解いただきたいと思っております。

次に、子供の意見を取り入れた公園づくりということですが、さきにもお答えさせていただきましたように、その部分につきましては、それぞれの公園に、それぞれの目的を持って設置させていただいておりますし、例えば島津公園につきましては、管理委託を事業団にお任せしながら対応しているということもございまして、その管理上のいろいろな問題につきましてもあるとするならば、管理委託をしている相手方と十分指導をしながら対処していくと。そしてまた、住民の皆さん方が利用しやすい公園設備を整備していくということは、これは重要

なことであるというふうに認識しておりますので、その状況というものを十分意見集約をすることを考えながら、対処していきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 再々ございますか。

よろしいですか。

以上をもちまして、13番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 私は、さきに一般行政の質問ということで3項目、15点について提出をしております。したがって、その趣旨について、これから一般質問を行いたいと思います。

まず1項目め、道立上富良野高等学校元事務長による公金等の着服についてお尋ねを申し上げます。

道立上富良野高等学校の元事務長が、「PTA会計などから約440万円を着服」と、北海道新聞や各新聞に平成18年5月25日に報道されました。平成14年7月に校舎改築に着手し、以来3年4カ月に及ぶ工事を経て、昨年10月15日に盛大に校舎落成記念式典及び記念祝賀会が開催され、学校、在学生、同窓生、地域住民とともに喜び、新校舎のもとに地域に根差した上富良野高校を目指して、新たなスタートが切られたところであります。

平成18年2月に、新たな高校教育に関する指針の素案が発表され、平成18年4月4日に上富良野高校は特別2間口校を適用されたが、今後、公立校の適正配置計画が検討されている経過の中で、統廃合をせざるを得ない内容で、上富良野高等学校存続を求める運動として署名運動が、また、道及び道教委、道議会への陳情活動が展開されている中で、町民の期待を裏切る不祥事の発生に愕然としたところであり、まことに残念であります。

道及び町も厳しい財政の中で、上富良野高等学校への教育振興・教育環境整備費が公金等の着服という不祥事発覚により、町民に経過内容と原因の説明責任があると判断し、下記各項について明確な答弁を求めます。

(1)公金等の着服について、道費・町費（教育振興会を含め）・PTA会計等の各会計別に、その内容と金額についてお尋ねをいたしたいと思います。

(2)今回の公金等の着服の要因は何かについてお尋ねいたします。

(3)各会計の経理・支出等の取り扱い方法と監査体制について、どのようになっているかお伺いをいたします。

(4)教育振興会の役員体制についてどう考えているのか、その点も明確をお願いいたします。

(5)平成18年6月9日、町監査委員による教育振興会への監査が実施されたが、監査の種類と監査結果の所見についてお尋ねいたします。

次に、2項目め、市町村合併についてお尋ねをいたします。

道は、市町村合併促進として、18年2月14日にクラスター分析による考え方、18年6月2日に市町村合併推進構想（原案）を公表されました。町は、自治のかたちを探るとして、夢・未来を語ろうまちづくりトークを開催し、富良野地区広域市町村圏振興協議会「自治のかたち検討プロジェクトチーム最終報告書」の住民報告説明会を5月10日から6月6日に開催され、富良野広域圏の自治体もそれぞれ実施をしております。

市町村合併の動きについて、下記について実態と町長の所信についてお伺いをいたします。

(1)道が18年2月に発表したクラスター分析について、市町村の意向調査の報告が4月17日に締め切られたと報道されましたが、当町の意向調査の報告内容を明らかにしていただきたい。

(2)富良野市長に能登芳昭氏が誕生し、初の富良野地区広域圏振興協議会委員会が、平成18年5月23日に開催されたと報道されております。この中で、市町村合併等の自治のかたちの進め方について協議をされたか、お伺いをいたします。協議をされたのであれば、その内容についてお伺いをいたします。

(3)「自治のかたち」を探るまちづくりトークの開催状況について、各会場ごとの出席状況、意見、そしてアンケートの集約状況についてお伺いをいたします。

(4)「自治のかたち」職員研修会が開催されました。その中でアンケート集計内容についてお伺いをいたします。

(5)道が発表したクラスター分析と、市町村合併推進構想に対する見解を求めます。

(6)「自治のかたち」を探るについて、今後の方針について、町長の所信をお伺いいたします。

次に、3項目め、公共施設等のサイン（案内標識等）の維持管理についてお尋ねをいたします。

町内の公共施設等のサイン（案内標識）が平成14年から16年度に設置され、住居表示等も平成17年から18年度、再交付を含めて再整備が進められ、だれもがわかりやすく、観光の町にふさわしい案内標識の設置となっているが、その維持管理についてお伺いをいたします。

(1)案内サイン関係について。十勝岳観光協会が、平成17年10月3日にセントラルプラザに移動したにもかかわらず、案内標識はそのまま公民館

への指示サインであります。

次に、老人身障者センターは、平成17年4月1日より条例削除なのに、案内サインはそのままの状態であります。

(2)交通安全呼びかけの掲示板について。上富良野町交通安全協会は、平成18年3月29日に上富良野町生活安全推進協議会となっているが、そのままの状態である。

(3)道が、道道上に掲示をしている日の出公園の案内標識、日の出公園何キロということで、それぞれ上富良野町内では20数カ所ありますが、この塗装面の劣化、天候との関係もございませけれども、劣化、不鮮明が大半なので、早急に道の改善の申し入れをすべきと考えます。

以上、3項目、15点について質問をいたします。

議長(中川一男君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 11番中村議員の1項目めの最初の答弁につきましては、教育長の方からお答えさせていただきます。

2項目めからの御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、市町村合併に関する6点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の北海道への意向調査の報告内容につきましては、北海道が合併に向けた自主的な動きのある市町村を対象にした調査項目は、対象外になっておるところであります。なお、この調査にあわせて、全市町村を対象に実施された合併の組み合わせに関する意見について、今までの富良野圏域各市町村の協調関係や、旧合併特例法のもとでの合併協議の経過を踏まえた上で、5市町村を分断することのないような組み合わせに考慮する旨の意見を出したところあります。

2点目の5月23日に開催されました富良野地区広域圏振興協議会委員会での内容についての御質問であります。当日は通常の総会議案の審議が行われ、「自治のかたち」の進め方についての協議は一切ありませんでした。

3点目のまちづくりトークの開催の出席状況、意見とアンケートの集約状況であります。さきの行政報告でも述べさせていただきましたが、全町民を対象として延べ7回開催し、合計52名の参加をいただきました。また、あわせて実施したアンケート調査には、10の方が提出をいただいております。まちづくりトークにおける町民の皆さんからの御意見は、御自身の経験をもとにしたものや他の地域の状況、農協や改良区の合併事例をもとにした御意見、合併の組み合わせ、町や組み合わせ先の財政

状況やその見通し、地域の人口動向、まちづくりに対するものなどさまざま、その概要は広報誌を通じて、町民の皆様にもお知らせをする予定にいたしております。

4点目の職員アンケートの集計内容については、研修参加職員103人を対象に、5月17日から24日までの間、アンケート調査を実施いたしました。結果、約87%に当たる90人の職員から回答がありました。アンケートに対する意見では、全体的には財政見通しと人口減少に対する危機感を募らせることや、行政の多岐にわたる改革の必要性に対する認識が示されており、四つの選択肢のうち広域都市構想を除き、広域連合、市町村連携、市町村合併の項目では、それぞれ20から30%の割合となっております。詳細につきましては、行政情報提供コーナーでの5月31日開催の課長会議に収録しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

5点目の北海道によるクラスター分析等に対する見解といたしましては、内容的には富良野沿線5市町村が一つの単位と位置づけられており、妥当なものを受けとめておるところであります。

6点目の今後の方針につきましては、6月23日発行の広報誌で、町民の皆様へお知らせし、御意見をいただきながら、7月中旬ごろまでに、町議会議員各位と議論いたしたいと考えております。7月下旬ごろに予定されております広域圏振興協議会委員会においては、寄せられた意見をもとに、その方向性を模索してまいりたいと考えております。

次に、3項目めの案内サイン等の維持管理に関する3点の御質問にお答えいたします。

1点目の観光協会事務所の移転、また、老人身障者センターの名称の変更等により、案内板が実態に合っていないとのことにつきましては、まことに遺憾に思うところあります。その対応につきましては、観光協会事務所の案内板の表示につきましては直ちに取り外し、新たな設置に向けて取り進めてまいります。

また、老人身障者センターにつきましては、取り外したところありますが、今後におきましては適切に管理してまいりますので、御理解を賜りたいと思えます。

2点目の交通安全の呼びかけの看板についてであります。本年4月1日より交通安全協会、防犯協会、青少年問題協議会等の各団体を統合し、上富良野町生活安全推進協議会として発足したところであり、旧交通安全協会での作成による看板については、できる限り安価な方法で順次整備を進められるよう関係団体との調整を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと思えます。

3点目の御質問につきましては、早速、設置者であります北海道に改善の申し入れを行ったところであり、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 11番中村議員の1点目、道立上富良野高等学校元事務長による金銭事故についての御質問にお答えをさせていただきます。

5月25日に報道されました上富良野高等学校元事務長による金銭事故は、今、上富良野高等学校の存続問題が大きな課題となっている中、極めて残念な出来事と言わざるを得ません。

この金銭事故の内容につきましては、元事務長が上富良野高校へ着任した平成15年度以降の道費及び団体会計において、本人による着服等の金銭事故が判明したものであります。平成18年1月24日に、学校長より北海道教育委員会へ不祥事の報告がなされました。その後、2月に入り北海道教育委員会職員が、道費及び団体会計の会計書類を詳細確認し、その全貌が把握されたところであります。

5月19日には、町が上富良野高校振興策として続けている上富良野高等学校教育振興会会計において、平成15年度会計決算に不正があった旨、学校長より、町教育委員会等へ報告がありました。

御質問の1点目の道費、町費、PTA会計の別に、その内容、金額につきましては、道費が網戸設置工事費として支出された243万円の着服。団体会計においては約198万円で、この中に上富良野高等学校教育振興会会計のプロジェクター購入費として27万5411円の着服が含まれ、PTA会計等では約171万円となっております。

2点目の今回の公金等の着服要因につきましては、元事務長自身の借金の返済に充てたものとの報告を受けているところであります。

3点目の経理・支出等の取扱方法と監査体制につきましては、上富良野高等学校教育振興会会計の支出に当たっては、学校長、教頭の決議を経て執行しており、監査は振興会監査2名により年度末に1度、収入支出証拠書類、経理簿、通帳等を調べての監査を実施しています。

4点目の現在の振興会役員の体制についての考え方ではありますが、振興会の目的であります上富良野高校の将来展望に立って、教育環境の整備、地域に根差した学校づくりの振興に寄与するために、本町のより多くの関係団体より理事として参画していただき、事業の推進に当たっていただいております。これからもさらに充実した事業展開が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

今回の出来事に関しましては、生徒、保護者を初め、地域社会に与える影響は大きいものと思われ、

学校内の指導監督者である学校長より、反省と謝罪とともに今後指導の徹底により、再発防止と信頼の回復に努めていくとの言葉がありました。

教育委員会といたしましても、上富良野高等学校教育振興会会計の適切な取り扱いのため、適宜、会計の収入支出証拠書類、経理簿、通帳を確認、点検するなどの指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上であります。先ほどの金子議員の報告第1号の監査結果に対する監査委員への質問で、監査委員の方から、教育委員会の方からということがありましたので、私の方から平成15年度金銭事故の事実について報告をさせていただきます。

なお、今の質問と一部重複するところがあると思いますが、お許しを賜りたいと思います。

平成15年度の上富良野高等学校教育振興会における金銭事故の内容であります。教育振興会会計において、プロジェクターを27万5411円で購入し、支出した決算がありましたが、その後の調査で、このプロジェクターが学校に存在しないということが判明し、事故者に対し、このことに対して学校長が確認をいたしたところであります。

その結果、事故者がこのプロジェクターを納入していない事実を認めたことから、この事件が発覚したところであります。その後、27万5411円につきましては、本人からすべて弁済を受けたところで、幸い実損はないところであります。

以上が報告とさせていただきます。

議長（中川一男君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（高口勤君） 11番中村議員の質問にお答えいたします。

6月9日に実施いたしました上富良野高等学校教育振興会の監査の種類とその監査結果についての質問であります。監査の種類につきましては、地方自治法第199条第7項に基づきます財政援助団体等に対する監査でございます。

また、監査結果であります。今回、平成15年度から16年度、17年度までの上富良野高等学校教育振興会会計の補助金の現地検査を行いました。

概要につきましては、今、教育長の方からもお答えがありましたように、提出資料としまして金銭出納簿、通帳、諸帳簿、会計決算書等を提出していただき、学校長の方から概要について説明を受け、その中で監査をいたしまして、平成16年3月8日付の環境整備費としてプロジェクター購入、支払い金額27万5411円となっております。決算書の中に決議書、領収書つづりがファイルされていない事実を確認いたしました。若干その状況につきまして、学校長の方から説明を受けたことにつきまして

は、15年度と16年度の年度がわりに起こったことでありまして、ちょうど校長の交代時期というような時期にこの事実が行われたと。内容は、若干申し上げますと、事務長と業者の間での工作、そういうようなことのごさございました。そのほかに関しての収支決算につきましては、適正に処理されておりました。

監査を終わりました、講評の中で申し上げたことを若干報告しておきます。

今回行われました監査の状況ですけれども、現在の校内におけるチェック体制ですとか、手続等につきましては、以前よりも改善され、振興会の予算のことにつきましても教育委員会とも密接な連携のもとに、執行されていることが確認されました。ただ、私も以前に校長として在職していたときのことを反省しますと、校内におけるチェック体制が少し甘かったように思い、反省しているところがございます。その事実は完全に否定することはできないというふうに思っております。そのことを十分今後注意、意識を高めて予算執行に当たってほしいという講評を行ってまいりました。

以上でございます。

議長（中川一男君） 先ほどの監査報告に対する12番議員の質問と11番中村議員の一般質問が密接な関係がありましたので、11番中村議員の許可を得まして、教育長、それから代表監査が答弁させていただきます。あくまでも11番中村有秀君の一般質問でございますので、12番金子議員は再質問を控えていただきたいと思います。お願いします。

では、再質問ございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 冒頭、監査報告、6月9日、9時から15時30分まで行われたということで、校長から承っております。私は、監査報告の中に、今、講評された意見や何かが、この中に出てこないとおかしいのですね、基本的に。15年を除き、おおむね良好だった、それでは15年はどうだったのかということをお話しを我々議会もそうだし、町民も聞きたかったのですよ。まず、それを冒頭に申し上げて、質問を進めさせていただきたいと思っております。

まず、第1項目めの1点目、上富良野高等学校の存続を求める署名が上富良野町が6,256名、それから中富良野が2,165名、合計で8,421名の署名があり、それから議会も臨時議会の中で存続を求める意見書を採択して、5月30日には、町長、議長、教育長、教育委員長とも含めて、道、道議会、道教育委員会に陳情活動を行った中で、町

民、PTA、在校生への影響というのは非常に大きいものがあると、私は考えております。

したがって、公金等の着服の内容、金額について各会計別に明確に答弁を求めるといことで申し上げます。しかし、今回の今の教育長の答弁では、道費243万円が明らかにされたが、団体会計約198万円といことでございませけれども、団体会計は合計では198万934円といことで私の方では承知をしております。その中で、PTA会計等では約171万円とい答弁、言うなれば振興会のプロジェクター27万541円を引いた金額だろうと思っております。

しかし、学校長に聞きますと、PTA会費、学年の会計等いろいろな分野であるということなのですね。私は、このことを上富良野高等学校のPTAのお父さん、お母さん複数の人から、臨時総会が行われました。行きました。行って、私たちはPTA会員なのだから、その内容を明らかにして文書で出してくださいとそう言っただけでも、文書ではできませんといことで、口頭で申し上げるからメモをしてくださいといような対応の仕方なのですね、父母の皆さんからすればこれが聞きたいところなのですよ。何で私たちの会費の中からどうなのだといことを、そういうことが明らかにされなかったといことでございませるので、再度、198万934円のうちの振興会のプロジェクターを除いた171万393円の会計別の内訳を明らかにしていただきたいのが1点。

それから2点目、前事務長は団体会計等で198万934円は返済したといが、自己弁済をしたのかどうか、この確認を求めたいと思っております。

それから3点目、道費の着服金額、網戸の関係243万円、この返済は道で返済したのか、もしくは道では回収不能として、刑事告訴も含めるといことで新聞報道がされているのですけれども、その点を明らかにしていただきたいと思います。

それから4点目、上富良野高等学校の校舎落成記念事業協賛会、これは今回の上富監査第19号でも異常はないと、言うなれば町費から200万円を補助しています。それで、現実の問題として町民の方からは協賛金を出しましたよと、それもどうなっているのだと、そして、これの会計担当が元事務長だと、役場の職員も1人入っています。

そうすると、例えば協賛金、PTA60万円、同窓会120万8,860円、企業で207万円、町内企業その他で193万1,000円で、あと町からの200万円も入れて847万8,866円が、協賛会の決算報告の中で明らかになっています。そして、事務局の会計責任者は事務長であるといこ

となので、これについて町民の皆さんからもそういう声がありますので、この監査で絶対ないということを代表監査が監査したのであれば、それを明らかにしていただきたいと思います。

それからもう1点、公金等の着服で、所管する教育委員会の会議開催状況ということでございます。一応、教育委員会でこの開催状況は第2回の2月20日開催以降、開催日だけ報告をしていただきたいと思います。3月24日の課長会議の中で、今後、会議記録の公表状況を点検シートでやっていくということになっていまして、教育委員会の点検シート、3月22日現在という中で教育委員会の最終会議は、18年1月19日になっているのですね。ですから、逆算すれば3月22日現在における会議ということであれば、第2回会議の18年2月20日のやつもこの中に含まれていなければならない。

私は、教育委員会でということが協議をされたかということが一番元締めでありますから、そのことを聞きたいと思って見たのですけれども、いずれにしても、3月22日現在における会議ということは、18年2月20日の第2回も入るべきなのに、この点検シートが、何となく的確にされているのかどうかという疑問を感じるわけでございます。したがって、とりあえず第2回以降の教育委員会の開催状況についてお伺いをいたします。

それから、次に2点目の公金横領の着服の要因ということは、新聞報道でも借金の返済ということになっておりますので、それをとりあえず了といたしたいと思います。

それから、3点目の各会計の経理、支出の取り扱い方法と監査体制についてということで、ただいま教育長の答弁を見ますと、振興会の会計支出に当たっては、学校長、教頭の決議を経て執行しており、監査は振興会の監査2名ということで、これは会則に沿っております。しかし、考えてみますと、振興会の役員体制の関係もありますけれども、学校長というのは会の理事です。それから、教頭というのは会の事務局長です。会長が教育委員長であります。教育委員長は、去年10月になっておられますから、それは責任は問いませんけれども、現実の問題として、言うなれば町からお金を補助しました、あとはどうぞお使いくださいと、丸投げの状態ではなかったのかという疑問を感じるのです。

規約の中にこうなっております。事務局長は、会長の命により書記及び会計を監督し、会議の記録及び管理に当たるとともに、財務に当たり経理事務を掌握するということで、規約の第12条に明確になっているのですよ。それが何で校長と教頭だけでやるのかと、例えば14年、15年の事業を見てご

らんなさい。できませんでした、できませんでしたでしょう。私は、16年5月10日の総会に、総務文教副委員長として出席しました。そうしたら、こんなでたらめな報告はありませんよということで、そのときは今の教育長も、それから教育振興課長も出席をしていただろうと思います。

ですから、こんなでたらめな、言うなら事務局長が何も権限ないのかということをお願いしたいのですよ。ですから、ある面で今回の27万541円、これの協議には、その当時の事務局長は上原延君だったです。次長は、岡崎現教育振興課長なのです。そういう合議があったかどうか、1点は確認をしたいと思います。

ですから、代表監査委員がしみじみも言っていた、こういう状態の甘さがずっと続いていたという反省があって、言うなれば前事務長のつけいるすきがあったのではないのかと。校長が交代の時期、自分は前任地から15年4月に来た、柿本校長は16年4月に来た、その合間ということでございます。

それで16年5月10日の日に、そういうことで総会で言いました。こんなでたらめな会計はないと。それで6月に、私は、駅前の放置自転車の関係等含めて学校に行き、そして現物の領収書を見させていただきました。それには、ナンバー24というのは私確認しませんけれども、プロジェクターの支出27万541円はあったのですよ。あったから、その後取られたのではないかという気がするのです。18年5月、ことしの5月19日、校長からの報告があります。そして18年3月6日の経理の中でということで、前事務長が言っているのですよ。年度末に、町教育委員会にすべての帳簿を提出し、確認検査を受けているのでというくだりがあるのですね、ですから町の事務局長、事務次長は、この帳簿をもとにして決算報告書を了として出されたと思うのですよ。ですから、そのときは領収書、請求書はあったから、僕は決議書という文言はちょっと確認はできませんでしたけれども、そうなると、何を見ていたのかと、領収書、請求書があるからそれでよしとしたということなのかと。それで16年5月10日の総会に、道立高校でどうしても必要であれば、プロジェクターは道費で配備すべきではないのかと、何で振興会の予算で出すのですかと、私は質問しました。学校活動、生徒会活動にどうしても必要だからということを言われているのです。それがしみじみも今度の網戸の関係でプロジェクターの支出がある、プロジェクターは道費で配備していますよということになって、それが明らかになった。

ですから、私はこの関係について毎年このような

形でされているのかということで、その点、年度末に町教育委員会に書類を持っていったということの確認検査をどうされたかということで、お伺いをいたしたいと思います。

それから、次に4番目の役員会の体制です。

会則の第7条の3項で、理事は会務を審議、会議の運営に当たるということになっているのですね、現実には総会委員でしょう。ここで、本町の各関係団体の理事に参画していただき、事業の推進に当たっているといたって、総会から総会まであと何もなければいいでしょう。だから、その点も、ある面の一つ反省の中で、役員業務執行体制についてどうするかということ、やらなければならないのではないかとというのが1点。

それから、会則第10条で会議ということで、本会の会議は、総会及び役員会ということになっております。したがって、総会から総会までの間に役員会が15年度は何回、16年度何回、17年度何回ということで、その回数を明らかにしていただきたいと思えます。特に、15年度の関係について、プロジェクターの購入が議題として上がっていたかどうか、役員会でですね、その点を確認したいと思えます。

それから、会則第12条の事務局の関係、本会の事務をするため、会長は事務局長、書記及び会計を委嘱するものとするということになっています。この会則の中では、書記という名称は何もないのですよ。だから単純に考えて、事務局次長を書記とするのかという考えでありますけれども、この点についてもきちっと直さなければならないのではないかと考えています。

それから、この中で委嘱をする基本的な方針ですね、事務局長、書記、会計、重要なポストなので、この点について、教育長の答弁を求めたいと思えます。

それから、教育委員会といたしましても教育長の答弁では、上富良野高等学校教育振興会会計の適切な取り扱いのため、適宜、会計の収入支出、証拠書類、経理簿、通帳を点検、確認するなどの指導徹底をしてまいりたいと思えます。言うなれば自分たちの会で申請し、その報告を受け、自分たちが監査をすると、だからこんな甘いことになるのですよ。この中で、教育委員会としてのおわびの言葉が、振興会長もいる、理事もいる、事務局長、事務局次長もいる、その中で何か、高校が勝手に事務長が事故を起こしたのではないかとこの印象をこの答弁から受けるのですよ、教育長、そう思いませんか。

そういうことで、例えば5月31日開催の課長会議の会議報告があります。これは教育振興課長が

言っております。5月25日に、上富良野高等学校事務長の公金横領が報道され、学校で経理する道費及びPTA会費のほか、上富良野町が補助している教育振興会までに及んでいる。6月1日、教育振興会臨時会を開催し、15年度会計27万円の弁済請求を行う予定であります。確かに両刀使いですね、事務局長として処理したものと、それから教育振興会としての課長としての責任ということで、ですからこういう甘さが出たのではないかと気がするのです。

それから次に、第5点目の町監査員による監査の種類と監査結果の所見です。

それで、標準町村の監査基準の第14条の4項、財政援助団体に対する監査というのがあります。これは二つあるのですね、一つは町村長の要求に基づくもの、それからもう一つは、監査委員みずから求めてやるということ、それで今回の監査はどちらの監査かということで確認をいたしたいと思えます。

それから、2点目は、平成15年度の会計処理に品物を納入していないで請求書、領収書があるということ、そうすると、15年、16年、17年度のそのほかでも振興会の会計であるのではないかとこの疑問が出てくるのです。ですから、その点、監査等の実施手続の選択適用というのが、町村会の標準の中にあるのですけれども、23条、監査等は契約書、関係諸帳簿、証拠書類等に対し、次の各号に定める監査技術の選択適用し、実施すべきであると。ですから、その中には照合、実査、立会、確認、質問、分析、比較というようないろいろなものがあるのです。今回見たやつは、単なる書類を見たというような感じの印象しかぬぐえないのですよ。ですから逆に、業者にプロジェクターの納入業者を確認をして、そこは一体どうなのかという確認作業等がある面で実地監査を含めてやるのであれば、それまでやらなければならないのではないかとこのような気がするのです。ということは、そういう事実があるから15、16、17はもうちょっと的確にやるべきではないかということです。

それから3点目、財政援助団体ということで、平成17年度、野球同好会のユニフォームの購入の関係です。17万円振興会から出してあります。しかし、17万円振興会から出したやつの中で、言うなればことしの3月27日、教頭と赤間という人が、私の方で校長からいただいた資料です。不明なものが6点ほどあるのですね、17万円で購入し、同好会から15万円、体育文化振興会から14万円もらったやつの中に。ですから、去年、ユニフォームを調整してまだ1年たっていないのに、こんな状況

で備品等が、我々振興会から出された予算の中で買ったものになっているのかということで、私も愕然としていました。ですから、それらの点についても代表監査、確認をいただろうと思います。17万円の支出、現物はどうかということで、恐らく先ほどの答弁では、してないのかなという気がしました。

それからもう1点、野球部にはヘルメットが一番重要なですね、硬式野球、ヘルメットが5個購入しているのですよ。しかし、振興会、それから文化振興会、それから生徒会の同好会からは一切出していないのですね、しかし、物品は買われています。バットも2本買っています。振興会からの予算でバット1本は買っています。しかし、バットは3本では足りないということで、柿本校長が前任高校の旭川北高へ行って、古いのをもってきていますと、しかし、3月27日の確認の中には、バットは1本も入っていないですね。ですから、それはある面ではバットは消耗品ですから、折れてしまえばそれまでということであれば、それはそれで書類としてバット折れ、廃棄というようなこともあっていいのではないかと。ですから、上富良野高等学校自体が、こういうものに対する取り扱いというのは余りにも手ぬるい、だから、そこを事務長にねらわれたのではないかと気がいたします。したがって、このユニフォームの保管状況の関係について、どうなっているかということでお尋ねをいたしたいと思えます。

それから、先ほど代表監査委員が講評の関係でといて申し上げたけれども、事務長と業者が結託をしているということですね、だから空の領収書を出されたということでございます。であれば、私は、代表監査委員の意見書の中で、これらもびしっと文書化をすべきだと思うのですよ。全然、ただ口頭でということであれば、それから校内のチェック体制が甘かったというようなことを言っています。

今度は業者の関係については、今、道への情報公開への請求で、正式に出そうと思っております。というのは、その業者が昨年3月2日、体育用品25点を買った指名業者で、そこに落札をしているのですね。上川支庁の教育局の学校管理に聞きますと、我々が自由に見れるのは1年と三月ですと、3月2日ということであれば、18年6月2日で終わりですと。そういうことで、校長の権限は1,000万円以下ということになっている。ですから、これらについては担当の方の名前も知っていますけれども、それは情報公開やれば、すぐに出ますよということでございます。私は、事務長と業者の関係ということで、代表監査委員がいみじくも言いましたの

で、実態としてはこういうことであるということで一応報告をさせていただきます。

あと、市町村合併の項目については、休憩の後には。

議長（中川一男君） 11番中村議員から、御指示いただきましたので、昼食休憩といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩前に引き続き、一般質問の質問を続行いたします。

11番中村有秀君の一般質問を継続いたします。

その前に、皆さん上着を脱いで結構でございますので、よろしくお願いします。

では、再質問の続行を11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） それでは、一般質問の2項目目、市町村合併について申し上げたいと思えます。

クラスター分析、それから道の市町村合併推進構想、いずれも基本的には富良野圏域は、同じ形で進めていくということだろうと思えます。ただ、全国的に言えば3,232が1,821になった、北海道は212が182になった。しかし、今度の合併構想からいくなれば、59の市にするというのが将来的な考え方、言うならば、我々のところは旭川市の中に入っていきのかなというような道の関係ではございます。

しかし、クラスター分析の距離80分、人口3万人以上というようなことですが、基本的には、今、町長の答弁の中にあるように、5市町村分断することのないような組み合わせということで、基本的には道もなっているのかなという気がいたします。今の現状の段階では、富良野広域圏でそれぞれプロジェクトチームの最終報告を、住民報告説明会ということで開催をされております。したがって、最終的に富良野市が現在進めておりまして、あと3会場を残すのみかなという気がいたしますので、基本的に町長の答弁の現状の内容ということについては、了解をいたしたいと思えます。

それから、2点目の富良野地区広域圏の振興協議会の委員会の開催、5月23日だったと思えますが、これについては通常の総会議案ということでございました。ただ、私が富良野広域圏の各市町村の「自治のかたち」の担当者に聞きますと、皆さんは大体7月の後半に結果報告を持ち寄ってということでございますので、7月の末というのは、5月23日以前の広域圏の委員会の中で決まったということと理解をしていいか、その点ちょっと確認をいたし

たいと思います。

それから、3番目の「自治のかたち」のまちづくりのトーク開催状況ということでございます。

後ほど、文書で正式に出てきておりますけれども、私も7会場のうちの6会場出席をさせていただきました。1会場の社教センターのときは、体育協会の総会があったので欠席をさせていただいたのですけれども、非常に残念なのは、参加者が少ないということですね、きょう7回の会場で、町民が52人ということで聞いております。しかし、職員が大体8人から9人おいでになって、トータルで数えたら職員が60人、町民が52人というようなことで、たまたま先ほど町長の方から報告のありました老人大学の関係の22名がふえたから、少しは安堵の感はあるのですけれども、現実の問題としては非常に参加者が少ないということでございます。

それで、周知のあり方に問題があるのか、町民のそういう面での受けとめ方があれなのかということで、ちなみに富良野圏域全部確認をしてみました。上富良野は7会場で52名、中富良野は5会場で153名、富良野にも私行ってまいりまして傍聴させていただきました。富良野市は5会場で136名、それから占冠は6会場で55名、南富良野は「迫られる自治の選択」ということで、広域圏で出したパンフレットを全戸に配布をいたしました。しかし、当面、具体的な地域説明会は行わないと、言うなれば財政的なことも含めて占冠との関係で来られた関係もあって、一つは新しいものが出てこない段階でやっても意味がないというようなことでございまして、南富については、開催予定はないということでございます。

ただ、開催周知の方法で、中富良野は広報誌、防災無線、新聞折り込みをやっている。それから、富良野は広報誌、新聞折り込み、道新、朝日、読売に、それから開催地区の家庭にチラシを配布している。それから、平和祭の方針にチラシの配布も行った、それから町内会長等に電話で参加の呼びかけを行った。富良野の場合、東山地区が大体18名で、この日お通夜があったということで、それ以外は大体30名を突破しているのです。そういう関係で、私は非常に周知方法もパブリックコメントとか出前講座の関係、先ほど町長の方から報告がありましたけれども、これについても、周知のあり方を熱意を持ってやっていく、それから町内会長やなんかについても、何とか皆さん方の意見を自治のかたちの関係ですという努力がなかったのではないかと。極端に言えば、5月18日かみんでは1名なのです。本当に町長と1対1の対話というような感じで、私はその横に傍聴するのも1人ということ

でございましたので、多いところは5月15日の泉栄防災センターが22名ということで、地区で一生懸命呼びかけを行っているのです。ですからそういう関係で、アンケート集約は後ほど出てくるということでございますので、いずれにしても開催方法、周知、中富良野さんの話では、農繁期で時期的に悪い面もあるというようなことも担当者から聞いています。したがって、今後のパブリックコメント等も含めて、これらの開催、周知について、今後、どうするかということでお尋ねをしたいと思います。

それから、4番目の自治のかたちの職員研修会の参加者集計内容についてですけれども、5月17日から24日まで行ったということでございます。私も情報提供コーナーの中での調査の集計方法を見ますと、職員の皆さん方が市町村連携というのと広域連合というのでは64.9%があります。女性の方では56.7%ということでございます。したがって、これらの関係で20代、30代、40代、50代ということで、一応、表としてはなっています。それで、5月31日開催の課長会議の会議報告書の中で、企画財政課長が、職員研修として「自治のかたちプロジェクト報告」を実施し、参加者に対するアンケート集計を行った。結果は、資料として添付のとおりであるが、年代、性別で特徴あるものとなったのでということで、職員周知を願うということで課長会議になっているので、特徴のあるという点について、企画財政課長の見解をいただきたいと思います。私は私なりに一応分析はしてみたのですけれども、それらについてお願いをしたいと思います。

それから、5番目の道が発表したクラスター分析市町村合併推進構想、これは2月14日にクラスター分析、6月2日に市町村合併推進構想の原案が出されました。ただ、私はいずれにしても大体内容的には、方向的には同じだなという気がしております。ただ、5月30日に、道と道町村会の役員の方々と、市町村合併構想に対する意見を求められております。この中で、桧山管内の寺島乙部町長は、道の構想には町村の意見が入っていない、地域を発展させるための合併であって、合併自体が目的ではないはずだということ。それから、陸別町の金澤町長は、知事は自主的合併というが、道の担当者からそういう感じは受けないということで、道の対応を批判しております。

しかし、知事は市町村合併は不信感があるのは事実だろうと、担当や各市町村の合併の押しつけはしないよう強く指示をしていると。それから、勧告権については、私は自発的に発動することは全くない

ということで、市町村の要望がない限り、勧告は行わない考えを示したということでございます。この点については、まず、町長の所見を伺いたいと思います。

それから、7月以降、これらがある程度行動的に動くのかなという形が考えられます。それで、将来的にどのような進め方を町長としてはするかということでもまず1点。

それからもう1点は、今、自治基本条例の研究プロジェクトの最終報告書が18年3月1日に出されました。これは16年11月17日に設置されておりますけれども、町長は、ことしの町政方針で19年度制定、20年度施行ということになっております。したがって、将来的にはこの中の第9章に町民投票制度、35条で町民投票、36条で住民投票の請求と発議ということがなっておりますので、将来的には自治基本条例の形の中で合併する、しない等も含めて、こういうような運用を基本的に視野に入れているかどうかということでお伺いをいたしたいと思います。

それから、次に3項目め、公共施設のサイン（案内標識）の関係です。

それぞれ条例が改正になったり、それからもう一つは、観光協会があれしなりという関係で、移動したということでございます。十勝岳観光協会のサインの関係は、今、白いテープを張っております。それから、老人身障者センターのサインは全部2カ所、大町1丁目3番と南町3丁目1番のやつは撤去をされております。

それから、交通安全の呼びかけの関係については、一つは、生活安全推進協議会となったので、基本的には大きな影響はすぐにはないと思います。観光協会の関係は、たまたま十勝岳爆発80周年の関係で、我々、公民館にいたら、観光協会の事務所なのかと尋ねて来られて、この点で私は初めて「何でしょう」ということで聞いたら、そういう事実なので、職員の皆さん方も議員の皆さんも、自分の町は一々あれを見なくても直接ずっと行けるからあれですけれども、そういう点で我々も十分監視ができなかったのかなという気がいたしますので、今後、安全運動の呼びかけ等も含めて、定期的な点検整備を行うべきと思いますが、その点、考え方を提示をさせていただきたいということ。

それから、交通安全協会が生活安全推進協議会ということで旗は一部なっていますね、それでこれらの予算は町でやるのか、それとも生活安全推進協議会の予算でしていくのか、その点、ちょっと明確にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の2項目めからの御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、市町村合併に関連する各再質問でございますが、富良野圏域におきます振興協議会委員会の今後の対応についてというような御質問でございますが、このことにつきましては、7月下旬に市町村長がそれぞれの「自治のかたち」の持ち帰った中での地域の説明会を終わらせて、その対応につきまして、今後、圏域の中で協議をするということにつきましては、以前から3月23日だったと思えますが、最終報告をいただいて、今後の対応につきましては、7月以降に振興協議会委員会の総会終了後、新たな富良野市長さんの誕生のもとで協議をさせていただくということで、7月に入ってからというような暗黙の協議がなされていたということで御理解いただきたいと思えます。

それから、まちづくりトークの参加者が非常に少なかったということにつきまして、議員からも御質問ございましたが、私もまことに残念だと、行政情報が十二分に住民の皆さん方に開示でき得ない部分が、住民の皆さん方の行政に対する関心の薄さといコールになっているのかなというようなことで、もう少し行政情報を住民に開示する方法を十分に対応しながら、住民が行政に対する関心を持っていただくような形でまちづくりを目指していきたいと。第4次総合計画の中の4本柱の一つとして、協働のまちづくりということ掲げながら、今日までそれらが十分に対応できないことが残念であります。他の町村の状況を見ますと、ある程度の人員が各会場に集まっていたと。

うちの会場につきましては、議員から御説明にあったとおりであります。案内方法につきましては、他の市町村と大した変わりのない案内をしたつもりであります。しかしながら、まだまだ参加していただくように奨励するためには、こういったものに対する案内の方法につきまして一考を加えながら、十分検討を加えて多くの方々が参加していただけるような形での取り組みを十分検討していきたいというふうに思っているところであります。

何はともあれ、住民に行政に対する関心をいかに持っていただくかということが、こういった会合に多くの住民の参加をいただくための最も重要なことであるというふうに思っておりますので、そういったことを含めて今後十分反省をしながら、対応していきたいというふうに思っております。

それから、職員の研修につきましては、担当課長

の方から説明させていただきます。

それから、次のクラスター構想、あるいはクラスター分析、あるいは市町村合併構想等々の見解であります。私どもも町村会の中で常に申し上げておりますのは、例えば上川支庁との話し合いの中でも、今は上川支庁にも合併のための参事室が、新たな組織ができ上がっております。そういう中で、いつもお話を申し上げるのは、職員の皆さん方は一生懸命になっているけれども、知事はそれほど力入っていないぞというような話まで出てくるわけですが、言うならば、知事にしてみれば来年の選挙もありますし、いろいろなことで課題があるのかなというような思いをしておりますけれども、基本的には、道職員の皆さん方が合併に対する意気込みと知事との考え方との差異というものは、私は大きくはないというふうに思っております。

やはり基本的には、国の対応の中で北海道も対応せざるを得ないと、すなわち上川管内、あるいは北海道各地で合併に対する合併構想の説明会をやるときに、本来であれば、北海道だけが対応すればいいわけではありますが、総務省の合併担当の課長がわざわざ各地域の説明会に同席して様子を確認するというような状況下にあるという、国の管理下に非常にあるというようなことも私としては考えているところであります。これらにつきましても、北海道が言う勧告の問題だとか、強制合併だとかというようなことではなくて、あくまでも基本は合併は自治体、その地方の住民の意思であるということを前提とした中で進めていきたいというふうに私自身も考えているところでありますし、知事もそういったことに対しては、十分理解いただいております。

次に、今後の委員会の対応についてということですが、このことにつきましてはさきにも申し上げましたように、7月に入ってからということですが、今は日程といたしましては7月21日に委員会、富良野圏域の振興協議会委員会を開催いたしまして、この問題につきまして5名の首長同士で意見の交換をしたいということになっております。

町といたしましても「自治のかたち」の四つの選択肢の中で、我が町はどの方向をもって圏域の中で意見を述べていくのかということを私自身も決断しなければならないわけでありまして、これから住民の皆さん方のいろいろな考え方というものを聞かせていただきましたが、基本的には住民の大勢の方々のお話を聞くことができませんでした。これから7月5日締め切りで対応しております住民のアンケート、あるいは意見等々がどれだけ集まってくる

かということを見きわめながら、それらの意見等々を十二分に対応しながら、今、議会の方と調整をさせていただいておるところであります。7月10日ごろに議員の皆さん方と十分この問題を取り上げた議論をして、我が上富良野町が、今後、圏域の中でこの四つの選択肢のうち、どのような道に進めていこうとするのかということ議論をさせていただきたいというふうに思っております。そういったことで私自身の考え、あるいは議員皆さん方のお考え等々を集約した中で、町の方向性を決めていきたいというふうに思っておりますので、ひとつ御協力を賜りたいと思います。

次に、案内標識の件であります。議員の御指摘をいただきまして急遽対応でき得たと、これからの観光シーズンにおいて、町外からの方々が入り込んでくる中で、地理のわからない方々が、その案内標識に従って別な方向に誘導していくというようなことがなくなって、議員の御指摘で早速対処でき得たことに対しましては、敬意を表したいと思います。今後の維持管理につきましても十二分に配慮しながら、対処してまいりたいというふうに思っております。

また、上富良野町生活安全推進協議会が設置しております諸案内標識につきましては、協議会の予算で対処しているということですので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（北川雅一君） 11番中村議員の職員の「自治のかたち」のアンケートの調査の関係でございますけれども、先ほど御報告申し上げましたように、103名の参加者のもとで、90名の方からアンケートをいただきました。その中で、無効1名ということで、実際は89名のアンケートの内容になっております。

それで、年代別と性別に分けて一応分析をさせていただきまして、実は年代別でいきますと、89名のうち20代が9名と、それから、30代から40代、50代について約二十五、六名になっておまして、その比率が若干違う面がございますけれども、そういう中でパーセンテージを出した経過もございますので、一概に20代の率が上がるということも多少懸念されるところでございますけれども、この状況下で見ますと、広域連合という自立の方の形のアンケートの内容が、20代別からいきますと44%から50代に向かって約27%と、年代別に高くなりますと、その率が年代的に下がってくるような状況になっております。それと、広域連携につきましては、大体22%から50代で30%、31%台に平均しているかなという状況でございます。市

町村合併につきましては、逆に20代22%から、50代については31%という形で、上がっていく状況になってございます。

その中で、最終的に、トータル的にパーセントを見ますと、自立、市町村連携、連合の方が割合的に、約58%ほどの率になっている状況でございます。その項目によって、多少の動きが出てきているというような状況になっております。

それと、女性・男性の割合から見ますと、先ほど申しました約20%から30%、平均な率で合計すると、そういう状況になっているのが現実でございます。そういう中で、かなり全体的な意見の中では、財政見通しの人口減少に対する批判を感じさせるような御意見も中に出てございます。そういう状況の中で、今の中では広域連合、市町村連携、市町村合併、広域都市という、職員の中では、そういう状況の率から言いますと、そういうような状態のアンケート調査になっている状況でございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 11番中村議員の上富良野高等学校の事務長にかかわる件についての再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の会計別ということでございます。

先ほどの1回目でお答えをさせていただきましたが、合計が441万934円と全体額でなっているところであります。そのうち、道費につきましては243万円、団体会計につきましては198万934円、そのうち教育振興会にかかわるものとしたしましては27万541円でございます。そのほかの団体会計で171万393円ということで、これにつきましては道教委が本人と接触をし把握したもので、本人が認めたものがこの金額であるというふうに認識をいたしているところであります。

次に、2点目でございますが、自己弁済かどうかというような御質問でありましたが、事故者本人がまず弁済をしたものというふうに承知をしています。私どもが関連しています上富良野高等学校教育振興会の27万541円につきましても、本人から学校長を通じて弁済されたものであります。

次に、3点目の道費の関係でございますが、道費243万円の弁済についてのお尋ねでございますが、この部分につきましては道の会計ということで、私どもが弁済が終わったか終わっていないか、承知をしていないところであります。

次に、4点目の教育委員会の開催日の関係であります。3月22日、4月27日、5月22日ということで開催をしているところであります。

次に、5点目の監査体制でございますが、監査体制

におきましては、通常の団体会計における監査を行ってきた実態にあります。具体的には年1回、経理簿、それから通帳、決議書等の証拠書類で監査を行ってきております。ただ、御質問の中にもありましたが、現品の確認は、その監査の中では行っておりません。

次に、6点目の役員会の体制でございますが、平成15年、16年、17年度につきましては、役員会の開催はされてございません。プロジェクター購入の決議につきましては、役員会では協議はしていないところでありますが、ただし、学校の方から教育委員会の方に相談があり、そのことについての教育委員会との調整は終わっていたというふうに認識をしているところであります。

次に、事務体制についてのお尋ねでございます。

これにつきましては、御指摘のとおり、事務局長と同じような者が事務局を行うということが、本当にいいのだろうかという御指摘でございますが、こちら辺はいささか課題があるのかなという認識を持っているところであります。

いずれにいたしましても、教育振興会というのは、上富良野町にとって上富良野高等学校が存在する意義の大きさを考え、存在している組織であります。そのようなことから、この教育振興会が適切に運営されることを今後も続けていかなければなりませんので、かかる事態が起きたということを見きわめながら、監査体制、役員会のあり方、それから事務体制等についても、今後、教育振興会とともに見直しを図っていかなければならないものというふうに考えているところであります。

以上でございます。

議長（中川一男君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（高口勤君） 11番中村議員の再質問に対しまして、代表監査委員としての答弁を行いたいと思っております。

1点目の今回の監査は、町からの依頼か監査委員独自の判断で行われたのかということにつきましては、監査委員として必要と認め、独自に実施いたしました。

2番目の野球部のユニフォーム等につきましてはの監査でございますけれども、実際に現物を見せていただきまして、ユニフォーム等につきましては監査をいたしました。ですけれども、先ほどの指摘のように、ヘルメット、あるいはバット、ベルト、そういう点に関しましては、別室の方にございましたので、実際には監査は行ってございません。ただ、不足分につきましては若干あるということですので、これにつきましては管理の方、今後、しっかりと管理をするように指導をいたしました。

3番目、プロジェクター納入業者への調査ですけれども、これにつきましては、町監査委員としましての権限としては、権限外というような私なりの判断で監査は行っておりません。今後とも、そのような方針でいきたいというように思っております。

それから、最後ですけれども、監査報告についての内容につきましては、今回のように特に大きな不正があったという場合につきましては、重要なポイントに関する事項は、今後、監査報告に載せて報告をしていきたいというように思っております。ただ、軽微なものにつきましては、口頭等での指導でとどめていきたいというように思っています。

監査のあり方につきましては、それぞれの団体に監査という立場もありますので、このことにつきましては、今後とも、十分事務局とも協議というか検討をしまして、今後、援助団体等につきましてはの監査のあり方については検討をしていきたいというように思っております。

以上です。

議長（中川一男君） 再々よろしいですか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） それでは、再々質問をさせていただきますと思います。

一つは、教育委員会関係の方で、PTA、学年会計等を含めて、振興会を除いた団体会計ということで171万393円ということです。私は、前の臨時総会に行ってみて、道にかかわることだから説明はしない、教育振興会に出ているお金は説明いたしますと。しかし、私どもは上富良野町民でありながら北海道民なのですね。ですから、そういう立場でもう少し振興会としての説明責任、もしくは振興会は振興会の予算であるけれども、例えば教育委員会としてやっぱり説明責任を果たさなければならないのではないかと。

そういうことで、基本的に、この答弁書を見て、それで急遽上川教育局とも調整をしながら、そういう情報開示の方法がありますよというアドバイスを受けたと。したがって、できればその団体会計の、例えばPTAの関係がこうで、学年会計がこうで、体育文化振興会の会計の中でこうだというような形が出てきていただければ、言うならば、PTAの会員の皆さん方も、そういうことで明らかになったのかということであるだろうと思いますが、その点、再度確認をいたしたいと思えます。

それから、次に質問の中で学校長、教頭の協議を経て執行ということの関連で、会則第10条で、総会、役員会がありますよと、しかし、役員会は1回も開催されていないということ自体、今、教育長の答弁ではそういうことで、その反省の上で立つてど

うするかということだろうと思えますけれども、私は、最終的に学校長、教頭の決議を経てでなくて、基本的には振興会の会長、それから事務局長、事務局次長、言うなれば教育委員会の体制の中での。

それからもう一つは、当然、学校長、教頭もかわった形で予算的な執行等を含めてやっていかなければ、何か学校に丸投げの形で出されたものだということで、今、教育長の答弁の中ではプロジェクターの関係は、学校からプロジェクターが欲しいということで申し出があったということになると、学校のだれかということでも聞きたくなるのですね。

そうしたら、学校側からすれば、校長、教頭からすれば、あるのに何でということになってくると思うのですよ。ですから、学校側の申し出なのか、事務長個人の申し出なのかということで、今の答弁から言えば疑問が残るのです。ですから、その点明確にさせていただかなければだめだし、それから、今後の執行の関係は、ある面で役員体制の見直し等も含めて、執行体制の見直しもやっていただきたいという気がいたします。

それから、あと、振興会の補助のあり方なのですが、基本的に今までの状況がいいのか、16年5月の総会の中で、和寒の関係等で各種試験の関係も予算に使う、子供たちが上富良野高校生として、こういう資格を取らず機会をもらった、補助金ももらったという形でやったらということで、やっと去年からなるようになったわけでございます。したがって、私は、そういう関係からいくと、振興会補助の見直しについて、基本的にしていかなければならないだろうと思えます。したがって、これらについて一応、教育長の見解をいただきたいと思えます。

それから、今回の会計処理の体制が教育委員会、前は15年度は管理課長、課長補佐がなって、その後、教育振興課長、それから主幹が事務局事務次長ということになっております。したがって、これらについてこういうでたらめな会計が行われたという責任の関係というのは、どう考えているのかということで、お尋ねを申し上げたいと思えます。

それから、代表監査のこの関係です。

一応、監査委員が必要として認めたということでございます。それで、この中でユニフォームの関係、現物を見たということですが、現物の何を見たのか、私はこんな保存状況であれば、見たのであれば、これが不足ですよ、そのためにどう指示するというので、具体的にしていかなければならないと思うのですね。ですから、現物を見たというのは何を見て言ったのか、単なるユニフォームを見たのか、その他のものを見たかということで、非常

に疑問に残るところです。

それから、プロジェクター納入業者の関係は、範疇を超えるということですが、基本的にそういう状況があるということになれば、一応、代表監査委員として、町の監査委員として業者に当たって確認を行うべきでないかというのが、私であり町民の素朴な考え方です。なかったからそれでいいのだ、もしくは書類が整っているからそれでいいのだということにはなっていないのではないかという気がいたします。ただ、どの業者がということは明らかにされていませんで、私はこれは道の方に行って情報の開示請求をして、その点、明らかにするようにしていきたいと思っております。

それからもう1点、大事なことなのですが、上富良野町は多くの財政援助団体があります。その金額も非常に大きいです。そうすると、今回のように、それぞれの所管のところで書類を見て、はいオーケーということと、今回のようなケースで領収書、請求書等が偽造されたりなんかということになるおそれも考えられます。数多い団体ですから。

そうすると、今後、財政援助団体に対する監査体制、これは今の監査委員の体制では非常に無理だと思います。しかし、どこかで抽出をして、ある面で年度計画的にやっていく必要があるのではないかという気がするのです。その点、財政援助団体に対する監査のあり方ということで、一応、代表監査委員からの答弁を求めたいと思います。

それから、市町村合併については、基本的に了解ですけれども、町の「自治のかたち」の職員研修参加者のアンケート、非常に興味深いものがあって、今、北川企画財政課長の方から報告のあったように、我々議員も、現場で携わっている職員の皆さん方はこういう考え方を持っているのだということと、非常に興味のあるアンケートということで、参考になりました。

それから、周知のあり方については、町長の方で開示方法の対応だとか、住民に関心を寄せていただく郷土のまちづくりということで、どうするかということで所信をお聞きいたしました。それでよろしいかなと思います。

それから、案内サインの関係の中で、基本的逐次やるということの定期的な監査の中で、上富良野町の案内マップがあるのです。これは深山峠にあるのと、JR上富良野駅前、上富良野交番の横にあります。これも例えばかみんだとかふれんどあたりはないのです。それから、なくなったところが、私がチェックしたところでは、それぞれ十数カ所あるのです。例えば、ふたば幼稚園なんかなくなっているだろうし、そういうようなところの案内マッ

プを再調査をして、現行維持に努めていただきたいということです。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

市町村合併等に絡む各種案件につきましては、先ほどお答えさせていただきましたようなことで、対応させていただこうと思っておりますし、また、職員のアンケートの結果というのは、私自身も職員がどのような認識を持っているのかということの把握をでき得たということで、非常に意義あるなと思っております。

ただ、これも職員の考え方につきましては、余り大々的に町民に公表するというのはまだ時期的に早いなど、町民の皆さん方がどっちかという染められてはいかなというふうには私自身としては思っております。かといって秘密にしようとは思っておりませんが、大々的に公表するのはもう少し時期を見計らった中で、職員の考えはこうであったぞということで対応したいというふうには思っております。

それから、案内標識等案内板、私自身も認識いたしております。開基100年で、上富良野岳を設定していただきたけれども、上富良野岳がまだ記帳されていないというような案内板もありますので、これらにつきましては、今後も予算を十分見きわめながら、修正対応についても十分配慮してまいりたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 11番中村議員の再々質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず、教育委員会としての把握の関係についてですが、今、新聞報道等されました中でも、話がコメントとして載っているわけですが、道教委として今後刑事告訴を考えていると、そういうようなことで、私どもといたしましては、元事務長は3月中旬に、道教委の方の身分がえになっております。そのようなことから、事務長に対する確認やなんかはなかなかできない状況にありますので、そういう動きを見ながら、今後、我々も十分把握をしていきたいというふうには考えているところであります。

また、総会、役員会の関係ではありますが、役員会が開かれていないということにつきましては、反省すべき点があると思います。今後、そういうことも含めて、先ほどもお答えをさせていただきましたが、こちら辺の部分も見直しを図ってまいりたいと思っております。

また、3点目に学校長の求めか、事務長の求めかという御質問であります。これは15年度の月で言いますと、16年3月の出来事です。そのようなことから、その当時は決議書は事務長が主体で話してきたかのどうかはちょっと確認はとれておりませんが、そのときは前校長先生の決議もされた中での受けとめを我々教育委員会としては行ったところであります。

次に、4点目ではありますが、振興会の補助のあり方についての御指摘であります。

これにつきましても、この議会でもいろいろと御議論、御意見を賜っておりますが、ただ、制服やなんかの助成ではなくて、これから特色ある学校づくりのために資格取得というようなことで、より有効な補助のあり方を、今後、考えていくべきだというようなことで、今、まさしく昨年からの資格取得について、教育振興会を通じて行っているところであります。

また、最後の質問であります。責任の関係をどう考えているのかということでもあります。

これは道教委の事務長という幹部職員が起こした不祥事で、そして確かに会計責任者が行ったことから、書類の改ざんやなんかが巧妙でありました。そんなことで、我々、事務監査やなんかも、行き届かない点が多々あったというふうに感じているところであります。このような事態が起きたことに対しては、本当に深く反省をすることで、今後、二度とこのようなことが起きないというようなことを決意して、自分たちの考え方で今いるところであります。

以上であります。

議長（中川一男君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（高口勤君） 野球部のユニフォーム等に関する監査ですけれども、先ほど申し上げましたように、ユニフォーム、あるいはストッキング等が保管されている部屋に行きまして、実際に見せていただきました。ただ、先ほど指摘のあったように、厳密な数字というのでしょうか、数量合わせ、そういうことにつきましては少し手落ちのところがあったということで、おわび申し上げたいというように思っております。

それから、納入業者等に関して、町の監査委員として、監査の対象として現地に行って調査をしてみると、あるいは話を聞くとかそういうことにつきましては、先ほど申し上げましたように、少し町の監査委員としては、やはり権限外だというように思っております。ただ、いろいろな調査をする仕方もありますので、その点については、今後、十分事務局とも検討していきたいというように思っております。

す。

それから、財政援助団体への監査ですけれども、これはもちろん必要であるというように思っております。ただ、先ほども申し上げましたように、それぞれの団体に監査という立場があります。そういうことで、余り町の監査委員が毎年各団体に入っていくというようなことにつきましては、やはり慎重に対処していかなければならないというように思っております。ただ、計画的に何年かに1度入るとかそういう形では、今後、十分検討して実施していくような方向で考えていきたいというように思っております。

以上です。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、11番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点について、町長に答弁を求めるものであります。

まず第1点目には、安定型最終処分場の拡張計画についてお伺いいたします。

里仁地区において、建設廃材中間処理施設が拡張されようとしています。また、この間、5月8日には、産廃処理業者と地元里仁住民会との懇談が行われました。そこでの多くの意見は、産廃処理の必要性は理解できるが、現在の産廃処理施設の拡張は困る、もうこれでやめてほしいと、上富良野町以外の地域で実施してほしいという声が多数出るという状況になりました。この点、町長はどのように、この地域の方の声を受けとめられているでしょうか。

また、同時に、問題なのは、多くの方が言っていたのは、上富良野町に行けば産廃の処理施設受け入れ容認の町という印象を与えるということについては、町自体にとっても大きなマイナス要因が出るのではないかとことでもあります。

また、地域においては、観光、あるいは農業において生計を立てているという状況もあります。また、同時に、上富良野町においては、町長は日ごろから「四季彩のまち・かみふらの」自然豊かな町であるということを目指されております。そういうきれいな上富良野町に、産廃処理施設容認ということであれば、また、多くの地方における上富良野町の印象も変わるのではないのでしょうか。

何よりも考えなければならないのは、地域の人が望まない、こういうものについてはきっぱりと反対の意思表示をするということが今必要になってきているのではないのでしょうか。同時に、国や道においては、この安定型施設は認められた安全性がある認められた施設だから、これについては問題がないと

いうことを言っていますが、しかし、本当に安全性が必ずしも確認されているということは言い切れないのではないのでしょうか。

そこで、町長にお伺いいたしますが、町長はこの間、住民の産廃施設の拡張受け入れを反対しているのであれば、その意思を尊重しなければならないということを議会でも委員会でも述べております。産業廃棄物施設の拡張に対して、町長は、きっちりと反対の意思表示を表明されるのかどうか、この点について、町長の明確な答弁を求めるものであります。

次に、水質検査においては、月1回が法で義務づけられておりますが、この間、この業者は検査をどのように行っているのか、お伺いいたします。

三つ目には、安定型処分場が絶対安全だと言い切れるのかどうか、伺いたいと思います。

四つ目には、建設廃材中間施設施設の周辺には、2カ所の水源池があり、住民もそれを利用しています。当然、考えられるのは、そのような中間処理施設がさらに拡張されることによって、水質の汚染等が心配されるわけですから、この点についても安全の確保がなされるのかどうか、この点、明確な答弁を求めるものであります。

次に、地域経済の活性化対策についてお伺いいたします。

上富良野町においても長引く不況の中で、仕事の確保ができない業者の方、あるいは就労が大変だという方もおられます。特に季節労働者の方に至っては、公共事業の落ち込み等などによって、雇用が危ぶまれるという事態まで生まれるということも起きてきております。しかし、そういう中で町に求められるのは、雇用の確保、地域の活性化をどのように結びつけた政策を住民に示すかどうかということが今求められています。

そういう意味では、地域経済の活性化の呼び水としても、住宅における改修、改善時に対して助成を行って、その効果を上げるという方法、こういう具体的な対策こそ、今、町に求められているものと考えますが、これらの点について町長はどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思います。

次に、障害者自立支援についてお伺いいたします。

この4月から、障害者自立支援制度が施行されました。そして、障害者に対しては地域できめ細かなサービスを提供する責任が、市町村によるものということになりました。自治体の役割は、そういう意味では、以前に増してますます重要になってきたということを言わざるを得ません。しかし、実態を見ますと、これらの整備については、各自治体におい

ても上富良野町においても、まだまだこれからというのが実情であります。そこでお伺いしたいのは、今後の対策について、町としてどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

一つ目には、市町村が行う必須条件として、五つの事業があります。例えば、コミュニケーション支援事業があります。この事業は、聴覚障害者等のための意思疎通を仲介する手話通訳者の派遣事業として行われます。そういう中で、ある聴覚障害者の方は、この制度が変わることによって、上富良野町においても、手話通訳者の派遣事業を率先して行ってほしいという期待の声寄せられております。しかし、財源的な問題も地域では抱えております。また同時に国においてもその財源を保障するという道筋、また、地方に示していないというのも実態であり、地方自治体においても困惑するという状況にあるのも事実であります。

しかし、いずれにしても、こういう制度が実施されるわけであると同時に、町においてもその事業の責任を負うわけでありますから、今後、多くの方々の願いや要求にこたえるような制度の充実が必要であるということも言うまでもありません。今後、町において町単独、あるいは広域の体制で実施検討しているのか、他の4事業の体制と合わせて答弁を求めるものであります。

二つ目には、障害者福祉計画との整合性はどのようにされるのかということであります。

また、介護保険制度にもありますが、利用者の負担軽減措置、安心して利用できるような横出し、あるいは上乘せサービスの充実をされるのかどうか、この点についても答弁を求めるものであります。

次に、保育料の引き下げの問題についてお伺いいたします。

上富良野町の保育料は毎年引き上げられて、18年度は、国の基準の95%という状況になりました。保護者からは、毎年上がるという保育料が本当に大変だという驚きの声が出るという状況、ちなみに3歳未満児の7階層の最高額では、月額7万6,000円という状況にあります。子育て支援の一環として、保育料の引き下げは急を要するものと考えますが、この点について、今後、どのような対応をされるのか、町長の明確な答弁を求めるものであります。

次に、西保育所の民間移譲について、お伺いいたします。

町では、西保育所を指定管理者制度から、今後、完全民営化しようということの方針を示しました。その理由として、財政難の解消、民間活力での保育

の充実を挙げています。

指定管理者制度になった当時を若干振り返ってみたいと思います。指定管理者になるという形で、利用者の方々からは反対の声が起り、署名が集められ、結局、1年間指定管理者制度を先送りせざるを得なくなるという状況になりました。結局は、指定管理者制度に移行しましたが、しかし、多くの保護者にとっては本意ではありませんでした。本来であれば、公設できっちりやってほしい、これが本音でありました。しかし、子供を右往左往させるわけにはいかない、混乱させるわけにはいかないという形の中で、容認せざるを得ないという状況もありました。

また、同時に、それら保育内容が変わったのかと言えば、大差がないという状況にあります。その背景には、公の指導のもとで行われる指定管理者だからこそ均一の保育をしなければならない、こういうことではなかったのでしょうか。ですから、公設であろうと民設であろうとも、入所児童に対して、よい保育環境を提供できるかどうかというこの思いこそが、安心して保育所に預ける子供たちの保育環境を充実する、できるものだと、私は考えております。そういう意味では、まだまだ公設の役割は重要であり、町の努力はまだまだ不十分だと言わざるを得ません。今、子育てに対する要望が多様化するという中で、公設保育所の役割というのが、ますます重要になってきているものと考えます。

そこでお伺いしたいのは、西保育所をなぜ民間に移譲しなければならないのか、また、現状の指定管理者制度、これを維持すべきだと考えますが、この点について町長の答弁を求めます。

次に、保育所を利用している保護者と入所児にとっては、行政の都合でこの制度がどんどん変わるということは本意ではありません。そういう意味では、保護者にとっては、また完全民営化ということであれば、安心して子供を保育所に預けられないというそういう思いも募ってくるのではないかと思います。そういう意味では、保護者との思いに反するということは考えられないのか、これらの点について明確な答弁を求めるものであります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の5項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの里仁地区産業廃棄物最終処分場拡張に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、本施設は、産業廃棄物処理施設安定型最終処分場として、平成5年5月26日に北海道の認可を得て、平成7年より稼働中のものであります。今

後、2年程度で埋め立て完了となることから、同一地区において、さらに10年程度使用できる規模に拡張したいとの事前の情報が、事業者である有限会社リ・ステーションから入りまして、町は計画の概要の図面等々を里仁住民会長に提供させていただいたところでありました。その後、地域では独自にアンケートを実施し、その結果を町に報告をいただくとともに、今後は、協議会組織を発足して反対していきたいと、申し出がなされたところでありました。

また、4月18日には、地域としての正式な施設拡張計画地域協議会を設立し、窓口を一本化するとともに、反対運動を展開していくことになったことと、今後の協力についても、要請する旨の陳情書を受理した経過にあります。

さて、1点目の町としての明確な反対の意思表示についてであります。私としては、人の暮らしには必ずごみが発生し、その処理が必要であることから、産業廃棄物、一般廃棄物の区分は別としても、どこかに施設が必要であると考えておりますが、あくまでもこの種の施設は周囲の方々には御迷惑な施設となりますので、地域の方々との合意が重要な要件であると認識しております。それなくして、積極的な受け入れの考え方に立つことはできないわけがあります。したがって、里仁地区住民会の意向を伺っておりますので、その解決の道がない現状では、反対であるとの意思に変わりはないと申し上げておきます。

2点目の水質検査の状況であります。維持管理の技術上の基準に基づき、月単位、年単位で地下水、浸出水について検査が実施されており、その水質については、毎年度上川支庁で立入検査の中で確認がなされております。町といたしましても上川支庁に問い合わせたところ、水質については開設以来問題なく経過していると聞いております。

3点目の安定型最終処分場の安全性についてであります。国の基準に従い施設が設置され、適正に維持管理が行われていれば、問題ないと言われております。

4点目の水源の安全確保についてであります。3点目で申し上げましたように、国の設置基準に合致している限り問題ないこととなりますが、地形や搬入される廃棄物の質の変化などによっては、水質に及ぶことも考えられますので、その状況変化に伴うのかなど前提条件が重要であると思っております。

次に、2項目めの住宅リフォーム資金助成制度についてお答えさせていただきます。

地域経済の活性化対策としては、一つのアイデアであると思っております。単に町独自の住宅リフォーム

資金制度を設けることにもならず、十分な調査が必要であると考えております。いずれにいたしましても御案内のとおり、町の財政状況は極めて厳しい中において、既存の必要な事務事業の維持、継続を優先するためには、新規事業を抑制せざるを得ない事情から、現段階においては実施する考えはございませんので、御理解を賜ります。

次に、3項目目の障害者自立支援についての2点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の事業の実施に向けての御質問であります。平成17年11月に法制定がなされて以降、関係政省令等細部の内容が、現在も通知されている状況にありますが、法の基本とするこれまでの身体、知的、精神の各障害別支援から、総合的に在宅生活を基調として、それを支え得る支援制度として制度設計されてまいりました。

御質問のとおり、支援事業にかかわりましては、市町村の必須事業として、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具の給付、移動支援事業、地域活動支援センターの五つがあります。現在、このうちコミュニケーション支援事業、相談支援事業、地域活動支援センターにつきましては、専門的な要素や施設利用等から、富良野地方5市町村が統一して、民間法人への共同委託等の検討を進めております。また、日常生活用具の給付、移動支援事業につきましては、それぞれの単独取り組みの方向で検討を進めております。そのほか、必須事業以外の地域支援事業につきましても実施の可能性を含め、広域または単独取り組みの検討を進め、実施時期、利用者への周知などの運用に遺漏のないように取り組んでまいります。

2点目の障害者福祉計画に関してであります。障害者計画は、障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期の計画であり、本町においても平成16年から平成24年までの9年間を期間として策定いたしております。

一方、障害者福祉計画は、障害者自立支援法に基づき、3年間を一つの期間とする障害福祉サービス等の量的確保に関する計画であり、その第1期計画は平成18年度中に、平成18年10月もしくは19年4月を始期として策定すべきものとして義務づけられております。

したがって、本計画の策定に当たりましては、関係の方々による検討組織等を設け、御意見をいただきながら障害者計画内容の一部見直しを含め、両計画の整合性を確保しつつ、本年度内の策定、平成19年4月を始期として取り組めます。なお、御質問の横出し、上乘せなどの対策につきましては、制度上、利用の限度ではなく所得階層区分に

よる利用者負担の上限額が定められているもので、現段階では制度化等の予定は考えておりません。

次に、4項目目の保育料の引き下げに関してありますが、本町における保育料の設定につきましては、国が定めます前年度の保育料徴収基準を負担の基準といたしまして、平成14年度からその是正対応を図り、現在、基準額に対して95%の状況であり、平成19年度をもって、その是正対応を了する段階となっております。負担の適正なあり方につきましては、少なくとも国が定める基準額が、負担の適正額と押さえることが妥当と考えておりますことから、引き下げの考えは現在持ち合わせておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

次に、5項目目の西保育所の民間移譲に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目のなぜ移譲しなければならないかですが、地方行政に現在求められているのは、簡素で効率の高い運営でありますことは御承知のとおりであります。そのことから、平成16年から20年度を期間として、上富良野町行政改革基本方針、その実施計画を立て、実践に鋭意努力を重ねているところであります。実施計画に定めますアウトソーシングの推進につきましては、公共サービス提供は行政のみではなく、民間の皆様によっても提供し得るものが多くありますことは、御承知のとおりであります。したがって、町内民間事業者の持ち合わせます力を大いに発揮していただくことは、地域の大きな力となっていくものと信じております。

また、保育に要する歳入財源につきましても一般財源化の影響を大きく受け、公設保育所に対します国からの財源負担は、結果として民間経営に比べ、毎年約1,500万円程度の一般財源持ち出し超過となっているところであります。今後とも財政状況の好転が見込まれないことから、民間への移譲を推進することが必要と考えておりますので、御理解をお願いいたします。

2点目の保護者の思いとは反しないかの御質問ですが、保育所は当町においても公設と民間経営とがあり、民間経営のわかば愛育園においても長い歴史を積み重ね、多くの卒園児を輩出しているばかりでなく、保護者の方からも確かな信頼を得ておられますことは、御承知のとおりであります。

西保育所においては、平成16年度より学校法人専誠寺学園に、指定管理者に管理代行し、運営を担っていただいております。この間、保育園児の保護者の皆さんからは、特段の問題を提起されてはならず、十分評価に値するものと思っております。今後、民間への移譲につきましては、現指定管理者の専誠寺学園を移譲対象法人とし

て推進してまいりたいと考えております。

議長（中川一男君） 再質問。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） まず、ごみ処分場中間処理施設の拡張計画については、町長は、住民の意向をして、あくまでも反対の意思表示をするということの答弁でありました。これもう住民が反対する限りは変わらないという形で受けとめていいのか、もう一度確認しておきたいというふうに思います。

次に、お伺いしたいのは、安定型処分場の安全性の問題であります。

この答弁書においては、国の基準に従って設置されているから、問題はないと言われておりますという形のはっきり問題がないというふうには言い切っておりません。そこで何点が、こちらの方から感じたこと等について、町長に聞いていただきたい点があります。

それは、安定型といってもいわゆる安定5品目、プラスチック類や建設廃材、あるいは金属・ガラスくず、磁気、瓦れき等々が言われております。この中には、建設廃材等に混入してくる、いわゆるプラスチック類も当然この中で混入してきています。あそこへ行って見たことがあります、やはりいろいろなものもまざってきて、何が安全なのか、どういうものがまざってきているのかという形の中で見分けが付きにくい部分、また、プラスチック類も捨てられているということも見てきております。

プラスチックというのは、加工するために化学製品がよく使われております。曲げる、固くする、いろいろそういう中で、化学溶剤を使うという形になってきております。そういう意味で、化学溶剤がいつの間にか雨水と同時にしみて流れ出して、これが各地域では汚染源になっているということも報道されているところであります。また、この間、国の制度の変更に当たっても、このことが指摘されているという報道もされてきています。

そういうことを考えたときに、必ずしも安定型の処理処分場が、安全だと言える根拠はないということが今言われているところであります。安定型処理場は、最近、工法も、設置においても建設コストが安いという形の中で、逆にふえるという危険性が今出てきているというのも実態であります。そういうことを考えたときに、あそこに仮に永久的に設置される、あるいは何年後かにまた設置されて拡張されて閉鎖された、その後の汚染等のことを考えたときに、いろいろな問題点が浮かび上がってくるということは明らかなのです。そういう意味では、安全神話というのは、もう既に安定型においても無いということをおっしゃるを得ない。それが今、実態という

ふうに私は考えております。

それと同時に、水源においても、雨が降れば地中に雨水等がどんどんしみて地下に浸透していきますから、これがどのようになって地下水に混入するかという保障というのは全くないわけであり、こういうことが住民懇談会の中でも心配されるから、また、上富良野町の景観をこれで壊しては大変だという形の中で、当然、普通のことであり、反対の声が出るということになったのではないかとこのように私は考えております。そういう意見が5月8日の中で、細かいことは言いませんが、会議報告書にも書かれております。

そういうことを考えたときに、もう一度確認いたしますが、町長は、これらについて安全性の確認が安全だということを言えるのかどうなのかということをもう一度確認したいのと、まず、そういう立場からも、町長は反対だということをおっしゃっているのだと思いますが、この点についてもきちっと、どういうふうに評価されているのか、お伺いしておきたいというふうに考えております。

次に、水質検査の問題であります。水質検査は月1回調べなければならぬということが義務づけられている。しかし、行政懇談会の中で示された水質検査というのは、これ見ましたら月1回やっていないというのが報告の中にもあらわれてきています。

そういう意味で、月1回きちっと水質検査がやられているということが、この文書見てどうしても確認できないのですね、私は。4月30日から5月12日に行ったという形で、5月については、一応5月にまたがって行っているのですが、恐らく4月もだと思うのですが、5月はやっていないという形になるのですよね。9月4日から採取して、分析が得られたという形では9月15日になっていますが、10月にはやられていないのですよ、水質検査が。こういうことをとって、この業者は果たして本当に決まりどおりやっておられるのかどうなのか、この点も問題点として浮かび上がってきているのですが、どのように考えておられるのか、この点についてもお伺いしておきたいというふうに思います。

次に、お伺いしたいのは、地域活性化対策という形の中で、住宅リフォーム制度という形で、前回も質問したことがありましたが、今、町長も御存じのように、不況の中で仕事の確保、また、業者にとっても非常に仕事量を確保するというのは、今、大変だということが上富良野町でも言われています。例えば、前にも質問しましたが、上富良野町の振興策という形で、商店の活性化事業の店舗改築事業があります。この間、約3億数千万円の総事業費で、補

助金が約9,000万円で、ここで既に約3倍の投資効果が出ているということがはっきりうかがえるわけです。もしもこの事業を分母を小さくして、さらに言えば分母が大きければ、分子が小さければ、それだけ効果大きくなりますから、そういう事業をやって、改修するということはいろいろな業者が入りするわけです。電気系統、水回り系統、排水系等だとかということも当然考えられます。

そういう意味では、すそ野の広い事業として展開されるということは明らかであります。そういう意味では、上富良野町において地域の活性化策としても、ただお金がないというだけではなくて、具体的な地域の活性化対策や雇用対策に結びつくような制度を住民に示していただきたいと、私は考えているわけです。

予算委員会でも、この間、行政改革という形の中で住民も協力して、行政改革に伴った国からの補助金が来ると。町長が言われるように、受益者負担という形の中でいろいろな手数料も負担を求められて、それも住民の皆さんの協力で行ったわけですから、何らかのそれに対する見返りというのも具体的な形でしなければ、住民にとってははいてもたってもいられないのではないかと私は考えるものですから、こういう対策をとってこそ、自治体の住民に対する信頼も勝ち取れるのではないかというふうに考えますので、この点、ただできないという一点張りではなくて、どうするのかという方向性こそ、今、町長に問われていると思いますので、この点お伺いいたします。

次に、介護の障害者支援については、先ほども言いましたが、一つの例を挙げれば、聴覚障害者の方がおられます。前から手話通訳者を介した中でいろいろな聴覚障害者の意思を代弁できるという制度があれば、本当に助かるのだということが寄せられています。そういう意味で、今回の制度の改正の中では本当に期待もしていますし、町においてもこれからやってくれるのだらうというふうに期待もされています。この中では、地域においての5市町村との民間法人への共同委託の検討を進めているということがありますので、これはぜひ積極的に進めていただいて、それにこたえられるような事業の一つとして、ぜひ進めていただきたいものだというふうに思いますので、この点については、そうすることで表現されておりますが、手落ちのないようにこれはぜひやっていただきたいと思いますので、答弁はこの部分については要りません。

もう一つ、上乘せと横出しサービスの問題ですが、確かに階層ごとにおける利用限度額というのがあります。しかし、これでまだ足りないという方、

恐らく出てくるのだというふうに思います。実態もつぶさにつかんだ中で、介護保険制度と同じように上乘せ、横出しサービスという形の中で負担軽減、あるいはこういう制度があって助かったという方がたくさんおられます。

そういう意味で、この制度を障害者の自立支援の方にも求めて、ぜひ実施してほしいというふうに思います。例えばいろいろな負担ありますよね、給食費が実費負担になったとかというのがありますし、そういうものも含めて利用者負担になっているわけですから、そういう軽減策を利用して本当によかったと言えるような制度として、この中にも位置づけてほしいというふうに考えておりますので、この点、もう一度どういう方向で進むのか、答弁を求めておきたいと思います。

次に、保育料の問題ですが、これはあるお母さんや保護者の方に聞きましたら、中富良野に預けているという方もいます。本当は預けたいのだけれども、パートで働いても結局収入がほとんど保育料に持っていかれるのだったら、子供を預けない方がいいと、何とかつなぎの拾い仕事でもしながらという形の方もおります。そういう声を聞いて、町長は、国の示した基準こそが適正な価格だとおっしゃっていますが、全くこれは逆で、国の示した基準というのは国がむだ遣いして、その財政の肩がわりを全部、国民や自治体に押しつけてきているというのが実態なのです。

そういう意味では、保護者が預け入れたいというふうに思っている方、既に入所されている方の思いというのは本当に高いと、何とかしてくれないかという声が圧倒的なのです。この制度が変わったとき、町民税の非課税世帯まで保育料を徴収するという事態も生まれてきておまして、3歳未満児でも約8,500円徴収、利用者負担という形で納めなければならないという事態にまでなっております。

次世代育成計画の中にも、アンケートの中で、子育て支援の部分で何を充実してほしいのかということで掲げているのを見ましたら、保護者の保育所の利用者負担を軽減してほしいというのが7割近くあったと思いますが、そういう状況になっていきます。そういう意味では、きっちりとした軽減策をとる必要があるのではないかと思いますので、この点さらにお伺いします。

次、西保育所の民間委託の問題であります。町長は、事あるごとに民間活力、財政難だということを言われています。私、財政難ということでは、本当にこの保育所があることによって、町全体の財政が急変、きゅうきゅうな事態になって財政のやりくりができなくなる事態の保育所の予算なの

かということを知りたいと思います。

ちょっと調べましたが、平成13年度の歳出総額で約81億5,000万円ですね、保育所費というのはわずか0.6%です。14年度には83億円ありましたが、これも約0.6%です。何が多いのかといたら建設土木費ですよ、15年度では18%、14年度では22%、未償還額の総額、いわゆる15年度では100億円ありますが、これの中身を見ましたら建設にかかわる、公共事業にかかわる、そういった返済にかかわる予算が、この中の圧倒的が多くがそういう状況になっているわけです。

そういうことを考えたときに、本当に財政が圧迫するほどの予算だから、民間に委託しなければならないということを言っているけれども、実態はそうではないのですよ。このことを考えてください。交付税は確かに下がってきています。けれども、それだったら、先にもっと見直すべきところがあるのではないですか、このことを町長はどのようにお考えなのか、まず伺いたいと。

次に、先ほども言いましたが、公設の役割というのは、ますます重要になってきていると思うのです。私は民間を否定するわけではありません。民間は民間なりに一生懸命やっております。また、民間は行政のやっていることを見て、それを励みにして一生懸命やります。官の方も逆であります。相乗効果なのです。そういうことを考えたときに、安心して子供たちを預けたいという思いというのが、やはり少なくとも指定管理者、そこには行政の意向がきっちりと加味された中で担保されているから安心して預けると、そういうことが前提として、預けようということであるのだと思います。

また同時に、公設保育所というのはそういったいろいろな地域の実態を見て、率先して子育て支援についても障害児保育についても一時保育についても、不採算部門であれば、それをきっちりとやれる土壌があるわけですよ。それはなぜかと思ったら、地域に開かれた公の施設だからなのです。そういうことを考えたときに、私はまだまだ上富良野町においての公設の役割はあるし、まだまだ発展させる土壌はあると思っています。ところが、この間の町長の答弁書を見ますと、民間活力は絶対的だというふうな表現で言っております。しかし、それは私も民間の活力というの、いいところもあれば悪いところもある、官も同じなのです。

そういうことをお互いに反省しながら子育て支援を充実するということが、町長の中にはないのではないかと、そのことを町長はどのようにお考えなのか伺っておきたいというふうに思っているところです。保護者に至っては、公設であるという保障

がありますので、安心して預けられるということで、口に出しては言いませんが、子供のことでですから、保護者にとっては、民間ということで仕方ないということであればそこに預けるでしょう。けれども、そうでないという声も実際にあるわけですから、そのことをきっちり考えた上で、これから、民間と同時に公設の役割も重要な役割があると思いますが、町長は、これらの点についてどのようにお考えなのか、きっちと答弁を求めたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、産業廃棄物施設の拡張の問題であります。これは何度も申し上げておりますように、基本的に、町としても決して奨励して誘致しなければならないような事業では全くないと、逆にお断りしなければならない部分であるというふうに認識いたしております。これは議員のいろいろな御発言と、私も同じであります。地域住民が反対するものにつきまして、この種のものにつきましては、私自身も地域の皆さん方とともに反対であるということにはいささかも変わりはありません。地域住民が願わないものを町が願うということには、全くならないというふうに思っております。

それから、安全性につきましては、これはさきにもお答えさせていただきましたように、国が法律をもって安全であるということではありますが、ではそれが完全に本当に安全なのかと、将来的にも安全が担保できるのかと、すべてのものがそうではないという部分も生ずるのかなというふうな気はしますけれども、現状においては、国はこの安定型最終処分場につきましては、安全であるということで法律を定めております。

また、これらにつきましては、許認可行政であります北海道が、これが安全でなくなるということは、指定された廃棄物以外のものを廃棄するから安全でなくなるわけでありますから、指定された廃棄物のみを廃棄するということの十分な管理体制を、許認可行政の北海道にその責任を果たしていただくように、町としても、北海道の管理体制を十分に対応していただくように対応していかなければならないというふうに思っております。

それから、水質検査の件であります。これは北海道が管理をしながら水質検査の結果につきまして、町に報告をいただいているところでありますが、議員が御質問にありましたように、たまたま水質検査がなされていないときがあるぞと。そのことにつきましては、北海道の方からは水質検査をしようにも湯水で水をくみ上げられないというようなこと

で、冬期間などにおきます渇水によって検査ができていない状況の月につきましては、検査がされていないという報告を北海道から受けているということであり、御理解をいただきたいと思っております。

次に、住宅リフォームの問題ですが、過去におきまして議員から御質問をいただいた経緯がございます。また、私といたしましては、商工会からいろいろな商工振興策としての事業の中で、商工振興資金の対応を図って、議員御質問にありましたような成果を上げて、今、逐次終了に向かっていっているところでありますが、今後におきましてもこの種のことを含めながら、商工会の方から商工業の活性化のための商工業についての申し出等々につきましても、十分協議をしながら検討してまいりたいというふうに思いますが、今のところ先ほどお答えさせていただきましたように、町が住宅リフォーム対応についての事業の展開をする考え方はないということ御理解をいただきたいと思っております。

次に、障害者支援策の対応の中で、所得階層区分ごとの対応の中で上乘せ、横出し等々の対応についても十分検討すべきでないかというような御質問でありますけれども、このことにつきましては、先ほどお答えさせていただいたとおりでありますけれども、議員の御質問にもありましたように、今後の状況を十分に引きわめながら、その対応を検討していく場合においては、検討を加えていきたいというふうに思っております。

次に、保育料の値下げの問題ですが、このことにつきましては、住民の負担が非常に多くなっているという状況にあるということは、十分認識をいたしているところでありますが、町も財政運営上、今、行財政改革を取り進めながら、平成20年をもって21年以降につきましては、歳入イコール歳出の財政運営ができるような対応を進めていきたいということで、行革を進めさせていただいております。

そういうようなことから、過去におきましては、議員の御質問にありましたように、財政運営の対応を図ることによって、保育料の軽減策を講じてきていたところでありますけれども、だんだんにしてそれらのことができなくなってきたというようなことから、国の基準に従った保育料の徴収をせざるを得ない状況にあるということで、御理解を賜りたいと思っております。

それから、西保育所の民間移譲につきましては、これは議員も御質問にありましたように、民間が経営するも公設で経営するも、大きな差はないという御意見もございました。町といたしましては、議員のお考えと全く同じでありまして、決して民間が実

施したから劣るものであるというふうには思っておりません。住民からすると、公の方が安全であると、民の方は不安であるというふうな部分があるとすれば、民でやっても公でやっても同じでありますよと、あくまでも町が管理対応していくのですよと。わかば愛育園も同じように、そのような形で運営させて今日まで、発足以来ずっと来ておりますから、そういうような状況でありますよということ十二分に利用する父母の皆さん方の御理解をいただくような対応を進めてまいりたいというふうに思っております。

これらの費用がどうなのかと、公共事業を削減すれば、それらの部分もできるものがないのかと、他の費用の削減する方が先の部分がないのかというようなお話であります。行財政改革の中で各方面にわたって議員が御質問にありました13年度予算と18年度予算におきましては、それぞれ分野で削減を図ってまいっております。今現在は、あらゆる面で1万円、2万円の削減を図ることに苦慮している状況下にあるわけでありまして、要は最終的に歳入と歳出をイコールにするためにどうあるべきかということで、今、行財政改革の推進を図っております。

そのためには、アウトソーシングの推進を図ることによって、言うならば、民間がやっても同じ効果、同じ効力のあるものについては、民間にさせていただくと。そのことによって、財政負担が削減されるということにつきましては、より一層推進を図っていくべきと。言うならば、身軽な行政組織をつくっていくということが、今後、私に課せられた大きな課題の一つであるというふうに思っております。考え方につきましては大きく差異があるかもしれませんが、ひとつ御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々質問。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） まことに大きな差異があるわけで、本当に町長のやっぱり保育に対する考え方というのが、きっちり持っておられないのではないかと。今、町でする必要性というのは、民間も交えてこの地域の中で子供たちの子育て支援について、いろいろな経験を出し合える環境づくりを率先してやるだとか、一時保育や延長保育はやられましたが、しかし、一時保育についてもまだ要望もあります。

そういう中で、これからの子育てについて、この地域のセンターとして子育て支援センターもありますが、保育所もその中で一生懸命いろいろな活動を今やっていますよ。地域のお母さん方、お父さん方

呼びながら、早くから公設保育所でもやっています。そういう役割をなぜ見ないのかと。

何回も言いますが、なぜ財政が重いからという形で保育所だけをやり玉に挙げて、民間委託へ移譲するのかと。今後、残存価格で1億6,000万円もある価格を全部民間にただ同然であげるといってでしょう。そういうことも含めて、私は町長自体の中に保育所の運営というものについて、子育て支援というものについての考え方そのものがないから、ただ譲渡してしまえばいいのではないかというような安易な考えがあるのではないかと。

それだったら何回も言いますが、パークゴルフ場やら日の出公園やらオートキャンプ場やら、そういった部分を先に、いいか悪いかは別としてですよ、問題ありますけれども、いろいろ。そういうものが先になぜ出てこないのかということにもなるのではないですか。だから、町長はこの重い問題に対しては、本当に方向性が見えない中で、ただお金がない、交付税が削減されているという中で、努力はしているというのは評価する部分ありますけれども、しかし、それは全部ひっくるめて先の見通しがない、羅針盤のない船のような感じで私は受けとめているのですよ、いつも。そういうことが、町長の中にきちりとした子育て支援の問題についても一貫したものがないから、ただこの部分だけ切ってしまう方がいいのだというような形で出てくるのではないかなと思うのです。

保護者にしても子供たちにしても、選択する幅というのは子供にとってはないのですよ。お母さんが民間がいいと思ったら民間に預けるでしょうし、公設がいいと思ったら公設に預ける。ただ、そこで子供の判断がありませんから、これは将来その子供にとってどうなるかというのもいろいろありますが、しかし、そういう意味では、私は、公設の役割というのは、今こそ不採算部門も含めて重要な役割を担っている部分がたくさんあるということをもう一度見てほしいというふうに考えていますので、この点ぜひもう一度、民間移譲をやめるべきだというふうに思いますので、この点もう一度答弁願います。

それと、保育料の問題については、国が定めた基準ということでは言われておりますが、それでは次世代育成計画の中身というのは、絵にかいたばもちかとか、そういう形になるのですよ。あの中で言われているのは、町長、よく見てください。いろいろな項目ありますけれども、それだけ米沢は取り上げているのではないかということを使うかもしれませんが、切実だからああいう表現になってきているのですよ。だから、それに対してこたえたらどうなのですか、保育料引き下げ、もしくは引き上げない

と、据え置くというような、せめてこのことをやるべきではないですか。本当に怒っていますよ、高いのでやりきれないと、この点もう一度確認しておきたいと思います。

住宅リフォームについては、財政効果は認めるといいますから、あれもだめこれもだめと何もかもだめだということでは、本当に住民は納得できないと思うのですよね。いろいろ受益者負担という形で協力したわ、あれもだめこれもだめと、現状維持でやっとなのかという形で、そういう業者の方や就労機会を即するという意味では、効果大ということをおっしゃっているのだから、事業の推進、商店街の活性化の店舗改築の予算が今年度で終わりますから、来年度もしくは来年からそういう事業に、その中の一部を利用した中で実施するとかという対策がとられないのですか、それもだめなのですか、そこをちょっとお伺いしておきたいと思います。

あと、安定型処分場においては、国・道が安心だからということ、町長はうのみにされていますけれども、しかし、実態はいろいろな被害が出ているということを考えていただきたいというふうに思いますので、この点についても、現場見ましたら、本当にいろいろなものが混雑されて、いろいろなものが投げられているというのが一目でわかりますよ、見て。そういうことを考えたときに、安定5品目が絶対的に安全だという保障はもうないのですよ、あそこには。そのことをよく考えて、反対だとおっしゃっていますので、しかし、そういう問題もあるのだということを押さえて、安定型処分場の行きつく方向に対しても心配なされる必要があるのだというふうに思いますので、この点についても答弁求めています。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 今、米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、保育所の民間移譲の件でありますけれども、基本的に私といたしましては、官がやるか民がやるかということにつきまして、その成果は同じであるというふうに認識いたしております。逆に民の方が、その成果を上げる可能性が非常に高いというふうに思っております。そのために多額の財政負担をして、官がどうしてもやらなければならないということには相ならないというふうに思っております。

今、議員は保育所ばかりやり玉に挙げてということではあります、アウトソーシングの総合行革の中では、基本的には保育所も入りますが、特別養護老人ホームの問題もあります。ケアハウスの問題も議員の皆さん方の御理解をいただいて、解決させて

いただきました。

今、基本的に、例えば中央保育所を民に移行することによって、約4,000万円ちょっとの財源が節減できると、このことは民がやっても官がやっても成果が同じであり、また、加えて民の方が相応の対応ができるということであれば、4,000万円あるいは4,500万円の金を余計使って対応しなければならないということには、私は相ならないというふうに思っております。

そういうようなことも含めながら、決して保育所ばかりを言うのではなく、今後の対応の中で組織の簡素化を図り、経費の節減を図っていく。そして、歳入が減少してくる中で対応でき得る歳入イコール歳出の財政運営ができる規模づくりをした上で、基本的には、そのことによって、今、議員が御質問にありました、ここの部分で御負担をいただいた財源でこのような事業が展開できますよというようなことが町民に示していける、そういうような財政運営に早いうちに対応しなければならないというふうに、私自身努力をいたしているところであります。

現在、住民の皆さん方の御負担をいただく部分につきましては、歳入不足を補う負担をしていただいているわけでありまして、その御負担をしていただいた部分を、よそに使うというだけの財政運営の余裕がないということをおひとつ御理解をいただきたい。大いに使うことによって、財政破綻に陥ることは、私としては全く100%そのようなことにならないような財政運営に努力をいたしているということで、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思います。

また、住宅リフォームの問題でありますけれども、このことについてはいつからとかではなくて、私は、今現在商工業の置かれている立場も農業が置かれている立場も非常に厳しい状況にあるということは、議員と同じ認識を持っているつもりであります。そういったことから、商工業の皆さん方が、商工会の皆さん方が、また新たな商工振興策の事業を展開してくるということであれば、行政として支援できるものは支援し、対応していきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

最後に、安定型処分場につきましては、議員が御心配しているのと、住民の皆さん方が御心配しているということは、私も同じそういう課題を心配をいたしているところでございます。住民の皆さん方が安全だと言うのであれば、賛成だということであれば私は反対しませんけれども、地域のことを思い住民の皆さん方が心配をして反対であるということにつきまして、私自身もそのことにつきましては、住民

とともに反対を進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、9番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時16分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、町の一般行政についての質問を行います。

会場をすべて開け放しにしておりますことを、許可しております。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 私は、通告に従い質問をいたします。

最初に、迫られる自治の選択について。

1番目に、道の合併構想は示されました。国の合併新法とあわせて、上富良野町は自治の選択について自主的判断を迫られ、かつ、間もなく減額された平成19年の交付税額がわかります。平成20年には基金はゼロとなり、さらに厳しい赤字団体認定基準も示されます。これからどうされるのか、具体的にわかりやすい答弁をお聞きいたします。

2番目に、プロジェクトチームは、合併と自立の選択について時間的余裕がないことと、情報共有の重要性について説明をしていますが、町長は、説明会では町民に対し、もう少し何とかなるといって説明をしています。町長は、この自治の選択について時間的危機感を持っているのかいないのか、お聞きいたします。

3番目に、行政手続順序として、町の予算編成、職員数、議員定数、給与・報酬等の枠組みを決めるのは、すべて自立か合併を決めてからではないでしょうか、順序を理解されているのかお聞きいたします。

4番目、住民と情報を共有することなく、合併特例法について何ら住民に説明しないで住民に損失を与え、かつ、合併がせっぱ詰まってから町民に聞いても、怠慢のそしりを受けてしまうのは当たり前ではないでしょうか。この問題は、町長、議員、職員、町民が一体となって取り組む問題であることをなし崩しに自立を進めてきています。職員のプロジェクトチームは、早く決めてくださいという発表をしているのです。あとは、町長と個々の議員の姿勢を町民は見たいと言っているのです。町長のお考えをお聞きします。

5番目、5市町村長との話し合いの進捗状況をお聞きいたします。

大きな2項めで、住民自治について。

合併により、規模が拡大した基礎自治体は住民自治を強化するため、地域自治組織が編成されています。国も基礎自治体を対象として地域管理を進めています。上富良野町はその流れから外れてしまい、住民自治がおくれるのではないのでしょうか、お聞きいたします。

3項めに、高齢者と独居者の弁当について。

介護の本質は、在宅介護でございます。在宅で頑張っている高齢者等の弁当が、上富良野では1食700円ですが、富良野市では1食400円、中富良野町では1食300円であります。また、入院と施設入居者等には、何らかの援助施策があります。町は、在宅で頑張っている方々の弁当には、何の援助施策もされないのかお聞きをいたします。

大きな4項めで、十勝岳爆発80年記念式典について。

十勝岳爆発の草分での式典は、読経もなく遺族並びに式典参加者も少なく、方法について一考されてはいかが、お聞きいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の4項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの自治の選択に関する5点についてありますが、1点目につきましては、国の骨太方針による町の財政見通しに関する御質問かと存じまず。

国の2006骨太方針は、今年7月に閣議決定がされる予定などが新聞報道されておるところであります。これに伴います地方交付税の削減につきましても、新聞報道以外の情報を持ち得てはおらないことから、現段階ではさらに削減されそうだとしたこと以外、具体的なことはわからないとしか申し上げようがございませんことを御理解願いたいと思っております。

次に、2点目の自治の選択に関し、危機感を持ち合わせているのかとの御質問であります。行政を預かる私といたしましては、当然にして危機感を持ち、現段階で取り組まなければならない行政課題として、行財政改革に取り組んでいることは御案内のとおりであります。ただ、事が合併については、相手があることでもありますことから、選択するまでには住民との情報の共有と、皆さんからの御意見をいただく時間が必要であることは言うまでもありません。そして議会との議論など、相応の期間を要すると考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

3点目の行政手続の順序の御質問ですが、これまでも申し上げたとおり、現段階の状況から見

ても判断や取り組みに誤りがないものと考えております。

4点目の合併に対する姿勢についての御質問にお答えさせていただきます。

この機会に、一度過去を振り返る必要があると思うわけではありますが、平成16年4月に、新行財政改革基本方針を定める過程で、広く町民の方々から意見集約が重要であるとの観点で、パブリックコメントの方法による意見集約に努めたところであります。また、当時は富良野沿線で合併協議などを進めている状況にもありましたが、中富良野町の自立の意思表示などを受けて、当面、引き続き自立に向けた姿を想定のもとに、基本方針が定められているのは御承知のことと思っております。

現在も地域的には合併を前提とするような機運や条件が整っていないと認識しておりますが、今後の進め方などについては、さきの中村議員にも申し上げておりますので、御承知願いたいと思っております。

5点目の5市町村との話し合いの進捗状況であります。3月23日に最終報告書の提出を受けてからは、4月には富良野市長選挙、5月、6月には各市町村とも住民説明会を開催いたしておりまして、現段階では5市町村での話し合いは何もしておりません。

次に、2項目めの住民自治につきましては、町行政を推進する場合に、住民の意思と責任に基づいて処理することが原則であると判断しており、私は、常々地方自治が自治である以上、住民自治はその本質的要素と考えております。合併に際して設定される地域自治区は、地域の実情に応じて旧市町村のまま、まとまりに配慮しながら合併を推進するために、合併新法によって設けられた新たな制度でありまして、合併に際して合併関係市町村の協議により、一定期間設置できるものであります。

したがって、住民自治の推進とは直接関係があるものとは受けとめておりません。ただ、住民自治の推進は、合併するしないにかかわらず、極めて重要な課題でありますので、行財政改革実施計画においても住民参加の促進を重点項目として掲げ、その推進に努めているところでありますので、御理解を賜りたいと思っております。

次に、3項目めの弁当による配食サービスについてお答えさせていただきます。

独居老人及び老人世帯等に対する在宅支援の一環として、栄養管理を基本とした配食サービスを地元社会福祉協議会への委託事業として実施しております。社会福祉協議会におきましては、従来から軽費老人ホーム、ケアハウスかみふらのの栄養士による栄養管理と、調理事業者により十分配慮された食事

作成がなされ、ボランティアの皆様の御協力をいただき、各対象者宅へお届けいたしているところであります。

本年度から、ケアハウスかみふらのを社会福祉法人わかば会が運営することとなりましたが、変わることなく継続いただいているところであります。御承知のとおり、配食サービスの基本は、栄養管理を目的としつつ、在宅にあっても健全な食生活の自立支援を行おうとするものであります。また、同様に在宅支援として実施しておりますデイサービス通所の方につきましても、平成17年10月の制度改正により実費負担となったことから、町内各通所施設におきましても700円を負担していただいておりますので、その整合性を保つために、平成18年4月1日より条例改正をいただき、同額の700円を御負担いただいております。

いずれにいたしましても本事業は、栄養管理を目的とした健全な食生活自立支援であり、財政支援を目的としていないことなどを御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、4項目目の十勝岳爆発80周年記念式典についての御質問であります。大正15年5月24日の十勝岳噴火による泥流災害から80周年の年に当たるため、その一環として、町においても5月24日に、防災無線による追悼放送を行うと同時に、草分の開拓歴史広場において、献花台の設置と関係者参加による追悼式を実施したところであります。

追悼献花台には12名が献花、また、追悼式には25名が列席され、私から慰霊と防災の決意を込めたメッセージをささげ、防災無線放送に合わせて全町民とともに、犠牲となられた方々に対し、黙祷を行ったところであります。

追悼式における泥流被災者への対応につきましては、今も町内に在住されている方のほかに、近隣への転居や遠く転出された方も多く、被災から80年をたつてその追跡はほぼ困難なことから、当該行事への個別の御案内については断念したところであります。これら一連の80周年行事を少しでも多くの方々に周知するため、新聞や放送等報道機関への取材依頼を行うほか、美瑛町から富良野市までの1万7,000戸の新聞折り込みを行ったところであります。

なお、慰霊行事につきましては、政教分離の観点から、宗教にかかわらない献花による方法をとったところでありますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 再質問をいたします。

再質問の前に、人には話してわかる人と話してもわからない人と、話をしなくても話が通じる人がいるということを私思っております。この前、小泉総理大臣もそのようなことを言っておりますね。

本題に入りますけれども、子供ではないのですから、わからないなどということは答弁にはなりません。真剣に考えているのですかとお聞きをしたいものです。現段階では、さらに削減されそうだが、だからわからないではなく、削減された場合は、町長としては、その対応について丁寧に町民に説明しなければならないのではないのでしょうか。この説明がなければ、それこそ町民はわからないと、こういうことになるのではないのでしょうか。

平成19年の交付税が減額され、平成20年には基金がゼロとなり、平成21年には赤字債権団体となると、国はシナリオをここまで見せているのです。私は、この厳しい状況にどのように対応されるのですかと、町民を代表して聞いているのです。再度お聞きいたします。さらに、削減された場合は、どのようにお考えになるのかと、こここのところを御説明していただきたいと思っております。

二つ目に、住民との情報の共有に関する条例について。

この件については、3月議会で町長に条例制定の質問をしたところ、平成20年から運用を開始したいとの答弁でした。これは約3年後になるわけです。この件については、総合計画に載っていましたから予想した答弁でした。そこで、私は、情報共有に関する条例を議員発議で本議会に提案した結果、賛成3名で否決をされました。そして、その結果は議会だよりも報告されていない、迫られる自治の選択では、自治で最も大切なのは情報の共有と説明をしているのです。

そもそも自治って一体何だろう、自治という住民自治の頂点は、その一番足となるところは、課題・問題の情報の共有ということから始まっているのです。そういうところでもって、プロジェクトチームで発表している職員の方、また、一般職員の方もそうかと思いますが、この件についてはよくわかりになっているというふうに私は理解します。ただ、町長と議会の大部分については、このプロジェクトチームの発表とはかみ合っていない、これが現実ではないかと思っております。

町長の説明会の話は、町民と情報を共有するというより、せつかくの職員の説明に対して話を何となくあいまいにしている感じがあります。町長は、選択をするまでは住民と情報を共有するとか、議会との論議等と言っておりますが、町長と議会は違うの

です。車の両輪であります、一輪にはならないのです。町長は、町長の考えを示せばよろしいのです。議会は議会なのです。それでなければ、夕張のようにすべて議会が議決しており、何のために議会があるのかという議会不要論までが出てきているのです。ちなみに栗山町の議会基本条例の中には、重要な議案に対する議員の賛否を広報で公表する、こういうのがあり、さらに議会は議員の討論の場であり、町長らの出席は最小限にすると、最終的にはここに至るのではないかと思います。こういうことなのです。

町長が、本議会でもないのに「議員ちょっと集まってくれよ」といって、それで打診をしてやっていくというのは、これは本質から離れております。この前も議員協議会は要らないのではないのかというのが出ましたけれども、それと全く同じような状況になっていくのではないのかというように思います。それで、町長は選択をするまでに時間が必要と言っていますが、一体何の選択ということでこれを表現をしているのですか、お尋ねをいたします。

次に、行政手続は誤っていないとのことですが、いずれここところが最大の問題になると私は思います。国の財政支援を否定し、今は道の権限移譲を結果的に否定しております。地方分権などということにはなっていないのです。徹底して国と道に逆らい、これ、私、現実を言っているのですよ。ありのままに言っているのです。私がつくって言っているのではないのです。そして、ここで言うことは秘密ではないのですよ、言ったことを何とか町民の方に聞いていただきたいということで言っておりますから。住民に、そして負担をかけてきているという状況ではないかと思います。やりようは、国から示されているのと今こうやって町がやっているこの内容、どちらが住民のためになるかというその選択なのです。そのところの責任を問われる問題です。どのようにお考えになっておられるか、いろいろつながっていくような感じになっておりますけれども、答えられるところでお答えいただきたいと思っております。

それから、5市町村長との話し合いについては、何の話もないということですが、先ほどの中村議員の答弁をお聞きしておりましたら、7月23日ごろに話し合いを持つようになっているということですから、一応進捗、進んでいるのかなと思っております。ただ、そっちにはこう言うが、こっちにはこう言うというような答弁は、これは非常によろしくありません。一貫していなければならぬのですよ。

それで、各首長、町長の言うことというのは、職

員にプロジェクトチームで勉強させて発表させて、では首長は何をやっているのだというのが住民の声です。議員の声を聞いてとかそういうことではないのですよ。首長は首長同士できちっと話をした、そしておれの考えを言うのだと、上富良野町長の考えはこうだというものをもう出す時期に来ているのです。回りを見ながらということにはならないと思えます。夕張の市長のように、「住民の皆さんとともに頑張ってきたけれども、もうだめになりました」と、「これで債権団体を申請します」と、あれはあれで許されると思えますよ。徹底して全部あけてやってきて、議会も一蓮托生で、ああやってきたのですから、ただ、回りから見ていると何なのだというものがあります。

そういうことですから、職員だけに勉強させて、住民に説明させて、では町長、5人の首長の中はどのようなのだという、そのところをきちっと説明をすべきだと思いますが、早くその場を設定していただきたいというふうに思います。

次に、住民自治についてですが、住民自治と行政と、前は行政は住民自治とは違うと、はっきり私言われているのですよ。違わないのですよね、行政と住民、これはこの前、議員全部資料いただいたのですけれども、住民自治は権限移譲でということで、これ合併したところでしょう。そして市民協働での課題解決ということで、「協働」での課題解決を行政が後押しをすると、ほぼ一体となっていきます。後押しをすると、そういうことだったですよ。私もそう思っていたのです。やっぱりそういうことですね。

それで、6月1日なのですが、国土交通省では町並み整備は住民組織ということで、住民組合法人という新しいタイプの組織を提唱しています。これは町長おっしゃるように、合併していっているところを対象にして、そこに進んでいっていることかと思えますよね。これは駅前開発とか、商店街の整備、管理等は、それぞれ隣接する店舗や住民等ですということだと、そういうことなのです。だから、例えば私たちの旭住民会からして、駅前開発で駅前商店街云々ということは、それほど重要ではないのですよ。その住民会と商店街でやればいいのですよ。はっきりとそういうことにこれからなっていくのかなということが、これを読んだら読み取れてきます。そういうことですね。

それでもう一つは、秋田市は拠点を7地区にしてやっているということですね。

それでは上富良野町で、これちょっと引っかかるところは、民間委託はまあまあ、うんというものもありますけれどもよろしいでしょう。上富良野町は国

の流れと一緒にやってはいないのですよ、国の流れと違う流れでやっていて、おいしいところ取りの形をやっているところがあるのですよね。分権の名のもとに、一つは住民会に対する交付金を一括統合して交付するなどということは、ではあなた方、仕事は何やるのですかと、そういう声が既に上がってきているのですよ。これは示されましたから、話し合ったら、では職員は何をやるのだと、職員減らすのかと。しかし、住民会には職員はいないでしょうということですね、当然です、おりません。これは住民会長とか会計とかボランティアでやっておりますからおらないのですけれども、職員は何をやるのだという声が上がってきているということをお耳に入れておきたいと思います。

それから、6番目の弁当の件ですけれども、私は栄養のことだとか、そういうようなことを聞いているのではないのですよ。1食、なぜ富良野市が400円で中富良野町が300円でやれるのかと、上富良野町どうして700円なのと、これ知らない人多いと思いますよ。4月からやっておりますからね、4月、5月と、そして6月で見えてくるわけなのです。これが、私が議会だよりに載せますと、「えっ」と言うのですよ。在宅介護で頑張っている人たち、デイサービスも在宅介護ですよ。そういう方たちの食事が1食700円かと、これ決めるとき私たちもちょっと甘かったところがあったかと思えます。

これは、病院は入院時は1食260円でやっているわけですね、これは国保とかそういう手当があるからかと思うのですが、そういうことでもって介護の本質は在宅介護なのです。施設入所とかそういうことではないのですよ。在宅で一生懸命いるおばあちゃんに「お弁当はやめたのですか」と言ったら、「少ない年金ですから700円といたら高いですもね」という御返事ですよ。これだれが考えても高いのです。富良野のどこにお願いをしているのですかと、「弁当をどこにお願いしていますか」と言ったら、「西川食品」ということを言っておりましたね。私はどこにすれということを行っているのではないのですよ。これは在宅介護で頑張っている方たちに700円でいいのだろうかということを言っているのですが、これをこういう決まりだからということでやっていくと、悪質な税滞納者の件のときもそうですけれども、そういうことでやっていくと死人が出るのですよ。どうにもならない、1食抜きましよう、2食抜きましようという、そういう形が、札幌では現実に餓死者が出ているのですよ。そして何週間もたってからそれがわかったという、そういう状況になりかねないのです。この考えでい

かれると。

だから、回りをもう少し見られまして、頑張っておられる高齢者、お年寄りをもっと生活しやすいものに、とにかく取りやすいところから取るというような、そういうようなのは見せない方がよるしいかと思えますね。広域でやったら、これなくなるのではないのでしょうか、この差は、恐らく、そういうことも出てくると思えます。もう一度、町長にお尋ねをしたいと思えます。

それから、次は十勝岳の爆発記念式典についてですけれども、私は政教分離のことはわかっております。ただ手法を聞いているのですね、交通安全祈願のようにやれば、何ら問題なくできるのですよね。読経も入りますし、焼香もできるし、あれだけの亡くなった方々に対して、供養してやることのできるのですよ。そういうような方法にならないでしょうかということなので、古くからいる町民の方の声なのです。私もそう思います。

要するに、あの程度の人数で自己満足的なことで済まないのではないのではないだろうかということです。そして、この件につきましては、例えば今、合併が進んでいったとき、行政でやっているこれ、どうなるのですかと。政教分離だ、だからだめだと、そういつている行政が、今度は町長はいなくなる、議会はなくなる、ここは支所になるといったら、こういう大切なもの、こういうものは一体どうなるのかなということまで考えさせられるのです、私は、こんなのを合わせまして、町長にお尋ねをしたいと思えます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、財政運営でありますけれども、基本的に、さきにお答えさせていただきましたように、7月には発表されるであります2006骨太方針が、どのような形で出てくるのかということが、私としてはわからないわということをお答えしておるわけでありまして、ただ、現在よりも削減されることははっきりしておると。だけれども、幾ら削減されるかということについては、不明であるということでお答えさせていただいておりますのでありまして、今、地方財政の方向性というのは国が年度年度で対応しているために、全く自治体としてそれを掌握でき得ない。

例えば、いつもお答えさせていただいておりますように、平成18年、今年度の交付税が何ばいいただけるのかというのはわからないのですよ。これ7月に初めて、国や北海道の方で、上富良野町さんは何

ばですと教えていただくわけでありまして、それまで、町としては予算は組ませていただいておりますけれども、あくまでも予測の中で、総体的な国の国家予算の削減率をもとにした中で予測をして対応させていただいておるということで、全く数値については確証でき得ないということで、お答えさせていただいております。

それから、平成20年になったら基金がゼロになるということで、議員はお話ししておりますけれども、私としては今の行財政改革実施計画を推進することによって、平成20年以降も少なくとも10億円台の基金は残さなければならないというふうな財政運営をするために、今、一生懸命行財政改革を進めておるということで御理解いただきたい。決して私はゼロにはしたくないと、しないということをお前提に鋭意行財政改革で努力をさせていただいておるということで、御理解をいただきたいと思っております。

それから、住民に対する行政情報の共有化、この問題は議員と同じ考えを私も持っております。当然にして行政情報のすべて、市町村合併の問題等々も含めた行政情報は住民に十分開示して、共有をしなければならないというふうに考えておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

また、プロジェクトチームの考え方等々のお話でありますけれども、私といたしましては、いつもお答え申し上げておりますように、今、このプロジェクトチームの成果で四つの選択肢をどの選択肢を持って、上富良野町は7月21日から開催される圏域の市町村振興委員会の中で、5首長との協議の中で、上富良野町はどの選択肢を選びますよということと協議をしていくかということの決断は、議員おっしゃるように、それまでの間に決断をしなければならないというふうになっております。

町民の皆さん方との協議の中でも、「おれたちわからんわ、町長さんはどう思うの」という質問が何人ありました。しかし、私が答えれば、必ずそのことに対する賛成か反対かの議論に集中してしまう。広域行政というのがどうなのよ、広域連合というのがどうなのよ、市町村合併がどうなのよ、都市構想というのがどうなのよということの個別の議論をする以前に、町長の意見に賛成か反対かで住民が対応することになると、根の浅い結果を出してしまうということもありますし、私としては、住民の意思というものを尊重しなければならないというようなことから、住民の意思がわからない中で私の考えがこうですよということを住民に植えつけるようなことは避けたいと。

今、少ない人員でありましたけれども、今回の住

民との52人、また、いしずえ大学では22名という少ない数字であります。ただ、これから来月の5日までに、どのような意見書とアンケートが集まるかということをお十分見きわめしながら、また、予定しております来月10日に、今、議会とも調整させていただいておりますが、議員協議会の中で議員の皆さん方の意見等々も集約しながら、この中で私自身も方向を定めていこうというふうになっておるところであります。ただ、今までもお答えさせていただきましたように、今の第4次の総合計画の中では、共に作るまちづくりということで、広域行政の推進ということをおうたっておりますが、市町村合併についてはうたっていないと。総合計画というのは、まちづくりの基本でありますから、その基本の中で、私としてはこの20年までに町村が合併するということは100%生じないというふうに認識しております。その後についての対応につきましては、これからも住民の皆さん方と十分議論をしながら、議員の皆さん方とも議論をしながら、町の将来を判断していかなければならない課題であるなというふうになっております。

それから、次に住民自治と行政との協働の問題であります。私も議員御意見と同じであります。住民自治と団体自治、そういう中にありましてまちづくりがなされているという、その二つが協働してまちづくりを推進していくということが重要であるということは認識しておりますし、当然にして、今期の第4次総合計画の中でも四つの柱を掲げておる一つに、先ほど申し上げましたように、共に作るまちづくりが大きな基本になっておるところでありますので、そういった形の中でまちづくりを進めていかなければならないというふうになっております。

それから、次、弁当の問題であります。他市町村との価格の差というものは承知はいたしております。ただ、我が町におきましては、デイサービスの通所におきまして、デイサービスの皆さん方からの御負担は、昼食費700円をちょうだいしていると。独居老人の弁当の配付については、やはり同額の金額をちょうだいすることが整合性のあるまちづくりであるという基本に立ちまして、片方は何百円、片方は何百円という差をつけるのではなくて、同じ弁当、食費という対応の中では、同じような金額で御負担をいただくということでの整合性をとらせていただいております。御理解をいただきたいと思っております。

また最後に、十勝岳噴火80周年につきまして、議員が御質問にありますように、草分開拓記念館広場におきまして追悼式を実施しました。住民会

の皆さんやいろいろな方々に御案内をさせていただいたところでありますが、基本的には追悼式に御参列いただける方々というのは、三重団体の皆さん方、草分地区の皆さん方を中心として御案内をさせていただきましたが、残念ながら集まる方々は非常に少なかったということでありまして、私も集まる前に献花台には住民2名の方がおいでいただいて献花していたと、自分のところの家庭の庭でとれた花を持って献花していたという方々もいらっしゃるということでありましたけれども、これからの対応につきましては、といっても今度100年になるのか何ぼになるかは別といたしましても、十分な対応をしていきたいと思っております。

ただ、交通安全祈願祭等々と違うということは、主催が町がやるということになりますと、どうしても政教分離にならざるを得ないと。交通安全につきましては主催者が町でない、町がやっているのではないということ、私も参加させていただいておるということでありまして、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々ございますか。

4番 梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 町長は、プロジェクトチームのこれについて、結論的なことを今おっしゃったのですよ。平成20年までではないと、それから平成20年までに基金はゼロにはならないとおっしゃっております。ただ、これ相手があることなのですね。国もあることであると、道もあると、そうすると、国がどう出るのかという、そこが一番大きな山なのです。それが来月見えてくるというそこではないかと思っております。それに対抗できるかというところではないかなというように思っています。対抗できても今度は回りがあるということで、占冠見ておわかりのように、夕張並みではないかなというように感じております。小さいなりに。南富から中富あたりにも来るわけですね。そうすると、そこらがとても自立ではやっていけないですねという話になってきたときには、また状況は変わるのではないかと、私は思います。だから、変わったときのことも考えておかなければなりませんし、自立でいくということは、はっきり何回も言っておりますけれども、1食700円ですよ。行政サービスが低下して、そして公共料金が上がっていく、赤字団体となったのと同じような状況になるのが自立と私は見ております。違いでしょうか、そのように見ております。

ただし、これが合併となると、これまた何もよくありません。それで、町長、隠れ借金と言ったら変ですが、債務負担の総額と地方債の総額合わせると幾らになりますか、ここちょっとお聞きしておきた

い。数字だからあれですが、概略でよろしいのですが、お聞きしておきたいなと思います。それでないとちょっと見えない話なのですけれども、例えば今100億円地方債あって、債務負担が100億円あって200億円ということになると、富良野は大体その倍ぐらいあるのですよ。それから、あの方はその半分ぐらいということになると、200億円、400億円、700億円ぐらいの債務負担やら地方債抱えた合併したものができ上がるのですね、ここの債務負担というのは見えていないはずですよ。それが夕張に出てきたのではないかと、何も夕張は違法行為やっていないと思っておりますよ。そういうことでやってきた結果、そうなったということになったのではないかと思っております。これは道の方もチェック体制を厳しくするということを言って報道されておりますし、それから赤字再建団体の認定基準を厳しくするという、これははっきり出ておりますから、その辺の絡みで、私何も喜んで言っているのではないのです。出てきているということをおっしゃっていることを、言っておるだけで、私言っていることは私づくりごとをおっしゃっているわけではないのです。全部報道からとったことを言って、町というか、この地域、北海道が流れと違うことをやっていると、こんなことでいいのかなというように思うから言っているわけですね、それでまちづくりトークの意見を聞きますと、町長、よくわからない、難しい、心配である、こういう声があるのですよ。当然でございます。そして、個人の意見もあるが、これ私のことを言っているのかと思っておりますけれども、行政の判断に従う、ありがたいことです。これでよろしいのです。これで私はよろしいと思っております。これがなかったら、本当大変なものです、個人の意見もいろいろあるけれども、聞いているよと。だけれども、行政の判断に従いますと、ありがたいことです。

それで、不安感の解消を町長はしてあげべきだと思います。平成20年といたら、町長、終わるときではないですか、そうすると何ととるかですよ。だから、その辺も含めて、基金がなくなるように国はやってきていると、なくなる、その後どうなるという、住民は公共料金が上がって行政サービスが低下すると住民の流出が始まると夕張では言っていますよ。そのとおりです。出て行きます、みんな。だから、その説明ですね、20年までは大丈夫だということにはならない問題ではないかと思っております。国も永久に続きますし、道も永久に続きますから町長には、不安感を解消していただきたいなと。そして、さっきの債務負担の総額と地方債の総額、幾らになるかというのを示していただきたいと思っております。

それから、住民自治についてですけれども、役場の管理職を住民会に派遣をするのです。ここ25の住民会があるから、そこを1人ずつということではなく、ここを束ねた五つか六つか、その辺は適宜の数に分けて、そこ担当の管理職というのをつけてはいいかがと。そうすると、私のところなんかではパトロールが動いていまして、あそこ道路に穴あいているとか、電線があそこ危ないよとかと全部上がって、それ町内会長を通して住民会長のところへ来て、それが役場に行くということなのですよ。一人一人聞かなくなっていくのですよ。全部それでやれるのです。そして、民生児童委員が高齢者の引きこもりとか、状態について全部掌握をしていると。そして一緒になって話し合いをした結果を行政の方に、そのときに管理職の方が来ていれば、その状況がぱっとつかめるのです。あやふやなものではないのです。これは何ぼ大きくなってもそういうことでやれるのですよ。今もやれることなのですが、合併の説明もこれでやっていけるのです。その辺のところをお考えいただけないかなというように思います。どのような割り振りをするかということについては、これは検討していただきたいと思いますが。

そして、先ほどの住民組合の法人なのですが、来年度法制化されるのですよ、来年度提出をする、出ているのですよ。そうすると、合併はしないけれども、そういうのが出てきて、住民自治というのがさま変わりしていくのですね。そういうことでいくと、職員の方もそういうようなことについては勉強はできない、今の状況でいけば勉強できないですよ。置いてけぼりになるのですよ。住民も置いてけぼりになってしまうのですよ。このまんましていると、そういうところが出るということも、町長はお考えいただきたいなというように思います。合併するとか、自立でいけと言っているのではないのですね、そういう問題が出てきているなということをお申し述べているだけでございます。

それから、弁当の件でございますが、これは徹底して調べさせてもらいます、これから。これは間違いないとやっているというのはわかりますけれども、余りにも格差がある、これでいくということには、住民への説明にはなりません。これ出るとびっくりするはずですよ。議会だよりも、これ載せてくれると思いますけれども、載せられなかったら住民わかりませんけれども。上富良野700円で富良野が400円で中富良野が300円というのを載せてくれると思いますよ。そうしたら住民びっくりすると思いますよ。そういうことですよ。

デイサービスの弁当と言うことではないのですよ、これは、700円ということに至るのですよ。

くどくどくどくどくと言ってもしようがないですけれども、そういうことでもって、これは対応していただきたいなと、こういう状況で下げれなんていうのは言いづらいのですけれども、お考えをいただきたい。やり方があるはずですよ。やり方をお考えいただきたいなというように思います。

以上でございます。

議長(中川一男君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 4番梨澤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、市町村合併関連につきましては、議員おっしゃるように、私どもといたしましても、決して合併に対する勉強をおろそかにしようということではありません。合併に対して協議をしようという相手が要れば、合併すればどうなるかという協議、勉強は、私は真剣に取り組んで考えていくべきであるというふうに思っておりますが、今のところそういう相手がいないということで、ひとつ御理解をいただきたい。

そういう中にありまして、これから議論をさせていただきながら、プロジェクトチームがつくり出しました四つの選択肢の中で、我が町はどの道を行くかということは決断をしながら、圏域の中で協議を重ねていかなければならないというふうに思っておりますし、もう一つは、財政運営につきましては、議員御心配のとおり、私自身も一番問題になるのは財政運営であると。そのためには、何としても破綻するような財政運営をしない対応を進めていかなければならないということで、努力をさせていただいております。

今、議員の方から債務負担の総額は幾らぐらいになるかと、町債の総額は幾らぐらいになるかという御質問であります。今、私の方では記憶をしておりますし、資料がございませんので、後ほどまた担当の方から議員の方に御説明させていただきたいと。間もなく決算が整いますので、3月末日現在の総額についてはまとまるものというふうに思っております。

次に、住民自治の推進を図るためにもいろいろな御意見がございました。町といたしましても住民自治、住民会、我が町の住民会活動の充実、活性化をしていただきたいというようなことから、今までのような形で対応するのではなく、一括補助ということで、それぞれの特色ある自治活動を推進していただくということで考えているところでありますが、それらにつきまして、その地域に町職員の張り付けをしてはどうかというような御質問につきましては、幾度か前に同僚議員の方からもこの種の問題を受けておりまして、町としても検討をさせていた

だいておるところであります。

今、職員によって、広報等々の配布をそれぞれの町内会等々との対応をさせていただいておるといふようなことをもう少し充実、発展させていければなというふうに思っているところであります。

次に、弁当の問題であります、御案内のとおり、先ほどから申し上げておりますように、デイサービスにおける食事費につきましての基準でありますけれども、大体一番安いのは占冠村の500円と、南富良野町の690円、あるいは富良野市の700円、中富良野町の690円、上富良野町の700円というのがデイサービスの食事代であります。

私どもといたしましては、独居老人世帯に対する昼食、食事の弁当の配付につきましては、基本的に従前の価格から今の700円に改正させていただきましたのも、基本的にはデイサービスの価格と整合性を持つということの基本として改正させていただいておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、4番梨澤節三君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局長から報告いただきます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

あす6月21日は、本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

午後 4時07分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成18年6月20日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 岩 田 浩 志

署名議員 吉 武 敏 彦

平成18年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成18年6月21日（水曜日）

議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 町の一般行政についての質問
- 第 3 議案第 1号 平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第 2号 平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 3号 平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 4号 平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 5号 平成18年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 6号 平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 7号 平成18年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 8号 平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 9号 上富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第10号 上富良野町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例
- 第13 議案第13号 畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）委託契約締結の件
- 第14 議案第14号 財産の取得及び処分の件（家畜保護施設整備・飼料貯蔵施設）
- 第15 議案第15号 財産取得の件（町道維持管理車（ロータリー除雪車））
- 第16 議案第16号 消防防災車庫兼消防団詰所新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件
- 第17 議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の変更の件
- 第18 議案第12号 富良野地区介護認定審査会規約の変更の件
- 第19 発議案第1号 議員派遣の件
- 第20 発議案第2号 基地対策予算の増額等を求める意見の件
- 第21 発議案第3号 道路整備に関する意見の件
- 第22 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（17名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	11番	中村有秀君
12番	金子益三君	13番	村上和子君
14番	長谷川徳行君	15番	向山富夫君
16番	渡部洋己君	17番	西村昭教君
18番	中川一男君		

欠席議員（1名）

10番 仲島康行君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	松藤良則君
総務課長	佐藤憲治君	企画財政課長	北川雅一君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長		町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	米田末範君	会計課長	越智章夫君
建設水道課長	早川俊博君	ラベンダーハイツ所長	菊地昭男君
教育振興課長	岡崎光良君		
町立病院事務長	垣脇和幸君		

議会議務局出席職員

局長 中田 繁利 君
主査 大谷 隆樹 君

次

長 藤田 敏明 君

午前 9時00分 開会
(出席議員 17名)

開 議 宣 告

議長(中川一男君) 出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は17名であります。

これより、平成18年第2回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

本日の一般質問は、昨日に引き続き、日割表のとおり行います。

議会運営委員長並びに各常任委員長より閉会中の継続調査として配付のとおり申し出がございました。

以上であります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

9番 米 沢 義 英 君

11番 中 村 有 秀 君

を指名いたします。

日程第2 町の一般行政について質問

議長(中川一男君) 日程第2 昨日に引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、1番清水茂雄君。

1番(清水茂雄君) 私は、本定例会に当たり、さきに通告してありました案件について一般質問をさせていただきます。

初めに、パークゴルフ場周辺整備についてお伺いしますが、上富良野町は、パークゴルフ場は道内有数の芝の整備が良好なパークゴルフ場として評価を得ており、各地から多くの愛好者が訪れております。

また、町内愛好者も多く連日盛況であり、安全面から早急に周辺整備を行う必要があると考え、特に次の点を要望し理事者の所信を伺うものでありま

す。

1点目は、基線道路の歩道はでこぼこが激しく、特に高齢者が自転車で走行するのが困難な状況下であり、また、車道を走行するのが、車道幅も些少で非常に危険であることから、早急に改修の対応を図ることを要望いたします。

2点目に、北27号道路は車輛の通行が激しく、路肩が些少であり、徒歩及び自転車の走行が危険であり、いつ事故が発生するかわからない状況でありますことから、早急に歩道の設置及び基線交差点の信号機設置が必要不可欠であると考えますので、特段の配慮をもって対応されることを求めます。

3点目に、パークゴルフ場愛好者は、特に高齢の方が多く、用便間隔が近く大変であることから、パークゴルフ場東側で用を済ます方が多々見受けられ、衛生及び風紀上からも問題があり、トイレ設置の必要性が不可欠であり、早急に対応を図ることを要望いたします。

次に、里仁地区産業廃棄物処理場について伺いますが、この点については同僚議員から昨日同じ内容の質問がありましたが、私からも一応は質問させていただきます。

当処理場は、里仁地区開拓以来の祖先の霊を祭る地域住民の精神的よりどころとしての墓所が建設しており、現在以上の堆積拡充は容認できないと、地域を挙げての計画反対の意向を示しているが、事の経過及び町としての今後の対応について、地域住民が納得できる答えを示していただきたい。

次に、次世代育成関連について伺います。

1点目に、少子化対策については、国や道において種々対策が図られているが、一向に効果が上がらず、厚生労働省発表によると、昨年の出生率は過去最低の1.25、北海道は1.13%、1944年に統計を取り始めて以来、初めて人口動態統計人口が、人口動態統計人口というのは死亡者数より出生者数が少ないことですが、自然減を記録。このまま少子化が進むと、今後10年で労働人口が400万人以上減るとされ、出生率低下は労働人口の減少につながり、異常なスピードで進む高齢化と相まって、将来における異常な社会構成が心配されるが、人づくりは国づくり、まちづくりの基本と考えるが、将来をしっかりと視野に入れた少子化対策についての構想を示していただきたい。

2点目に、子供たちの安全対策について伺いますが、昨今、次世代が育ちゆく環境が著しく阻害され、最悪の状況下にあります。みずから犯す犯罪、事件の犠牲により、幼い命を奪われる、また親が我が子を殺し、子が親や近親者を殺害、想像を絶する異常事態が生じており、各地で子供を守る運動が展

開され、当町でも3住民会で組織行動を開始したが、行政として全町的活動展開に努力することと、組織への援助を行うべきであります。

また、町として今後における対応策についての構想をあわせて詳細に示していただきたい。

3点目に、環境改善について伺いますが、現在の社会環境を生み出した最大の要因は、コミュニケーションの欠如にあると言われており、人と人、大人と子供の会話の大切さを私たちは忘れてはいないでしょうか。次世代は、それぞれの家庭の大切な子供であると同時に、地域にとっても大事な町の将来を担う人材です。

行政は、住民ひとり一人が彼らを温かく見守り、交わり、和やかに話し合える環境づくりに取り組むべきであると考え、対応策についての指針を示していただきたい。

次に、市町村合併について伺いますが、道は59市町村に再編の合併推進構想案を公表、富良野地方は再び5市町村合併が示されたが、公表を踏まえた上で、上富良野町はあくまでも単独方針か、それとも合併か、将来の財政事情及びその他の諸事情を考慮の上で構想を示していただきたいと思います。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の4項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの3点の御質問であります、まず1点目と2点目のパークゴルフ場周辺の歩道整備についてお答えさせていただきます。

基線道路の歩道の改修と北27号道路の歩道の設置についてであります、パークゴルフ場の周辺の道路につきましては、交通量もふえ、歩行者や自転車等の交通事故の発生が危惧されることから、議員から再三にわたり早急な整備への御意見を伺っているところであります。

以前にもお答えさせていただいておりますように、いずれも近年の交通量からしても整備をすることの課題と認識としておりますが、現在の財政状況からして、早急な整備は極めて難しいと考えております。

したがって、実現可能性の検証を具体的にしなければならぬと考えますが、当分の間、現状の中で安全対策を講じてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、パークゴルフ場のトイレの件につきましては、教育長の方からお答えさせていただきます。

次に、2項目めの里仁地区産業廃棄物処理場についてであります、この問題につきましては、議員の御質問の中にもありましたように、さきの米沢議

員に対する答弁で、経過あるいは私なりの考え方を述べさせていただいたところであり、御理解を賜りたいと思います。

次に、3項目めの次世代育成に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の少子化対策についてであります、御質問にありますように、全国北海道の平成17年度合計特殊出生率速報値に示されておりますとおり、日本全体の合計特殊出生率が寡少の一途をたどっておりますことは、御案内のとおりであります。

本町の最近の確定データといたしましては、平成16年度におきます合計特殊出生率で見ますと、全国が1.29、北海道が1.19に対しまして上富良野町は1.85で、全国北海道に比べまして上位一けた台にランクされるものであります。このことは地域の特殊性ばかりではなく、子育て環境によるものも大きな要因であると考えているところであります。

御承知のとおり、現在、町の子育て支援におきましては、妊娠期から乳幼児期の支援体制として、保健師、保育士を中心に検診体制とあわせまして、発達段階に応じた必要な支援提供を行うだけでなく、就学児童等に対しまして各学校との連携の中で支援協力を進めているところであります。

したがって、今後も子育て支援環境の充実に努めながら、何よりも次の世代を担っていただく喜びを発信しつつ支援してまいりたいと考えております。

次に、2点目の安全対策についてであります、議員御指摘のとおり、子供にかかわる事件が都会や田舎の区別なく、毎日のように報道される状況にあり、私自身も非常に憂慮しているところであります。

当町といたしましても、不審者が出没する情報が寄せられており、決して例外ではないと実感をいたしております。

さて、既に御承知のとおり、本年4月から新たな組織であります上富良野町生活安全推進協議会により、安全な上富良野町を築いていくため、行政を初め関係団体と密接な連携を図りながら、地域生活の安全確保や健全化に努力をいたしていただいているところであります。

また、昨年から今年にかけて、3地域で自主的な組織が立ち上がりまして、登下校時の防犯、交通安全指導等を通じて、子供たちとお年寄りのコミュニケーションをとることなどを目的に活動いただいております。

町におきましては、この運動は地域の自主活動と

して拡大するよう、必要に応じて支援をしてまいらなければならないと考えております。

また、本年度は、教育委員会と連携を図りながら、通学路等の児童の安全対策として、地域安全マップを作成し、全戸に配布し、地域ぐるみで子供の安全を見守っていただくように考えており、これからも家庭はもとより、地域全体の運動となるよう一層の推進を図ってまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、3点目の環境改善についての御質問にお答えさせていただきます。

議員の御意見のとおり、人と人、大人と子供とのふれあいが大切であるということは、私も全く議員と同じ考えであります。

また、次世代を担う子供たちは、国の宝であり地域の宝であるとの認識は、私も同じ考えであることから、町の第4次総合計画おきまして、四季彩のまちかみふらのの4本柱の一つ目に人・豊かな心の人のまちを位置づけ、上富良野町に住むすべての人たちが生き生きと暮らし、ともに学び、ともに尊重し、ともに支え合っていくようなまちづくりを進めてきているところであります。

今確かに、人と人とのふれあいが少なくなり、また地域の結びつきも薄くなってきていると言わざるを得ません。

このことから、地域コミュニティーをより一層進めていくためにも、行政ができることに努力を重ねますが、まずは、家庭においても主体性を持って子供たちを温かく見守り、声をかけ、健やかに話し合える、穏やかに話し合える環境をつくっていくことに努めていただきたいと思いますところでもあります。

町といたしましては、教育委員会との連携を密にしながら、地域社会の教育機能の充実を図るための事業やあいさつ運動の励行により、コミュニケーションを高揚させ、子供たちを健全に育成していく環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、4項目目の市町村合併に関する御質問につきまして、お答えさせていただきます。

さきの議員にも申し上げましたとおり、当町の自立に向けた行財政改革実施計画では、平成20年までの計画であり、その策定過程や背景などは、既に申し上げてきたところであります。

したがって、平成20年以降の将来とも自立を選択したものは考えておりません。また、現段階で私なりの構想を固めているものもないわけです。

なお、今後の進める手順など等につきましては、さきの議員にも述べたとおりでありますので、御理

解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 1番清水議員のパークゴルフ場東側にトイレ設置をとの御質問にお答えをさせていただきます。

パークゴルフ場には、毎日、若い方からお年寄りまで多くの利用者が訪れ、パークゴルフを楽しみながらみずからの健康づくりに励んでいただいているところでもあります。利用者には、お年寄りが多いことからトイレが数多く設置され、より近くにあることは、大変、理想的なことと考えております。

しかしながら、このパークゴルフ場には、現在、管理棟内にトイレがありますが、コースの一番遠いところからでも約230メートルの比較的近距离にあることと、コースのレイアウトから9ホールが終わると、トイレのある管理棟近くに戻ってくるようなコース設定になっております。

トイレの増設については、教育委員会の内部でも検討を進めてまいりましたが、トイレまでの距離が比較的短いこと、またプレーの時間が短時間であること、そして景観上等の配慮から、近々での実現は困難と考えております。

利用者の皆さん方には、事前の準備をしていただいた上で御利用をお願いしたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問、1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 再質問をさせていただきますが、初めに、周辺整備の1と2は共通性がありますので、あわせて質問いたします。

私はパークゴルフ場建設計画当初から、周辺路線の整備を強く提言してまいりました。一向に改善されていないのが現状です。

町長、あなたは実情を把握していないのではありませんか。御自身で何日か自転車で通行してみたいかがですか、ぜひお願いしたいと思います。

人の命の大切さを例える言葉に、「人1人の命は地球より重し」と例えられているが、一たん重大な事故が発生した場合には、どなたが責任を負うのですか。当分の間、現状の中でというような事態ではないのです。早急に歩道設置及び改修の対応を図られることを、再度、要望いたします。

次に、トイレ設置についてであります。教育長は、約230メートルの比較的近距离であり、ワンプレーの時間帯が短い等を理由に挙げられましたが、あなたはまだ若いから、実情をよく把握しておられないのではありませんか。身体の不自由な方や高齢者の方々には、非常に不自由であり大変なことなのです。景観上についても問題のないものを建設すればよいのではないですか。

諸事情を考慮の上、トイレの設置をされることを、再度、要望いたします。

次に、産業廃棄物処理場については、同僚議員への答弁内容により、ある程度理解はしたが、町長は、地域の方々との合意が重要な要件であると認識しており、その解決の道がない現状では反対であるとの意思に変わりはないと明言されたが、私からも確認したいと思います。

また、処理場末端の浸透水が、私が上から所見したところによりますと、ひどく白く濁っております。水質が心配であります。

上川支庁の調査や国の基準とは別に、町独自で水質の精密検査を行っておりますか。行っていないとすれば実施すべきであると考えますが、対応について伺いたいと思います。

次に、少子化対策については、上富良野町の出生率は、私が所管からいただいたデータによっても、たしか1.85、全国トップにあることは大変に喜ばしいことではあるが、しかしながら、子供の数は確実に減少している実情にあることを明記しなければならぬと思います。

国立社会保障人口問題研究所の佐藤龍三郎情報調査分析部長が、北海道新聞の取材に対して答えた報道が北海道新聞でなされておりますが、町長はこの記事をお読みにになりましたか、お読みにになっていない、情けないです。

この内容によると、実に驚くべきショッキングなことが佐藤部長の口から答えられております。

その内容は、今の合計特殊出生率1.29で推移すると、我が国の総人口は、2070年に6,581万人と半減します。50年、100年の長期的視野に立つと、人口減少で社会がよくなるというのは楽観的と言わざるを得ないと談じ、現在の総人口は1億2,774万人だが、50年に8,896万人となり、70年には半減、さらに、2170年には1,366万人と、実に10分の1になる計算になると答えております。私たちが想像する以上に、この問題は大きな問題なのです。

また、今月2日の道新の報道の中にありますが、こうした問題を想定して生涯現役への民間団体が動くという記事で、働き手の確保のため出生率の低下は働き手の減少にもつながる。労働人口は、今後10年で400万人以上減るとされ、人手不足の懸念から新たな取り組みも始まった。

日本マクドナルドは今春から定年制を廃止、トヨタ自動車は定年後の再雇用制度を全従業員に拡大し、最高65歳まで働けるようになったと報道されております。

私は、こうした点を踏まえた中で、この問題につ

いてもっと真剣に取り組んでいただきたいと思います。確かに、上富良野町はいろいろな面で取り組んでおりますが、より以上の取り組みをされることを望みます。

次に、安全対策について伺いますが、町長も先ほど答弁の中で言われたように、上富良野町でも、最近、再三にわたり不審者による子供たちへの誘いがあったと聞いております。そうした中で、行政として見守り組織等への腕章、またはユニフォーム等の貸与及び住民会単位の組織拡充を啓蒙、推進に努力すべきであると考えますが、対応について考えを再度伺いたい。

次に、環境改善について伺いますが、この課題については、私たちは頭でわかっていても、真摯に対応しているでしょうか。同じ地域に住む住民として、私たちのコミュニケーションはいかがでしょうか。知人、知らない人、大人、子供を問わず、人に会ったら明るく和やかにあいさつを交わす。非常に簡単なことですが、そのことが町を明るくし、よりよい社会環境を構築するのです。私たちは、常日ごろ心がけているでしょうか。町長、あなたはいかがですか。特に子供たちに対しては、次世代を担う大切な私たちの子供として、一人一人が常に次世代に熱い思いをかけ、愛情を持って対応することが最も大切ではないでしょうか。

それには、行政が中心となって奨励活動を大々的に展開してはいかがですか。特に、財政を心配することもなく最も効率的なよりよいまちづくりであると考えますので、活動実施の方向を示していただきたい。

次に、市町村合併であります。この課題については、最近、中富良野町及び上富良野町の住民の間から、まずは両町の合併が最も望ましいとの声が多く聞かれ、また、両議員会の懇談会等でも好ましいとの意見が多くありましたが、町長はこの方向への模索を試みたことがありますか。及び意見に対しての所信を伺いたいと思います。

以上であります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、27号基線導路等々の課題であります。この課題につきましては、私の前任、前任者とともに27号の改修計画は立てました。日の出公園と旧国道との連携の中でこの道路の重要性を認識していたわけですが、私自身も、この道路の観光道路としての重要性を十分認識しております。27号道路の国道西側は整備させていただいておりますけれども、私としては、東側の整備が先ではなかった

かなというような気がしないわけでもありませんが、何はともあれ、その時代と財政状況が全く変わってきたということが大きな要因でございます。

議員、御質問にありましたけれども、私もあの27号道路と基線道路、自転車で何度も通って、議員がおっしゃるとおりだなという実情は十分に認識しております、自転車で何度も通りました。ですから、その状況はわかりますけれども、ただ道路状況だとかそういったものの中で、やはりハード面の整備ばかりが優先するということは重要かもしれませんが、ハード面ばかりではなくてソフト面の安全対策等々も充実させていただきながら、財政の状況を見きわめながら整備をしていかなければならない重要な路線であるという認識を持っているところでありますので、ひとつそういった状況、懐の状況を議員は知らないわけではないと思いますので、ひとつ御理解を賜っておきたいというふうに思います。

それから、産業廃棄物処理場の件につきましては、るるさきの議員の質問にお答えさせていただきました。新たな課題として、水質検査を町がする気はないのかということですが、町といたしましては、今現在、その水質検査をする考え方を持っておりませんが、北海道に対して管理維持の徹底の要望していくと、そういうような危険状況があるのかどうか、それにつきましては要望していくということで取り進めさせていただきたいものだなというふうに思っております。

次に、少子化対策につきましては、議員、常に御心配をされておりますが、私自身も日本の少子高齢化の中で、日本の国そのものがいろいろな面で大きな要因になると。

先ほど議員の御質問にありました教授の名前そのものは記憶にありませんでしたが、中身お聞きまして、ああ、私もそれ見たなと、読んだなということで思い起こしたところでありますけれども、非常に危惧されるということは現実であるというふうに思っておりますが、おかげさまで我が町におきましては、出生する方の数と、自然にお亡くなりになる方を差し引くと、例年出生する方々の方が非常に多い状況にあると。

しかしながら、我が町の人口が減っていくというのは、流動人口、出ていく人口が多いがゆえに上富良野町の人口が減っているというのが現実であります。出生と自然死との差につきましては、常に出生の方が多いということで人口はふえているわけがあります。そういう対応を図ってきたということも、御案内のとおり今回の組織機構の改革におきましても、私自身、議員と同じように、少子化対策、子育て支援対策ということが重要であるというようなこ

とから、組織機構の統廃合を進めながらも、子育て支援班というものを新たに設置して、その対応を進めているところでございますので、ひとつそのことは、我が町としての対応は、より一層、また議員おっしゃるように充実した子育て支援班の充実した活動ができる体制整備をしていきたいなというふうに思っておりますが、いかんせん、上富良野町だけで日本の人口を左右するようなことは全くできませんので、また、北海道の人口を左右させるようなことはできませんので、我が町にとって子育てということの重要性、少子化対策ということの重要性を認識しながら、子育て支援班を中心とした、また、教育委員会とも連携を取りながら、次の子供たちの安全対策等々も含めて、子供を育てやすい地域環境づくりに今後も努力していきたいというふうに思っております。

また、安全対策の件での御質問であります、議員おっしゃるように地域コミュニティーが非常に希薄になってきていると。ある面では、都会化されてきたなど。

都会におきまして、隣の人は何をやる人ぞというような状況がこの上富良野町においても生じてきつつあると。隣近所とのつながり等々が希薄化してきているなということは十二分に肌を感じているところであります、これらにつきましても、何としても子供を育てるばかりでなく、地域を活性化させるためにも、地域コミュニティーの重要性を十分対応を図らなければならないというふうに思っております。これらでございますが、これらの事業につきましては、何としても議員おっしゃるように、行政指導で物事を進めるということ、どうしても先細りになってしまうということでもありますので、私はいつも申し上げておりますが、商工業の問題、あるいは農業の問題、あらゆる問題につきましても、今行政が中心になって、この指とまれ主義で対応しても、住民の皆さん方にはその行動になかなか同じように対応していただけない部分が多い。

それよりも、自主活動の助長を図っていく。そしてその起きた自主的な活動に対しまして、行政が余り口を出さないで支援をしていくというようなことを中心としながら、今現在3組織があります地域で活動していただいておりますが、これらの組織に対しましても、行政としてできる支援をしながら自主活動の充実強化を図っていききたいと思います。

そういった地域が立ち上がっていただくことを地域自治活動の中でひとつ充実していただきたいものだなと。それらに対する支援を十分に対処して助長していきたいというふうに思っております。

それから、市町村合併の件につきましては、さき

にもお答えさせていただいたとおりであります、新たに中富良野町との合併について町長は考えたことがあるかということですが、私はそういう話を耳にしております。ただ、そのことによって行動をしたことはございません。これはまだまだこの合併という問題に対して、この住民の盛り上がり、そういったものがまだまだ十分に起き上がってきていないと。その中で、これから先にもお答えさせていただきましたように、合併をするための選択としての相手側の選択としては、今回のまちづくりトークの中でも、住民の皆さん方からいろいろな選択肢の意見もございました。

そういうようなことも十分見きわめながら、この富良野地域としての考え方、また上富良野町としての考え方を含めながら、今後その私なりにも方向性を定めなければならない。そのことによって、町民の皆さんや議員の皆さん方と議論をしなければならないときが来るであろうというふうには思っておりますが、そのことはまだまだ現時点では早過ぎると私自身は判断しております。

議員の皆さん方から常に、町長はどう思うかと、どこと合併したらいいと思うかというような質問等々がございしますが、これは私の口から安易に申し上げるということは、相手方に対してもいろいろな課題もありますので、住民の盛り上がりが最も重要なことではなかるうかなというふうには認識いたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 1番清水議員のパークゴルフ場におけるトイレ設置の件であります、トイレの必要性につきましては、確かに年齢的なもの、また、その人その人の個人差、そしてその日の体調などから大きく異なるものだと考えております。

先ほどもお話をさせていただきましたが、トイレが本当に身近に、近いところにあるということにつきましては理想的だと考えておりますが、このような公共施設において附帯施設でありますトイレの設置等につきましては、トイレまでの距離、またプレーの時間、それから景観など、さまざまな要件を考慮した中で整備を進めていくべきだと考えておりますことから、現段階でのトイレの増設については、現段階では考えていないということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々ございますか。

1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 何点が再々質問させていただきますが、まずパークゴルフ場周辺の整備についてであります、町長どうですか、恐らく、町長が想定される以上に危険なのではないかと私は考えてい

ます。

どうですか、ひとつ自転車で何回か走行してみることを約束してくれませんか。そうすれば、実際にわかると思っています。このことを約束していただきたいと思っております。その上で緊急性を考慮して、前向きに考えていただきたいと思っております。

次に、里仁地区の産業廃棄物処理場の水質の検査ですが、私は、国や道がやっているから安全なのだという認識は、ちょっと問題があるのではないかなと思っております。町独自でも、みずから確かめてみる必要性があると思っております。この点についてぜひお願いしたいと思います。よろしく願います。

それから次に、次世代育成関連についてであります、先ほど、これは最近の道新による次世代育成に関する問題提起であります。

先ほど紹介した記事について、町長はお読みになっていないということでしたが、私は町長が常にこの課題については最も重要な課題であるということをお答えになっております、前回も前々回も。そうであるならば、このような大切な記事はぜひ目を通していただきたいと思っております。このことをひとつ約束してください。そうでないと、論じられません。

市町村合併については、まだまだ先の検討する課題でないかなと思っておりますので終わります。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま1番清水議員の再々質問につきましては、先ほどすべてお答えさせていただきましたので、割愛させていただきます。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、1番清水茂雄君の一般質問を終了いたします。

次に、3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 私は、先に通告している3項目について町長に質問いたします。

災害には、突発的に起きる自然災害と人的ミスによる人的災害があると思われま。

まず1項目め、強風と突風による被害対策について。

被害を受けられました住民の皆さんに対し、お見舞いを申し上げるところでございます。

5月28日夜半より、29日未明にかけ、東中地域を中心に、一部、富原、日の出、旭野地域にかけ強風が吹き荒れました。この強風に加え、突風によるビニールハウスの倒壊、ビニールの破損により、栽培しているメロン、イチゴ等に甚大な被害が出ました。

畑では、マルチトンネル栽培のカボチャ、スイー

トコーン等にも被害が出ています。また、建物も屋根トタンの破損、小屋、物置、ガレージの倒壊等、その被害は至るところで発生いたしました。その他、山林立木にも少なからず倒伏も見受けられません。

町は、これらの被害状況の把握をどのように行っていましたか。また、その対応策についてお伺いをいたします。

次2点目、同僚議員からも質問ございましたけれど、私なりの視点から質問をいたしたいと存じます。

里仁地区産業廃棄物安定型最終処分場拡張計画についてであります。

里仁地区産業廃棄物処分場は、平成7年上富良野建設業協会より建築廃材の処分場として、道よりの許可を受け開設され、アラタ工業が運営してきたが、その後、アラタ工業より富桑工業、また、富良野市のリ・ステーションに運営が移譲されて10年間の経過しようとしています。

平成18年5月8日、里仁会館において産業廃棄物処分場運營業者リ・ステーションと地元住民の方々による処分場拡張説明会が開かれました。

拡張計画のある処分場の下流には、里仁地区飲料水供給施設、静修地区飲料水供給施設の水源地があり、汚染が懸念されるところであります。

また、里仁地区は自然景観にも恵まれ、観光資源の宝庫といわれ、この地でペンション等を経営されている方々も多数おるのであります。

町は、この産業廃棄物最終処分場の拡張計画について、どのような認識をお持ちかお伺いいたします。

次に3点目、十勝岳大正15年大爆発80周年の節目と防災対策についてお伺いをいたします。

80年前の5月24日夕刻、農業を営む者たちは田の代かきの真っ最中でありました。突然、大爆音とともに十勝岳が噴火、溶岩が噴出、山肌の雪は雪解け水と化し泥流が発生、山津波が山林、農地を襲い、一瞬にして多数の人命が奪われました。

痛ましい惨事が起きたこのことは、上富良野町の歴史的なでき事であり、反省すべき事柄がたくさんございます。

町長は、5月24日午後4時、防災無線放送を通じ追悼メッセージを述べ、町民はこのメッセージに感銘し認識を深めたところでもあります。

災害は忘れたころにやってくると言い、いつ活火山十勝岳が爆発を起こすかわかりませんが、町は防災対策についてどのような体制で臨んでおられるのかお伺いをいたします。

以上。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩崎議員の3項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの強風による被害対策についてですが、5月28日深夜から29日にかけて発生した強風被害の概要については、行政報告で申し上げたところでございますが、農業被害の把握の方法といたしましては、5月29日に町と農協の合同により各農家を訪問し、目視により実態の把握に努めたところであります。

特に農家の方がおられるお宅では聞き取りをするなどをし、全体のまとめを行った結果、概要としてビニールハウスの倒壊、半倒壊棟が178棟、約4,450万円。ハウス内のメロン、イチゴ等の農作物被害が1,750万円で、合計6,200万円の被害となったところであります。

今後の対策につきましては、被害農業者の相談申し出等によりまして、復旧に要する資金の融資や既設事業制度等による対応について、関係機関とともに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、2項目めの里仁地区産業廃棄物安定型最終処分場拡張計画についての御質問であります。既に、さきの米沢議員及び清水議員にもお答えしたところから、詳細につきましては省略させていただきますことを御理解賜りたいと思っております。

次に、3項目めの大正15年の十勝岳噴火泥流被災と防災対策に関する御質問にお答えさせていただきます。

泥流被災から80年を経て、この状況を目の当たりにした方々もごくわずかとなっておりますが、議員発言のとおり、この悲惨な災害を教訓に、今後の噴火災害諸対策に当たらなければならないと強く認識をいたしているところであります。

防災対策につきましては、新たな十勝岳噴火災害に備えて第1次地域防災計画書を全面改訂いたしまして、犠牲者を1人も出さないことを対策目標に据え、町民の防災力のレベルアップを柱の一つとして、昨年3月に第2次の地域防災計画を策定したところであります。

5月下旬に町内全戸に配布した十勝岳火山防災マップでは、この新防災計画の趣旨に沿って十勝岳の火山活動と防災対策に関する幅広い知識と情報をわかりやすくコンパクトにまとめたものでありまして、各家庭でいざというときのハンドブックとして活用願いたいと考えているところであります。

また、防災対策においては、家族などが主役となり、みずからを助ける自助、地域が主役となり共に

助け合う共助、そして防災関係機関など公による公助の考え方が基本になり、この分担と相互連携が大きな対策効果を生むものと言われております。

共助を担う住民会などの自主防災組織には、防災計画においてもその役割に大きく期待するところがありますので、この組織化と活性化をより一層推進してまいりたいと考えております。

一方、ハード面における防災対策も重要であります。防災減災対策として火山砂防事業が進められておりますが、膨大な費用と長い時間を要するため、事業主体となっております北海道に対し、引き続き、整備促進の要望を行ってまいり所存であります。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） まず、強風と突風による被害ですけれども、この夜は12時前後はハウスを管理する我々農業者は、ビニールハウスを守るために外に出て一生懸命管理作業というか、守るための仕事をしていただけなんです、我々人が立ってられないほどの強い風だったわけです。富良野岳山麓吹き下ろし、昔から言われます、町長、助役も東中育ちですのでよくわかっていると思いますけれども、つむじ風といって、脅威になるような被害をこうむる大きな風が何年かに1回吹くと。

これをお年寄りに伺いますと、こんな風は何年ぶりだというような、何十年ぶりというようなことで、本幸から東にかけては風が強いということで、防風林としてポプラといってすぐ育つ木が並木のように植わっていたんです。これらも根こそぎやられたり、トウヒだとかそういう立木が頻繁に倒れるほどの風であったというわけでございます。また、建物やハウス園芸作物に大きな被害をもたらしたのであります。

5月29日、町・農協の農政担当者が迅速に各農家を回り、現地での被害調査を行ったことには感謝を申し上げます。

ただいまの報告では、ビニールハウスの倒壊が178棟、約4,450万円ぐらい、メロン、イチゴ等の農作物の被害が1,750万円で、合計6,200万円ほどの被害額というふうに報告をいただいたわけでございます。

1回目の被害調査はこの報告でわかりましたけれども、しかしながら、数あるビニールハウスやマルチトンネル栽培作物、風よけのパウパウなどによる栽培作物の大きな被害が出ているのであります。

加えて6月16日、朝9時ごろより昼12時ごろまで5月28日の風同様、つむじ風といわれる強風が吹き荒れて、畑作物や立木に2次災害が発生いた

しました。青じその種がやっと1回目生えたのが、5月の強風でもって、砂と共に飛ばされて砂塵の嵐が吹き荒れるわけですけれども、2回目もまいてやれやれ芽が出たと。そうしたら、また16日の風で吹き飛ばされて、青じその種などは壊滅的状況であったということでございます。このように、2回も2次災害にあった農家が、局地的ではありますがあるということでございます。

また、被害の大きいメロン農家においては、農協職員等の手助けを受けて、使い物にならなくなったハウスの骨材を放棄して、ビニールハウス栽培を断念して、約5反にも及ぶメロンの苗が裸状態であったわけですけれども、これに皆さんの協力を得て、マルチトンネルといって小さな竹を指して、それにビニールをかけて何とか収穫をしたいということで管理作業をしていた、やれやれと思った途端、また6月16日9時ごろより12時にかけての風により、壊滅的な2次災害となり、復活は不可能な状況になったのであります。

これらについての共済の加入制度は、共済組合にお聞きいたしましたところ、やはり掛け金が高いとか、めったに被害に遭うことが少ないといったようなことで、4割程度の加入者しかいないと。あと6割の方は無保険であって、この被害は丸々天災として取り扱わなければならないという状況にございます。

私は2次災害を調査といいますが、足で歩いて見てきましたけれども、旭野地区においては、中ノ沢方面の方を見ましたら、高台の畑の小豆は葉が風でなくなり、助かるのは何割かなと、農家の方は心配されておりました。

また、この沢のビニールハウスは、皆とっていいほどビニールは飛ばされてしまったという状況にございます。また、建物や立木の被害調査も行うべきではないでしょうか。

ただいまの町長の方から報告ありました点については、農業被害だけですけれども、これこういう天災といいますが、自然災害については、よくテレビなんかでもやっておりますけれども、建物の崩壊が何ぼ、半壊が何ぼ、立木の被害はどれだけだと全体像を発表してはいかがでしょうか。その点についていかがかなというふうに思いますけれども。

それから、2次災害についての被害調査もやっていただきたいということでございます。

なぜ、このような被害調査綿密にやらなければならないかということ、トタンが五、六枚から10枚飛んだと。見るところは、トタン10枚はトタン屋が来て張ればいいのですけれども、その下地、垂木であるとか下地板とか、その3倍も5倍もかけて手入れをしなかったら、このハウスは建物が復帰しない

ということなんです。今も見てわかるように山手線道路で車庫の屋根が吹っ飛んだまま修復できない農家もあります。まだ、山手線道路を通ったら、四、五軒は修復ができてない建物が見受けられるという、皆さん目で見て車で走っているからわかっていることだけれども、それほどの甚大な被害を受けているということで、これらの対応策については、今すぐどうしてくれとは申しませんが、秋の取り入れ時期があって、やっぱり来年の営農資金が確保できない農家があったら低利の融資をすとか、農協機関と町がタイアップして利子補給をしていただくとか、税の減免措置をしていただくとか、少ない数の被害者だからそれでいいということではないので、その個人差が大きいだけに、救いの手を、支援の手を差し伸べていただきたいというふうに思います。

それから、再質問の2点目、里仁地区産業廃棄物安定型最終処分場拡張計画について再質問をいたします。

上富良野町のホームページをちょっと見ますと、上富良野建設協会が町の助成を受けて、江花の沢に最初、最終処分場を建設したというふうになっております。平成4年建設業協会会員21社、上富良野21社が有限会社建設廃棄物処理センターを設立して、最初立ち上げまして、平成7年に里仁地区に移転して事業を再開したとなっております。

里仁の住民会の方に聞きますと、最初は町内の建設会社の名前の入った作動していないトラックとか、ライトバンなんかで廃材が運び込まれていたのですが、ところが、最近は大型ダンプカーにより大きな枠をつけて、頻りに運び込まれるようになっていくといっても、町内の処理物だけではこのような大型ダンプでどんどん運ぶような量にはならないのではないかと。町外富良野圏域のこういった廃棄物が運び込まれている公算が大であると、こういうふうに言っております。ごみには、名前とか名札はついていないわけではありますが、町としての認識はいかがでありますか。

最終処分場の種類には、安定型処分場と管理型の処分場の2種類の設置場があるわけですが、今回、リ・ステーション社はなぜ安定型を選んで建設しようとしているのかについても専門的な分野からお伺いをしたいと思います。

再質問の三つ目、十勝岳の火山防災対策について再質問いたします。

さきに町が全戸に配った十勝岳火山防災マップは新防災計画に沿った十勝岳の火山活動と防災対策に関する知識と情報がわかりやすくなっており、大正15年の大爆発の被災家族である我が家では居間の

壁に、これ農事組合長を通じて立派なものをいただきまして、これを壁に張りまして火山防災の認識を深めているところでございますけれども、貴重な資料であるなというふうに、これについて評価いたしております。

この十勝岳が噴火し、危険と判断したときの避難の連絡網はどのようになっているのか伺いたいと思います。

また、ハード面における、町長も言っていましたけれども防災対策について質問したいと思います。

泥流発生時の抑止力となる火山災害に対する住民不安解消といった面からも、道が進めている、一つ目は十勝岳火山防災事業の地盤事業の砂防事業、これらの進捗状況をお知らせ願えないかと。泥流被害の透過型ダムとかそういうのはどのくらい完成しているかということです。

次、二つ目は十勝岳噴火予知観測体系、どの地区でどのような手法で行っておられるか。

それから三つ目としては、今言われている光ファイバーまたワイヤーセンサーを設置していると思えますけれども、これらの稼働状況について質問をいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず強風被害の件につきましては、議員おっしゃるとおり、行政報告でもさせていただきましたように農業被害と公共施設の被害調査しかしていないというのが現状でございます。今回の場合も局地的な強風によります被害というようなことから、民間の施設等々の調査は実施していないということで御理解をいただきたいと思えます。

また、加えて、農業被害につきましては、基本的には議員の御質問にありました共済掛け金が高いとか、めったに起きないからというようなことで農家の皆さん方が、今回も被害を受けた中で、加入が40%ほどであったということは、私も承知いたしております。しかし、これは積雪被害に遭ったときも同じでありますけれども、めったに起きないということではなくて、最近頻りに起きているわけです。

風による被害だとか積雪による被害だとか倒壊だとかいうことが起きているわけありますから、農家の皆さん方もひとつこの共済制度というものがあるわけですから、これに加入することによって被害を、農家の皆さん方の実害を少しでも軽減するというようなことから、この共済加入にひとつ努めていただきたいものだなというふうに思っているところであります。

しかしながら、これからの、議員の御質問にあり

ますように、いろいろな課題として生じてくる部分につきましては、さきにお答えさせていただきまし
たように、農家の皆さん方の申し出と相談をいた
だきながら、資金の融資やあるいはそれらの対応の中
で、既存の制度等々を十二分に生かしながら対処し
ていけるものはないかということで、今後も十分検
討させていただきたいというふうに思っております。

次に、里仁地区の産業廃棄物についてであります
が、なぜ安定型を選んだんだと、このことにつつま
しては業者が選択し、安定型を経営上の優先として
考えたのではないかなと、このことにつつまして
は、私としてはなぜ安定型を選んだのかどうかとい
うことにつつましては、ちょっとお答えする範囲で
ないなと。

しかし、地域に対応する中においてこの安定型が
有利であるということで、業者が選定したのではな
いかなというふうに思っています

それから、もう一つ、町外のよその車が通って
おりますということですが、議員も御質問に
ありましたように、昔、江花地区で産廃の埋め立
てをやっていたときは、地元の業者が組織をつく
って、地元の産廃を埋め立てしてありましたけれど
も、今、里仁地区につつましては、上富良野町
だけでは、当初はそうでしたが、現在は上富良野
町だけでなく、圏域の産廃の処分場ということで
対応しているということで御理解をいただきたい
と思えます。

それから、防災関係でありまする、御質問
がございましたけれども、議員おっしゃるとおり、
そういった災害に対する認識を住民の皆さん方が
持っていただく事は、非常に大切であるし、これ
からも住民に対する防災啓蒙を充実していかな
ければならないなというふうに思っております。

その中で議員の質問にありましたハード面の
実態はどうなっているかということですが、私
も今現状について正確に対処しておりません
けれども、私の認識の中でいささか過ちもある
かもしれませんが、現在火山砂防事業、御案内
のとおり富良野川の火山砂防事業は大正15
年の80年前の噴火により、発生しました
1,330万立米が富良野川を流れてきた。この
土石流を抑止していこうというのが平成元年
に、63年の噴火後再検討させていただいて、
再計画を立てた富良野川火山砂防事業で
ございます。

現在、3号ダムのかさ上げが逐次進められて
いるところでありますが、この総事業費が六十
数億ということですが、だんだん財政的に厳
しくなった北海道は、今毎年4億円か5億
円ぐらいし

か予算がつかないというような状況でござ
いますので、なかなか進捗状況が進んでま
いりません。予定ではもう既に19年ころ
には完成する予定でありましたが、このま
までいきますとまだまだ20年超えてしま
うだろうというふうに思っておりますが、こ
の3号ダムのかさ上げが完了しますれば、先
ほど申し上げました1,330万立米の約60
%台の抑止力を整えることができるという
ふうに、私としては認識をいたしているところ
であります。現状に置いてはまだこの完成
がされていないということで、十六、七%
の抑止力しか現状ではないというふうに認
識をいたしております。

これらにつつましては、毎年、北海道に
対しても、予算をつけていただき、事業が
促進するように要望を毎年展開している
ところであります。

それから、観測体制につつましては、今、
北海道もソフト面に非常に力を入れていた
だきまして、従前のように国と北海道と
気象台だとか、いろいろなところでばら
ばらに観測体制の情報がありましたのを、
これを集中的に共同で対応するよ
うなことで、今現在も、北海道はこの
上富良野地区に3カ所の監視カメラを
設置していただきましたし、国が設置
しております監視カメラだとかにつ
つましては、それぞれ美瑛町あるいは
上富良野町にも消防本部の方にその
状況が伝達されてきているというよ
うな状況で、ある程度このソフト面
の監視体制につつましては、それぞ
れの自治体としても情報を掌握でき
るようになってきております。

また、気象台なんかが持っております、
北大等も持っております監視体制も、
過去から見ればGPSだとかいろ
いろな中で充実強化がなされてお
りまして、活火山の動向というものが
迅速に各自治体に連絡されるよ
うな体制になっているということで、
ソフト面の充実はなされてきている
ということで御理解をいただきたい
と思えます。

議長（中川一男君） 再々ござい
ますか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） その前に透
過型ダム、もう少し詳しくわから
ないのですか。

ほかダムが何ほぐらいできている
のですか。

議長（中川一男君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 今、透
過型ダム、床固め工が何基でき
てきて、透過型ダムが何基でき
て、砂防ダムが何基できてきて
というのは、ちょっと記憶に
ございませぬ。これものすごい、
実際は、37年の十勝岳噴火
後、この砂防計画がなされま
して、何度も見直しをされて
きておりますけれども、計
画は立てて、美瑛との共同の
部分、山頂の部分の床固め

工、百何十基だとかいろいろございまして、これらにつきましては後ほどひとつ、全部それ説明するともすごい量になります。資料は1枚のページ地図でありますので、担当の方から、砂防の地図について整備された地図につきましては議員の方にお渡しするように対応したいと思います。

議長（中川一男君） 3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 今の件については、話しますと遠くなりますので、後ほどお願いをしたい。素人が見てもちょっとわかりにくいわけございまして、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

再々質問、ただいまの町長から答弁ございました風害による被害でございませうけれども、この現地での悲惨な状況についてでございますけれども、山林、立木、これら建物については、この間、委員会でもらったものによりまして、東中中学校、東小学校、それから東中のコミュニティーとか、東中が多いわけですが、社会教育施設とか。

こういうふうに、町の施設についてはきめ細かく出ているのだけれども、民間というか地区住民のかかわる施設については統計が出ていないということなんで、その点よろしくお願ひしたいと。

山林の立木のひどい被害が一番目につくところは、東中8線北20号の金比羅神社の裏手北側なんです。太田宅の向かいの山であります。これは地区、植えてから30年かそこら立っている落葉と、あとトド松ですけれども、1回目の5月28日夜の風でかなり倒れたところに、6月16日の昼間の風でまた中間から折れたのもあるし根元からいったのもあるし、はげ山になっているのです。

今、山の木は安いから大して調べなくてもいいのではないかというような安易な考えはなかりと思ひますけれども、これを育てるには先祖代々、20年も30年もかかって、下草を刈ったりネズミの駆除をしたり、やっと一人前の木になったときに倒れて、倒れた木は売り物になりませんから、こういったところは、今一部を申し上げましたけれども、私は町有林に鎖かかって入れませうけれども、町有林にもそういう状況は生まれているのではないかと。後ほど町有林の被害について、何かの機会に報告をいただきたいというふうに思ひます。

そういったことで、所得が入らず農業共済の対象にもならない、そういった秋に組勘が、の農業収入が少ないために埋まらないという状況が生まれるのではないかと懸念される農家もございまして、これらの国からの利息の補給や、先ほども、町長も言っておりました資金対応について、壊滅的な農家には税金の免税をしていただくなら、農業機関、農協側と連携を取って、農業被害者が来年再生産できる体

制、支援を構築していただけないかなというふうに思ひます。

再々質問の里仁地区最終処分場、私は先日、この産業廃棄物処分場へ近くまで行ってまいりました。相変わらず大型ダンプでの搬入は続けられておりましたが、従前と変わったところは、社員と思われる方が出入口に立っていて、物品のチェックがよくわかりませうけれども、また、車の誘導等を行っており、会社で改善がなされている様子が、見受けられたなというふうに感じてまいりましたところあります。

処分業者は、この間の説明会の中で地元住民と協議の場をまた次回設けると言っていたそうですけれども、里仁地区の住民会長に伺いますと、いまだ何の連絡もないんだということでもあります。

町として何か解決策をと思ひますが、今後の産業廃棄物安定型最終処分場の拡張計画について、もう一度町長は打開策を見出せるか伺いたいと思ひますし、またこの施設の拡張申請は道であります。道は基準を満たしていると判断いたし許可をした場合、反対している地元住民の意思に反するわけですが、地元の意思を無視してもこの施設拡張が道の認可がおりた場合はできるのか、やるのか、その点についてもお伺ひしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩崎議員の再々質問にお答えさせていただきます。

風雪被害につきましては、山林だとか立木、民家等々の被害もあったということですが、農業関係のハウスだとか農作物、ハウスにおける農作物の被害等々調査をさせていただきましたが、民間の建物と立木について被害調査をして後ほど報告せよということですが、局地的な対応でありますので、全町的な被害が、台風等との被害があったとするならば、町もそれらの調査をする気です。しなければなりません、局地的な東中地区だけというような、一部は旭野地区あるいは静修地区もあるわけですが、一番最高強風15.3メートルということで東中地区が一番被害が大きかったという局地的な部分等もありますので、これらにつきましては、民間の方々のそういった被害の調査は、町としては今回は調査をしないということで御理解をいただきたいと思ひます。

それから、産廃処理場の件ですが、さきの議員さんにもお答えさせていただきましたように、町は地域の皆さん方と歩調を合わせながら対処していきたいというふうに思っております。

しかし、許認可権者、権限を持っているのは北海道でありますから、北海道が許可したら町はどうす

るんだと、そういうことでありますが、町は反対であるという意思是地域と同じであります。しかし、許可がおりたときに町はそれを黙認するのではなくて、許可がおりてしまえば、あとは地域が訴訟を起こす、そういったことが起きるとするのであれば、町も反対であるという、地域の意思是反対であるということの対応については協力は惜しまないと。

しかし、今これらの問題について町が仲介をするという考え方は持っておりません。町が中に入って業者と地域とを仲介するという、調整して対応するという考え方は持っておりません、町は。地域とともに、地域が反対するものについては、その北海道なりに十二分に地域の意向を、町として対応できる部分については対応しながら、説明をしながら対処していきたいというふうに思っています。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、3番岩崎治男君の一般質問を終了いたします。

次に、6番米谷一君。

6番（米谷一君） 私は、さきに通告していました2項目について質問させていただきます。

町立病院の収支改善を町民総意で。

平成17年度町立病院事業会計決算概要は、事務局から示された。当年度純損失が7,645万4,000円、16年度より3,535万5,000円ほど損失が増加している。18年度決算見込みについても、診療報酬等の改正で6,434万3,000円ほどの歳入減が予想されている。このままで推移すると1億円超の欠損金が出ることも考えられる。また、繰越欠損額は17年度までに7億5,360万2,000円と、大変な金額になっていると。

町は、今、健全財政に向けて全組織を挙げて取り組んでいる。そこで、病院の収支改善に早急な手当てをしないと、財政改革の成果をも食いつぶすことになりかねないと懸念される。

病院事業は、一般の既成概念で論じることではないかもしれないが、財政的には、町民の生命を守るという前提だけでは黙示できない深刻な事態と思われる。

町長は存立の意義を町民に訴え、協力を仰ぎ、財政悪化による不測事態を避けるために、町民と共に改善策を論じ示していくべきと考える。そのためには、事務局と一体で十分精査し、議会、住民、町内会長の参加をいただき、町立病院収支改善町民会議（仮称）を提唱し、町民一丸となって収支改善に取り組むべきと考えるが、町長の所信を伺いたい。

また、今後の方向として診療体制の見直し、救急指定病院の取り扱いについても伺いたい。

次に2項目めのオートキャンプ場の利用料につい

て。

オートキャンプ場の使用料について、現在は日帰り入場料として一日300円徴収されているが、バーベキューハウスだけを使って焼き肉等をする場合にも徴収する入場料の、1人300円は妥当であろうか。

慰労・懇親会等の場として非常に利用しやすい施設ではあるが、300円の入場料に幹事さんも苦勞されているようで、この件について以前話をした折り、担当職員に公共施設における使用料、利用料について見直しの指示をしているとのことであったので、早急に改善策が示されるものと期待していたが、対応策をお聞かせ願いたい。

以上。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 6番米谷議員の2項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの町立病院に関してであります。平成17年度の決算状況につきましては、議員御質問のように昨年度より損失額が増加したところであります。

要因の1点目は、歳入の医療収益は前年比2,789万3,000円の減となっております。その中の83%が入院によるものとなっているところであります。

原因といたしましては、昨年、介護保険法の改正に伴います患者負担の増などの影響が大きく、平成12年に開設以来増加していました介護の患者数が初めて減少したことにより1,483万円減となってしまったわけでありまして。

一方、歳出におきましては、給与費、材料費及び一部燃料費の増を除く経費につきましては、経費節減に努めているところでありますが、微減になっているのが実態であります。

要因の二つ目は、病院の町民利用の減少であります。専門医療機関への受診や大病院志向などによりまして、患者の町外への流出が続いております。

町の国民健康保険事業におきまして平成17年5月の資料では、町立病院の利用は外来・入院で、共に23%台となっている実態にあり、町外流出を裏づけている結果となっているところであります。

また、平成18年度の診療報酬改正におきましては、高度医療に対する配慮を初め、入院患者に対する看護師体制の強化に向けた改定が行われました。この改定は、地方の小規模病院にとっては大変厳しい内容となっており、当院におきましても現看護体制を見直し、変更してもなお、赤字傾向を大きく解消することができない状況となっております。

今後におきましては、当面の間、現状の診療体制

で運営を行ってまいります。療養病床の見直しは6年後に行われることとなっていることや、富良野協会病院が来年春には新築オープンするなど、ここ数年で町立病院を取り巻く環境は大きく変化しようとしているところであります。

こうしたことから、改正された諸制度の内容を十二分に承知するとともに、富良野協会病院の今後の活動実態を踏まえ、将来の町立病院のあり方について、病院運営審議会にお諮りをするともに、積極的な御議論をいただいた中で、具体的な方向を定めた上で、議会を初め町民の方にも十分な説明を行ってまいりたいと考えております。

なお、今後も町民の方々にご利用しやすい環境を整えることに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2項目めのオートキャンプ場のパーベキューハウスの利用料についてお答えいたします。

御質問の入場料は施設を管理する上でのごみ処理経費や後片づけの手間等を考慮の上、維持管理費相当分として現行料金を利用者に負担をお願いしているところであります。

現段階では、各公共施設のあらゆる使用料水準について、一般的な見直しに向けた内部議論を進めているところであります。

具体的な方針が定まっていない中でありますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

6番米谷一君。

6番（米谷一君） 再質問をさせていただきます。

地方自治をめぐる情勢は、執行者である町長がだれよりもよく御存じのことと思われれます。今後は、ますます自己決定、自己責任が強く求められており、本町の財政構造は自主財源に乏しく、また国の地方財政対策の影響を強く受けやすいことは何度もお聞きし、理解しています。

また、20年までの中期財政見込みで、財源不足が基金を上回るという厳しい状況を想定されています。

そんな中で、町長は先だつての議員協議会、また昨日の同僚議員の質問に答えて、病院事業での考え方を示されております。真意のほどは定かではありませんが、その含みを持った発言に今までの方針に何らかの変化があるのかな、そんな感じを持ちました。町民の健康と生命を守る病院事業は、地方行政にとって必要不可欠と考えています。

十分な足を持たない高齢者にとっては、もしも肺炎にでもなると大変な混乱を招くことも十分考えられる。

しかしながら、一般財源から2億5,000万円以上繰り出し、町民1人当たり1万円以上の負担をしている現実、自治体病院の性格からして当然負担は必要と考えますが、早急な収支の改善が必要と思われれます。

町長の答弁にありますように、町民利用の減少が医業収入を圧迫している実態があります。

議会広報企画記事での町立病院での15年度患者の受診動向を見てみますと、入院で28.9%、外来で24.7%と、町内の医療機関を含めてみても、入院で35.7%、外来で53.7%とあります。

17年5月の資料で、さらに利用率が減り、23%台となっているとのこと。もろもろの事情はあろうと思っております。一概には言えませんが、受診度が上がれば収支改善は可能ではないかと思っております。

単純な見方をすれば、病院改革も必要ですが、町民の意識改革が収支改善のかぎを握っていると思われれます。

17年度ベースで受診率、受診者数、環境が厳しいものがありますが、仮に入院、通院で受診率、受診者数が20%を切った場合、幾らぐらいの欠損金、繰り出しが必要なのか。

また、収支均衡を保つには、受診率あるいは受診者数は幾らぐらいが必要か。繰出金額、また、受診者数を含めて、町長は方向転換の目安をどこに置いているのかお聞かせいただきたい。

その場合、方策はいろいろとあるとは思いますが、選択肢の中に廃業はあるのか。また、町立病院の救急指定病院であります。町民の生活を守るために必要度が高いものであります。不採算部門であります。今後も維持していくのか。

それから、2点目のオートキャンプ場の利用について再度伺います。

町の公の施設は、使ってみて初めてそのよさがわかり、また、使われることにより理解が得られるものと思われれます。

そういう意味では、オートキャンプ場は町民にとって利用目的が明確な施設ですので、性格上なじみが薄い施設ではないかと思っております。だからこそ、よく知ってもらおうという意味で、繁忙期連休等を除き、平日等については別価格にて開放してもいいのではと考えています。

また、入場料は施設管理費ということをおっしゃっておりますが、そのことは理解できますが、ほかの町外の利用者と町民利用が一体として扱われることに、いまひとつ釈然としません。

異世代、他世代が食を通して気軽に利用でき、商店の活性化にもなりますので、再度考え方を伺いた

いと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 6番米谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず病院関係でありますけれども、議員おっしゃるように非常に厳しい状況になっているというのが現実であります。

町民の国保における利用度合いの%が下がったときに、病院収入はどうなるかということですが、それらの細かい部分については今お答えをするという数値を持っておりませんが、基本的に町立病院の現在置かれている状況というのは、医療保険制度の改正に伴いまして、18年度は大幅な赤字になる試算でございます。

現在、平成17年度の赤字が7,000万円程度、7,000万円ちょっとの赤字でございますが、18年度はもっともっと大きくなるだろうと。経営改善をしながら、病院も院長を中心として非常に苦慮しながら収入増に向けての努力をいたしているところでありますが、また経費の節減につきましても、既に行革の中で着手しておりますので、これから改革をしていくといっても大きな改革はできないというのが状況であります。

基本的に、国の施策の中でこういった町立病院のような病院につきましては、医療保険制度の中で非常に厳しい状況の改革が近年なされてきているということです。言葉がちょっと過ぎるかもしれませんが、このような病院は国としては、今、大学病院やあるいは専門病院といった形の中で、こういった小さな病院につきましては、存続がまず不可能な状況に陥っております。

どこにでもあります町立病院は、医師不足だとかいろいろことで苦慮しているわけですが、おかげさまで我が町の町立病院、医師の確保だけは今のところ、旭川医大の協力をいただいて対処させていただいておりますことはありがたいことだというふうに思っています。

それで、将来的にこの病院をどうするんだと、従前のように改革をしながら今までやってまいりました。80床の入所ベッドを一般病棟から療養型病床群に変更しながら、病院経営の改善を図ってきたところではありますが、国が認めた、12年に認めた療養型病床群は、あとなくすぞと。急遽6年後にはなくさざるを得なくなってきたと

そうすると、我が町立病院の80床のベッドが本当に必要なかどうかということも含めて、十分病院の実態を見きわめなければいけないというふうに思っております。

それから、もう一つは大きな病院の赤字の基本に

なっております、議員御指摘のありました救急指定病院、救急指定病院としての対応が本当に必要なかどうか、これらの部分につきましても、センター病院として富良野協会病院がどのような対応ができてくるのかということを見きわめなければならぬと。

ですから、来春に開業いたします富良野協会病院が地域センター病院としてどのような対応をするかということは、十分見きわめた上で、我が町立病院の方向性を定めていかなければならないというふうに思っています。

ですから、私といたしましては、富良野協会病院がセンター病院としてどのような形で進めていくかということは、開業後、数年は状況を見ていかなければと思っています。

その数年までの間は、町といたしましては、いろいろな改革をしながら病院の対応を図っていききたいわけですが、議員おっしゃるように、町民の健康管理をするためには、今の状況で町立病院を縮小したりなくしたりするということは全く考えられません。

そういうようなことからすると、ある程度の財政的に厳しい中ではありますけれども、節減をしながら、対応を図りながら財政支援をしていかざるを得ないというふうに思っております。

しかし、今現在、議員御質問のように2億5,000万円からの繰り出しをして1億以上の赤字、今現在3億5,000万円ほど、言うならば歳入不足になっておりますが、これがことしの決算では4億円近くの歳入不足になるだろうという、まだ努力はしなければなりませんけれども、予測としては非常に厳しい状況になっています。

1万3,000弱の人口を抱えて、4億円からの金額を繰り出すということは、住民1人当たり何ぼになるのかということをお考えすると、我が町におきまして町立病院というのはものすごく重荷になってきているということは現実であります、かといってなくすことはできないというふうに思っています。

ですから、今後におきましては、十分、富良野の協会病院のセンター病院としての位置づけを見きわめながら、上富良野町立病院を病院として継続していくのか、あるいは診療所として対処していくのか、ベッドを抱えた診療所として対応していくのか、そういったことも十分見きわめながら方向性を定めてこれから町民の皆さん方と議論をし、議員の皆さん方とも議論をしながらその方向性を定めていくには、まだ数年かかるなというふうに思っております。

しかし、その間、何としても病院経営を改善しながら、繰出金の節減を図っていかねばならないというふうに思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

また、議員おっしゃるように町民の意識改革が必要だと、意識を持っていただきたいということでもあります。

国保から拠出する23%、町立病院に拠出する23%というのは、これは町民が町立病院を否定しているというふうに理解しても、大した、この言い方ちょっと厳しいかもしれませんが、本当に町立病院を必要としているのかという観点からするといかがかなということではありますが、ただ、基本的には、しからば町民が選べる町立病院の経営状況、運営状況なのかということの中で、やはり町民が選択し得る病院経営をしていかなければならないと。

しかし、町民がそれをいかに我が町立病院として利用をしていただけるかということも十分また意識を持っていただきたいなというように、そういったことにつきましては、議員おっしゃるように、今病院の広告性というのは、PRというのは法律的な規制があるわけでありまして、だんだん規制緩和がされてきておりますので、病院としても十分にPRをしていきたいなと。

また、町報におきましてもそれぞれ医師の、先生方のコメント等々を載せていただきながら、病院のPRもさせていただいておりますので、今後もそういったことを含み入れながら、改善是正を十二分に検討していきたいと思っております。

それから、オートキャンプ場の使用料の問題であります。このことにつきましては、早くに議員からも御提言をいただいておりますが、ことしの3月だったと思っておりますが、使用料手数料の全体的な見直しということで、議員の皆さん方にも御説明をさせていただきました。プロジェクトチームをつくりまして対処して是正策、整合性をもった対応をしていこうということで進めているところでありますが、そういうようなことで、これらのことを十分見きわめながら、使用料手数料の全体的な見直しを今取り組んでいるところでありますので、いましばらくお待ちいただきたいと。

ただ、指定管理者制度の中で対応しておりますこの種の部分につきましては、指定管理者制度の中で、微々細々にわたりましてすべてが条例で全部定まっていると。

さきに御指摘もいただきましたように、パークゴルフ場のオープンの日にちが何月何日、クローズの

日にちが何月何日、これ天候も気候状況も見きわめなく条例の中で日にちが定まっていると。料金やすべてのものについて微々細々にわたって条例で全部足かせをしながら、指定管理者にこれでやれということで、やってくださいということで委託しているということではありますが、私としましては、こういった部分も、指定管理者のその条例も十分見きわめながら、条例で一つ一つ細かく定めるのではなく、ある面では規則、契約書等々で対処していけるような条例の見直しを含めて、この料金の部分についても、私も議員からお話聞いたように、300円ちょうだいして、30人のグループでやったら、肉代相当はそこに出てくるというような料金が本来的確なのかどうか、私としてはそういった疑問も議員と同じように持っていますので、これらの是正は、使用料手数料の改正の中で十分見きわめていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、6番米谷一君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問をすべて終了いたします。

暫時休憩いたします。

事務局長（中田繁利君） 休憩時間を15分といたしまして、再開を午前11時ちょうどといたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解き、会議を続行いたします。

日程第3 議案第1号

議長（中川一男君） 日程第3 議案第1号平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（北川雅一君） ただいま上程いただきました議案第1号 平成18年度上富良野町一般会計補正予算（第2号）の提案要旨につきまして最初に説明申し上げてまいります。

まずこのたびの補正予算の主な要素となります4点を申し上げます。

1点目は、債務負担行為補正につきまして、新規事業として、上富良野町、富良野市、南富良野町、占冠村の4市町村の畜産農家で受益を構成し、飼料生産基盤の整備を図るため、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）富良野地区として、国の事

業採択を受けて事業を推進しようとするものです。

財団法人北海道農業開発公社が事業主体となり、本年度から平成21年度までの4年間で事業期間として取り進めようとするもので、事業の円滑な推進を図るため、この期間で債務負担行為を設定し、あわせて本年度の所要額を予算計上しております。

2点目は、このたび地域を上げて通学路等における児童の安全確保活動等の推進を図るため、地域見守り活動推進事業として、北海道の事業採択を受けたこと、また、地域の自主防災組織の防災防犯活動の促進を図るため、自主防災組織育成事業として財団法人自治総合センターの事業採択を受けたことから、それぞれ所要の額を予算計上しております。

さらには、防衛庁障害防止事業の北24号排水路支線整備について、昨年度実施した用地確定測量の結果、境界ぐいの増設が必要となりましたので、予算計上しております。

3点目は、町内の方からちょうだいいたしました御寄附を、それぞれ趣旨に沿いまして予算計上しております。

4点目は、平成17年度各会計の決算がまとまり、各会計において翌年度へ繰り越しの手続をとることに伴い、一般会計が繰り戻しを受ける必要のあるものについて予算計上しております。

以上、申し上げました大きな4点を主な内容として、財源の調整を図った上でさらに財源的に余剰となります部分につきましては、現時点で今後の財政収支見通しを正確に予測することは困難でありますことから、当面、予備費に計上いたすところで、補正予算を調整いたしましたところでございます。

それでは、以下議案につきまして、議決対象項目の部分につき説明をまいります。

議案第1号 平成18年度上富良野町一般会計補正予算(第2号)。

平成18年度上富良野町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,877万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億3,037万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

それでは、1ページに移ります。

第1表歳入歳出予算補正。

この第1表では、歳入及び歳出ともに、款の名称ごとに補正額のみ申し上げてまいります。

1.歳入。

12款分担金及び負担金395万8,000円。

14款国庫支出金138万4,000円。

15款道支出金160万5,000円。

17款寄附金33万円。

18款繰入金932万7,000円。

19款繰越金8,117万円。

20款諸収入100万円。

歳入合計9,877万4,000円となります。

2ページに移ります。

2.歳出。

2款総務費141万円。

3款民生費275万4,000円。

4款衛生費61万8,000円。

6款農林業費395万8,000円。

8款土木費265万1,000円。

9款消防費246万5,000円の減。

10款教育費21万9,000円

14款予備費8,962万9,000円。

歳出合計が9,877万4,000円であります。

次、3ページに移ります。

第2表債務負担行為の補正、ここでは冒頭も申し上げましたが、畜産担い手育成総合整備事業再編整備事業富良野地区として、本年度から21年度までの4年間で事業期間として、限度額1億819万5,000円の債務負担行為を記載のとおり設定し、事業を推進しようとするものです。

4ページ以降につきましては、この補正予算に関する説明部分でありますので、御高覧いただいでいることで、説明につきましては省略させていただきます。

これもちまして、議案第1号 平成18年度上富良野町一般会計補正予算(第2号)の説明を終わります。

御審議いただきまして、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

14番長谷川德行君。

14番(長谷川德行君) ただいま説明がありました債務負担行為補正についてお伺いします。

債務負担行為補正について、確認のための質問をしたいと思います。

これは、財団法人北海道農業開発公社が事業主体として行われる畜産担い手育成整備事業の町の受益者負担分ということで、円滑な事業推進を行うため

に町で債務負担行為を行うということは、これは受益者負担分を町が債務負担行為を行うということなのですが、これは、この公社が、もしか受益者が何かのことで払えない場合は町に払えということだと私は思うのですが、その辺はどうでしょうか。

議長（中川一男君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 長谷川議員の御質問にお答えをいたします。

この3ページの債務負担行為の関係でありますけれども、これにつきましては、今年度から平成21年までの4年間で実施するものでございます。

この分につきましては、国の補助、道の補助を受けた以外のものいわゆるその残り、補助残でありますけれども、これらが受益者の負担となるところでございます。

御質問のこの分でありますけれども、受益者におきましては、自己資金の方もおられますけれども、残りにつきましては、農林金融公庫等の資金の借入れになるかと考えてございます。そこで、この融資を受けるに当たりまして、まず農協において事前に事業参加者の経営状況、あるいはその財務状況を把握しております。その中におきまして、理事会におきまして当然融資の決定を行うものでございます。

最終的に、融資を受けるに当たりまして、農協が一度借り受け者となります。その間におきまして、農協と金融機関におきまして、公庫でありますけれども、一度契約を締結します。借入れの締結をします。その後、農協と受益者におきまして、貸し付けの契約を当然結ぶこととなります。その際、北海道農業信用基金、いわゆる保証協会付の証明が必要となるものというように考えてございます。

そういうことが条件になりますので、私は、今、長谷川議員のお話のように、絶対というものはございませんけれども、こういう状況でありますので、町の方にその債務がくるといようなことは現状ではないというふうに考えてございます。

この方法が、私は今現状においては最善の方法だと考えております。

議長（中川一男君） よろしいですか。14番長谷川徳行君、いいですか。

14番（長谷川徳行君） よろしいです。

議長（中川一男君） いいですか、他にございますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 14ページの障害者福祉にかかわってお伺いいたします。

ここで、障害者の自立支援費という形で、障害者給付の審査会設置負担という形の予算が計上されて

おります。これは、恐らくこの広域での審査会の設置かというふうに思いますが、この点は、それではよろしいのかどうかです、まず第1点目。

第2点目において、あわせてお伺いしたいのは、この審査における利用計画、判定会等が、当然、利用者における判定会が開かれるかというふうに思います。その判定に当たって、いわゆる第一段階から第六段階の認定者の利用計画をこの審査会の意見に基づいて判定される機関があると思いますが、その機関というのはどこが担うのか、この2点目。

さらに、その判定された利用計画を担うわけなんです、それに伴って上富良野町では介護の支援センターというのがあると思いますが、そこで介護計画が実質認定された方については、利用計画が計画されるかと思いますが、そこの介護支援専門員、いわゆるケアマネージャーという方が計画されると思いますが、それではよろしいのかどうか。

それと同時に伺いたいのは、利用者のニーズ調査、どういう利用者がどういうサービスを利用したいのかという形の声が、こういった審査会や介護支援専門員の方々が頭に置いてその認定に当たっても調査するというのは、当然のことであると思います。

その調査の家族や利用する方々のどういう要望を持っておられるのかという意向調査はもうされているのか、それとも、されていなかったら今後されようとしているのか、この点お伺いしておきたいというふうに思います。

次、前後していますが、12ページの生活安全対策費という形の中で、安全マップをつくるという形の予算がついております。不審者やいろいろな安全対策といった面の地域に啓蒙啓発するという形だと思いますが、このねらいというのは、地域とのかかわりでどういう効果を、相乗効果も当然期待されるだろうと思いますが、これを目的として地域での安全対策を強化するというふうに思いますが、そういうねらいもあるのかという、その点もわかれば詳しく教えていただければというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、今回の17年度の決算が終了したという形の中で、一般会計においても、繰越金という形の8,000万円何がしかの繰越金、繰入金という形で歳入が確保されるという形になっておりますが、そこでお伺いしたいのは、今後、財政計画においても、公債費負担比率が平成20年度においては、予想では22.2%、公債費の比率については18.4%という形の予想の推計が載っておりますが、今後、事業規模が縮小しますと、この借入れにおいても、当然、負担が減るとい形になっていくかと思えます。

そういう意味では、財政力指数、交付税等が仮に削減されたとしても、収支、財政の改善の方向というのはどのように変わっていくのか、この点ちょっとお伺いしたいわけですが、今後、1回予算委員会でも聞きましたが、今後支払においてはピーク時は過ぎて、どんどん借りた起債の償還額というのは減っていくという話であります、そのことも踏まえて、今後、公債費の負担比率だとか公債費の比率というのは改善の方向に向かっていくのか、この点確認しておきたいと思えます。

それとあわせて、こういった余剰財源を住民の生活に、何回もしつこく聞きますが、要望がある限り私聞き続けたいと思うのですが、こういう住民の努力があってこういった余剰財源の生まれた部分というのは、これはお認めになれるのか。

そうしますと、そういった財源を使って住民負担の軽減策に何らかの対策に使われる必要があると思えます。ただ維持だけに使うのだったら、それは能のない話であって、これだけ住民が暮らし向きが大変な中で、やっぱり地域の起爆剤としての活性化の方向に何らかの予算を計上するだとか、負担の軽減策に使うだとか、そういうものも含めてこの余剰財源を、やっぱり借金の返済にも充てるのだらうと思えますが、そういう考えはお持ちなのか、この点についてもお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田北範君） 9番米沢議員の自立支援にかかわります御質問でございますが、まず1点目の認定審査会のかかわりに関しましては、議員御発言のとおり、広域で設置をし、その役目を果たしていくということで進めさせていただいております。

次に、2点目のそれぞれ障害におけますところの判定に、それらについていろいろなサービス利用の関連であります、これの調査どのようにやるかということでございますが、これらについては専門的な知識を非常に要するものがございますので、現在のところ調査等を含めて、その機能につきましては委託の方向で考えてございますが、現実に非常に専門家を要しているところがございますので、そこに委託をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、判定に基づきますサービスの利用にかかわってでございますけれども、いわゆるケアプラン等につきましては、これにつきましても、地元のケアマネージャーとそれから調査機能を要しているところと十分相談をしながら、ケアプランの作成に努めてまいるということでございます。

それから、ニーズ調査の関連につきましては、今

度これらについては相談事業と合わせながら、私も職員が今現在この調査にかかわりましては、聞き取りも含めて、その能力を研修いたしてございますので、それら今後調査活動を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 9番米沢議員の生活安全対策事業の関係でございますけれども、この事業につきまして、本年4月から北海道におきまして新規事業として創設されました事業でございます。

中身といたしましては、上富良野町の通学路等の児童の安全対策ということで、これは緊急的なことであるということから、手を挙げて内諾を得た事業でございます。

中身といたしまして、各関係団体、機関との連携によりまして、危険箇所につきまして把握し、地域の安全マップを作成するものでございます。

その中身といたしましては、地域の安全マップ、各A3判程度を印刷しまして、各家庭に配布するというところでございまして、また、その中でも危険な箇所につきましては啓発看板、のぼり等を設置するというところでございます。

このようなことから、安全対策を図るということの事業でございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢議員の質問に、私の方からお答えさせていただきますが、決算の状況につきましては、もう御説明のとおりでありまして、今回につきましても一般会計におきまして1億円を超える額の余剰金が出たのは御案内のとおりであります。

もう御案内のとおりで、毎年当初予算におきましては、住民の要望にこたえるべくその財源の確保としまして、基金に依存しているのが実態でございますので、このような余剰につきましても、できる限りまた基金に戻して、今後の財源の窮したときに備えたいということを中心に基本に財政を運営しているのが実態でございます。

しかしながら、たくさんの住民要望がございますので、住民要望にもこたえるべく予算の組み立てをしているところでありますが、御案内のとおり交付税を中心に大きく減少している中で、その要望をこたえるべく、いろいろな事務事業の維持に努めるのがやっとでございますので、なかなか軽減策に回すとか、新しい要望に大きくこたえるということについては、なかなか今、当面できないのではないかと

というふうに思うところであります。

それと、財政指標の関係の御質問でありましたが、今、議員から言われるように、交付税が減るそれから一方ではそういうことを背景に大型公共事業についてはできない状況があるわけでございますので、指数的には改善していくものと思いますが、この先どのように推移していくかにつきましては、今のところ私どももなかなか具体的に把握できないのが実態であります。

それともう一方、いろいろと地方財政のいろいろな実態を踏まえまして、今国におきましても、この財政指標の求め方につきましていろいろ調査研究もされているようでございますので、そういう変化もございませうことから、そういう動向を十分見きわめながら、できる限り好転するような財政運営に努めていきたいというふうに考えてるところであります。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 介護のニーズについてはこれから十分進めるということではありますが、言い忘れたことがあって、ちょっと失礼いたしますが、これとあわせて条例も恐らくいろいろな条例の形が9月ぐらいに出てくるのだと思いますが、その点確認しておきたいと思っております。

それからもう一つは、さらに介護専門支援の方が調査あるいは支援計画に入るということになれば介護計画もあって、こちらも入るということになれば、その体制等について、いわゆる十分な体制がとれてこういった調査等については障がないのかどうか、介護についても保険についてもこの利用計画が介護支援専門員がかかわらなければならないという事態にもなっていますので、この点実情としてはかなり無理があるような気もするのですが、その点実態としてはそういうことがないのか、お伺いしておきたいと思っています。

次に、この財源の配分についての問題ですが、確かに町の方としたらいろいろ手だてして、これもそういった財源に使ったという形の中で、すべてがそういう対策に、福祉の対策に向けてるという答弁がありますが、しかし、この間保育料やら受益者負担という形でごみ手数料が引き上がると。介護にかかわっても保険料が上がるという形の負担が求められてきています。

確かに、住民はそういう意味では財政難という形の中で理解している部分もあるのかもしれませんが、しかし一方で、何でもかんでも上がっているのではないかと。確かに、町としては現状維持で精いっぱい、もうこれ以上やれないというのかもしれないが、私たちのそういう実態というのを本当にわ

かっているのかどうなのかと。そういう意味では、そういった目にわかれるところのきちっとした財源の手当てをして、やっぱり負担の軽減策を求めるとあれば、そういったところにこういった財源を充てて、軽減策をとるという具体的なところまで踏み込んで、やはりこういった財源を生かした、余剰財源というだけでただ積み戻しするということだけではなくて、そういったところにも財源の配分を行って負担軽減に努めるというのも一つの方法ではないかと思いますが、この点についてももう一度確認をしておきたいと思っております。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 米沢議員の再質問でございますが、条例制定の関連につきましては、必要な内容について可能な限り9月の上程を考えているということで御理解を賜っておきたいと思っております。

それから、介護の実質的なケアプラン等の策定にかかわっての内容でございますが、先ほどお答えしましたが、若干、舌足らずで申しわけございませんでしたけれども、昨日も一般質問ちょうだいいたしました中で、広域の中でそれぞれ統一して共同の委託をしていける方向を定めながら今進めている中に、相談支援、それから、関連のそういう実質的なケアプランの計画等の策定につきましても、かなりの部分でその委託先の力をかりながら進めていくということもひとつ方向として定めてございます。

現在、介護地域包括支援センター自体は非常に、介護保険法に基づく部分の対応で相当量、いっぱいになってございますので、これらも含めた考え方の中で整理をさせていただいてございますので、5市町村とも非常に状況としては厳しい状況でありますことから、委託の方向で進めながら、町がそのなかかわれる最大限の方法として進めていこうという考え方でございますので、御理解賜っておきたいと思っております。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（田浦孝道君） 9番米沢議員の御質問にお答えします。

私ども、行政機関におきましては、本来、行政としてやるべきことがいろいろな面であろうかと思っております。ただ、今までも申し上げていますように、今非常に財政的に地方財政は厳しい環境にありますので、私ども今やっている歳入、あるいは歳出の構造的な改革については、過渡的なものというふうに押さえてございますので、そういう先の見通しが十分立つような段階を迎えながら、前段で申し上げますような、本来、行政としてやるべきもの、基本的には、町民の方の暮らしには本当に必要なものについ

て施策を展開するというのが本来の行政のあり方だというふうに思いますので、そういう力をつけるように、今、過渡的に努力していることについては御理解いただいていると思いますし、そういう中で、町長におきましても施策として判断をしなければならぬものについては、それぞれ可能な範囲の中で展開をしてございますので、そういう中でまた慎重に対応をしてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解をちょうだいしたいと思います。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号

議長（中川一男君） 日程第4 議案第2号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第2号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点は、平成17年度にかかります歳入歳出の精算によりまして、平成18年度への繰越額が5,502万6,000円と確定したことから、当初予算の2,000万1,000円に3,502万5,000円を歳入増額計上し、あわせて所要の補正をしようとするものであります。

2点目といたしまして、平成17年度の老人保険拠出額、さらに介護給付費納付金が定まり、所要の補正をするものであります。

3点目は、国保ヘルスアップ事業申請に伴い、事業費について増額補正をしようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら御説明いたします。

議案第2号平成18年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成18年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,584万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,547万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

款及び補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2 款国庫支出金、81万7,000円。

8 款繰越金、3,502万5,000円。

歳入補正合計としまして、3,584万2,000円であります。

2、歳出。

3 款老人保健拠出金、104万2,000円。

4 款介護納付金、19万7,000円の減。

6 款保健事業費、81万7,000円。

9 款諸支出金、220万5,000円。

10 款予備費、3,197万5,000円。

歳出補正合計としまして、3,584万2,000円であります。

次ページ、歳入歳出予算事項別明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。

御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号

議長（中川一男君） 日程第5 議案第3号平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第3号平成18年度上富良野町介護保険

特別会計補正予算（第1号）につきまして提案の要旨を説明申し上げます。

1点目は、平成17年度会計の精算により生じた平成18年度会計の繰越額が確定いたしましたことから、歳入歳出既決予算額に2,045万6,000円を追加し、予算総額6億8,985万2,000円としようとするものであります。

2点目は、繰越額のうち、平成17年度の給付費にかかわります国、北海道及び支払基金交付金の概算払いに対する精算1,162万円と、町の一般会計からの繰り出しに対する給付費負担、給与費及び事務費の精算額254万2,000円が確定いたしましたことから、おのおのの対象科目に計上し、償還繰り出しを行おうとするものであります。

3点目といたしまして、繰越額総額から国、道への償還額及び町の一般会計の繰り出し額を除く実質繰越額の829万4,000円のうち、400万円を第3期の介護保険会計運営の安定を目指し、基金への積み立てと残額227万7,000円を予備費に充当し、18年度会計の不測の事態に対応しようとするものであります。

なお、基金積立によります現在高は、3,000万円余りとなるところであります。

以下、議案を朗読し説明いたします。

議案第3号平成18年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成18年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,045万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,985万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

款の補正額のみ申し上げます。

8款繰越金、2,045万6,000円。

歳入合計、同額でございます。

2、歳出。

6款基金積立金、補正額399万9,000円。

7款諸支出金、1,418万円。

8款予備費、227万7,000円。

歳出合計、2,045万6,000円となるところでございます。

2ページ以降の歳入歳出予算補正事項別明細書に

つきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明いたします。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号

議長（中川一男君） 日程第6 議案第4号平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程されました議案第4号平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の補正の要旨につきましては、平成17年度会計の収支の差額を一般会計へ繰り出すものでございます。

内容といたしましては、使用料の増及び執行残でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第4号平成18年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成18年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ265万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,942万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

3 款繰越金、2 6 5 万 3 , 0 0 0 円でございます。

2、歳出。

3 款繰出金、2 6 5 万 3 , 0 0 0 円でございます。

次のページの、歳入歳出予算補正事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、補正予算の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 4 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 5 号

議長（中川一男君） 日程第 7 議案第 5 号平成 1 8 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程されました議案第 5 号平成 1 8 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の補正の要旨につきましては、平成 1 7 年度会計の収支の差額を一般会計へ繰り出すものでございます。

内容といたしましては、負担金、使用料などの増及び執行残でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第 5 号平成 1 8 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 1 8 年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 6 5 万 5 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 6 , 0 9 5 万 5 , 0 0 0 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

4 款繰越金、2 6 5 万 5 , 0 0 0 円でございます。

次のページの歳出ですが、3 款繰出金、同じく 2 6 5 万 5 , 0 0 0 円でございます。

次のページの、歳入歳出予算補正事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、補正予算の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 5 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 6 号

議長（中川一男君） 日程第 8 議案第 6 号平成 1 8 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） ただいま上程されました議案第 6 号平成 1 8 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案の要旨を御説明を申し上げます。

平成 1 7 年度ラベンダーハイツ特別会計の決算におきまして、繰越金が当初見込み 6 6 0 万円に対して、2, 1 6 7 万円 4, 0 0 0 円と確定しましたことから、そのうち 5 0 0 万円を施設整備基金に積み立てし、今後計画しております施設整備に充て、残りの 1, 0 0 7 万 4, 0 0 0 円を予備費に計上し不測の事態に備えるものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第 6 号平成 1 8 年度上富良野町ラベンダーハ

イツ事業特別会計補正予算（第1号）。

平成18年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,507万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億907万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款と補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

5款繰越金、補正額1,507万4,000円。

歳入合計、1,507万4,000円。

2、歳出。

4款基金積立金、500万円。

6款予備費、1,007万4,000円。

歳出合計、1,507万4,000円。

以下、2ページ以降の歳入歳出予算補正事項別明細書の説明は省略させていただきます。

以上で説明にかえさせていただきます。

御審議いただきまして、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 前の行政調査でもって視察したときに、雨漏りがしていたのですが、今、施設整備ということによっておりましたが、あの雨漏りはもう直りましたか、お尋ねします。

議長（中川一男君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（菊地昭男君） 雨漏りにつきましては、春の雪解け時の氷によるものでしたので、それ以降、降雪等による雨漏りは現在発生しておりません。

以降、気をつけて今後の管理に努めていく予定でございます。

よろしくお願いいたします。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号

議長（中川一男君） 日程第9 議案第7号平成18年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程されました議案第7号平成18年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）の補正の要旨につきましては、草分2地区住民が、組合水路で飲料水として使用してきました水源が、昨年末に枯渇したことから、急遽上水道を接続したところですが、上水道の水圧が高いことからエホロカンベツ川にかかります第31号橋の伏越管において漏水がおき、末端で水圧が低下したことから、現在、仮設の配管で対応を図っておりますが、これらを本設とし、橋梁に水道管を添架するものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第7号平成18年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成18年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみを申し上げます。

収入。

1款資本的収入950万円、第1項企業債950万円。

支出。

第1款資本的支出950万円、第1項建設改良費950万円。

企業債。

第3条、予算第5条に定めた企業債については、次のとおり補正する。

追加分につきましては、北29号配水管布設工事分でございます。限度額は950万円でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

次のページの平成18年度上富良野町水道事業会計予算実施計画から以降につきましては、説明を省

略させていただきます。

以上で、補正予算の説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただきますようよろしく申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号

議長（中川一男君） 日程第10 議案第8号平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長（垣脇和幸君） ただいま上程をいただきました議案第8号平成18年度上富良野町立病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、補正の要旨を御説明いたします。

最初に、予算の第2条収益的収入及び支出につきましては、昨日御承認をいただきました交通事故にかかります共済金を歳入に、賠償金などを歳出にそれぞれ計上いたすものでございます。

次に、予算第3条の資本的収支及び支出におきましては、町民の方2件、町外の方1件の計3件の合計48万円の御寄附をいただきました。

車いす購入指定の10万円以外の38万円につきましては、検査器具の購入に充てるように計上をいたしたところでございます。

以下、議案を朗読し説明にかえさせていただきます。

議案第8号平成18年度上富良野町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成18年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益、補正額43万円。第2項医業外収益、43万円。

支出。

第1款病院事業費用、43万円。第1項医業費用、43万円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、48万円。4項寄附金48万円。

支出。

第1款資本的支出、48万円。第2項建設改良費48万円。

1ページからの予算補正実施計画及び補正予算説明書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の説明といたします。

御審議をいただきまして、お認めいただきますようお願いいたします。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） これも同じ質問なんですが、行政調査でやはり町立病院も雨漏りがしていて、これもすがもりかと思うのですが、すがもり対策をどのようにお考えになるかという、一步踏み込んでお尋ねをしたいと思います。

議長（中川一男君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 4番梨澤議員の御質問にお答えいたします。

病院の病室等にかかわりますすがもりにつきましては、新年度予算で事業費をお認めいただきまして、今月の頭、上旬、一応トップコート、いわゆるビニール系の塗料の塗布を全面に行って、その方面の施工は終わっております。

なお、もう1カ所CT室の屋上の部分につきましては、現在、工事に着手して、間もなく完了する予定となっております。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。
昼食休憩といたします。

事務局（中田繁利君） 再開時間を午後 1 時から
といたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩前に引き続き、会
議を開きます。

日程第 11 議案第 9 号

議長（中川一男君） 日程第 11 議案第 9 号上
富良野町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程いた
だきました議案第 9 号上富良野町営住宅管理条例の
一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説
明申し上げます。

公営住宅の適正かつ合理的運営を図るため、公営
住宅の入居については募集が原則として公募をしな
ければならいとなっておりますが、公募によらない
特別な事由での特定のものを入居させることができ
る特定入居の規定の整備と、公募の例外に関し土地
区画整理法の条項移動に伴う引用条項の整備であり
ます。

また、世帯構成及び心身の状況から見て、町長が
入居者を募集しようとしている町営住宅に入居する
ことが適切である場合に、特定入居を可能とする新
たな事由であります。

次に、住宅の明け渡し請求の事由で、不正の行為
によって入居した者に対し、入居時までさかのぼっ
て損害賠償の請求を行う額について定まったことか
ら、所要の規定の改正をするものでございます。

以下、議案を朗読しながら説明といたします。

議案第 9 号上富良野町営住宅管理条例の一部を改
正する条例。

上富良野町営住宅管理条例（平成 9 年上富良野町
条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条につきましては、公募の例外に関する規定
でございます。第 5 条第 5 号中の「第 3 条第 3 項」
を「第 3 条第 4 項」に、「第 4 項」を「第 5 項」に
改め、同条第 7 号中、「又は既存入居者若しくは」
を、「既存入居者又は」に、「により、」を「その
他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況
からみて」に改める。

明け渡し請求の規定であります第 41 条の 3 項か

ら 5 項まで、それぞれ 1 項繰り下げまして、3 項に
明け渡しの事由であります不正行為によって入居し
た者に対し、入居後に判明した場合は入居時までさ
かのぼって損害賠償の請求を行うことについての規
定を加えるものでございます。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

以上で、説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただきますようお
願い申し上げます。

議長（中川一男君） 以上をもって、提案理由の
説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質
疑、討論を終了いたします。

これより、議案第 9 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 10 号から

日程第 14 議案第 14 号まで

議長（中川一男君） 日程第 12 議案第 10 号
上富良野町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収
条例の件及び日程第 13 議案第 13 号畜産担い手
育成総合整備事業（再編整備型事業）委託契約締結
の件並びに日程第 14 議案第 14 号財産の取得及
び処分の件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（小澤誠一君） ただいま上程いた
だきました議案第 10 号上富良野町畜産担い手育成
総合整備事業分担金徴収条例につきまして、提案理
由を申し上げます。

畜産担い手育成総合整備事業につきましては、平
成 18 年度から平成 21 年度にかけて、国、北
海道の補助を受け実施するものであります。受益
者においては、補助金を除く負担が伴うことから、
地方自治法に基づき、事業によって直接利益を受け
るものより分担金を徴収するものでございます。

受益者負担金につきましては、補助残といたしま
して農林金融公庫等から融資を受けることになりま
すが、農協におきましては、事前に事業参加者の経
営状況、財務内容を調査把握し、理事会において融
資の決定を行うものでございます。

資金の融資を受けるに当たっては、農協が一度借

り受け者となり、金融機関と契約を締結し、その後、農協と受益者との間で貸付の契約を結ぶこととなります。

またその際、融資側から農業信用基金協会等の保証のあることが条件として求められます。

分担金につきましては、農協を通し町に納入されると考えますが、徴収には万全を期してまいります。

以下、議案を朗読し説明いたします。

議案第10号上富良野町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例。

第1条の目的につきましては、地方自治法第224条の規定に基づき、事業にかかる分担金の賦課、徴収及びその他分担金に関し必要なことを定めるものでございます。

2条の分担金の額であります。事業に要する費用の総額から国及び道の補助金を差し引いた額の範囲内で町長が定めるものがございます。

第3条分担金を徴収すべき者といたしまして、事業によって直接利益を受ける者から徴収するものがございます。

第4条の納期につきましては、当該年度内においてその都度町長が定めるものがございます。

第5条の徴収の方法であります。納入通知書により徴収するものがございます。

2項といたしまして、分担金の徴収に関しては町税の徴収の例によるものといたします。

第6条の町長への委任といたしまして、条例の施行に関し必要な事項は町長が定めるものがございます。

附則。

(施行期日)

- 1、この条例は、公布の日から施行する。
- 2、この条例は、事業完了と同時にその効力を失う。
- 3、上富良野町草地開発事業工事分担金徴収条例は、廃止する。

以上、説明いたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第13号であります。

ただいま上程いただきました議案第13号畜産担い手育成総合整備事業(再編整備型事業)委託契約締結の件につきまして、提案理由を申し上げます。

平成18年度から平成21年度までの4年間で、畜産担い手育成総合整備事業の実施を予定しておりますが、草地改良、施設整備につきまして事業参加者から町は委託を受け実施するものがございます。

町は、国が定める実施要綱に基づき、事業指定法

人であります北海道農業開発公社との間に委託契約を締結し、施設等整備終了後に受益者に譲渡するものがございます。

その内容は、基本施設として草地造成整備で132.5ヘクタール、7,904万5,000円、農業施設といたしまして家畜保護施設1カ所、バンクリナー、パイプライン、バンクーラー式、飼料貯蔵施設1基の1億6,488万3,000円で、契約金額の2億4,392万8,000円となるところでございます。

以下、議案を朗読し説明いたします。

議案第13号畜産担い手育成総合整備事業(再編整備型事業)委託契約締結の件。

畜産担い手育成総合整備事業実施要綱により実施する事業の委託契約を、次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

- 1、契約の目的 畜産担い手育成総合整備事業。
- 2、契約の方法 随意契約による。
- 3、契約金額 2億4,392万8,000円。
- 4、契約の相手方 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23。

財団法人北海道農業開発公社、理事長武田善行。

5、契約期間 契約の日から平成22年3月31日まで。

以上、説明いたします。

御審議をいただき、議決賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第14号について提案理由の説明をいたします。

平成18年度から平成21年度までの4年間で、畜産担い手育成総合整備事業の実施を予定しておりますが、国が定める実施要綱に基づき、施設の整備にかかる地区である上富良野町と事業指定法人であります北海道農業開発公社との間に譲渡契約を締結し、施設等整備終了後に事業参加者に譲渡するものがございます。

その内容といたしまして、家畜保護施設1カ所、1億5,180万円。飼料貯蔵施設1基、1,308万3,000円、サイロの関係であります。

取得する金額及び処分予定金額は1億6,488万3,000円となるところでございます。

以下、議案を朗読し説明いたします。

議案第14号財産の取得及び処分の件。

畜産担い手育成総合整備事業実施要綱により設置する施設を、次により取得及び処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に

関する条例第3条の規定により議会の議決を求め

る。

記。

1、取得及び処分目的 畜産担い手育成総合整備事業実施要綱により設置する施設（家畜保護施設整備1カ所、飼料貯蔵施設（サイロ）1基）

2、取得及び処分の方法 譲渡契約による。

3、取得予定金額 1億6,488万3,000円。

4、処分予定金額 1億6,488万3,000円。

5、取得の相手方 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23。

財団法人北海道農業開発公社、理事長武田善行。

6、処分の相手方 畜産担い手育成総合整備事業実施要綱による事業参加者。

7、取得及び処分の期間 契約の日から平成22年3月31日まで。

以上、説明といたします。

御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

議案第10号、議案第13号及び議案第14号を一括して質疑に入ります。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 議案第10号の部分でちょっと質問いたします。

まず、基本的にこの上富良野畜産担い手育成整備事業及び総合整備事業に対しては非常にすばらしい事業で、大いにこういった事業というのは行っていただきたいという上での質問になるのですが、いわゆる受益者負担の、町が債務負担行為を起こしてそれを受益者の方が返済していく、返納していくところで、融資を受けて返納される方のことについては、今、課長から説明がありました農業保証協会の保証付のお金を融資を受けまして、そしてJAに借受人になってもらうということでおおむね理解はできたのでありますが、その他、例えば軽微な受益者負担金額等々が発生する場合において、いわゆる融資を受けなくてもいいという条件の人もあらわれると思われるのです。

そういった人の場合においても、やはり一般の事業とは違うわけですから、町が一たん債務負担行為を起こすこういう道営等の事業に関しては、このような手上げ式の事業であるからこそ、一たんは、やはり保証協会付の融資をすべての人に受けていただいて、そして町に対してのある意味の保証的なものを組み込んでいった方が町としても安心できます

し、それから事業者としても安心してその事業を遂行することができるのではないかと考えますが、この辺はいかがでございましょうか。

議長（中川一男君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 金子議員の御質問にお答えします。

受益者の、最終的な補助金、それを除いたものが負担金となりますけれども、私、一般的に申し上げまして、事業金額の大きい人、それから草地の整備をいたしまして、それから金額の小さい方、これらについては契約の中で当然うたいますけれども、自己資金で調達をして農協の方へ納入してくれる方もおられます。

多分大きい方、幾らを指して大きいというかちょっとありますけれども、やはり100万円以上の方については、今、金子議員おっしゃるような農業金融公庫、これらの融資を受ける形になるかと思えます。

その際、今御指摘の保証協会の保証付こういう形になるというふうに考えています。ただ、全部かた申し上げますと、自己資金で調達される方については、そこまでどうなのかなという気はしますけれども、一つの考え方としては、全員にするのは当然のことかなというように考えます。

議長（中川一男君） 12番金子益三君。

12番（金子益三君） 済みません、最後の部分がよくわからなかったのですが、ひとつのルール決めだと思うのですが、こういった債務負担行為を起こす、今後のためのことも含めて思うのですが、町が債務負担行為を起こすことの受益者分の納入に関しては、やはりそういったきちとした政府系の金融機関並びに、例えば何でしょう、これは今農業系の事業ですけれども、商業系の事業であれば、一本化になって国民金融公庫なのか、一般の金融機関なのかは別として、そういったところからきちっと、受益者がその金融機関等の融資を受けて、まとめて町に返済をその年度期間でするというルール決めをした方が、当然、受益者にとっても産業が振興すると自分の経営がよくなるかと。

それから、町としても産業が伸びること。また、金融機関としても、そういったお金が回るということで、すべてが皆さんWIN WINの考え方になると思うのです。もちろん、あってはならないことですが、万が一、いわゆる焦げつきが起きた場合ということにおいても、町民にも迷惑をかけないという考えから、ぜひそういう、金額の大小は別として、やはりこういう町の債務負担行為に関することに関しては、すべての受益者というのは、金融

機関の融資を受けて、町に対して返済をするというルール決めを持つべきだと思います。

今、課長がおっしゃっていただいたのは、そのことと判断してよろしいですか。

議長（中川一男君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 金子議員の再質問にお答えします。

基本的にはそのように考えております。しかし、私先ほど申し上げましたように、金額の低い方については、これはお約束のこともありますから、自己資金で調達される方もありますと、そういう方は私は除かなければならないというように考えています。

いずれにしても、農林業金融公庫等の融資を受けるときには、農協の理事会でそれらを把握します。で、自己資金の調達の方については除きます。そういうやりとりになるかと思えます。

したがって、町の方において、全部が全部そこを通すというようなことは考えておりません。自己資金の分については除くということで考えています。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

9 番米沢義英君。

9 番（米沢義英君） この条例でいきますと、納期は年度内という形で町長がその都度定めるという形になっております。5 条では納入通知書によって徴収するという形で、町税の徴収条例に基づいてという形になっておりますが、これ想定としてこういうことはないのだろうとは思いますが、いわゆる納入が出来る、あるいは納入されないということになった場合は督促、あるいはそういうことがあり得るのか。

今の話を聞いてますと、金融公庫等から借り受ける場合についてはそういうことがないのかなというふうに思いますが、そこら辺、ちょっと理解しがたいところがありますので、詳しくわかればお願いしたいと。

もう一つ、議案 13 号では、契約の相手方が北海道農業開発公社という形の中で、特定の業者という形になっておりますが、これは制度上こういった開発公社を使わなければならないのか。もしくは、通常の予定、いわゆる入札において、そういう技術が持ってなければこういうところには参加できないということがあるのだろうと思いますが、その点について、なぜこういう随意契約という形で、いずれも農業開発公社という形になっているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米沢議員の御質問

にお答えします。

私も、議員の御指摘のことは想定はしておりません。基本的には全員が納入していただけるものと、まずは考えておりますけれども、資金の調達といえますか、受益者負担の支払いにおいては、当然先ほど申し上げましたように金融公庫等から借り入れますと。

もう一つの種類は自己資金の部分もあるかと思えます。それは、いずれにいたしましても農協を通して町の方に納入されるものと考えています。そこにおきまして、万が一でありますけれども、仮に納入がされないようなことがありましたら、当然にして督促もかける、そういうことになるかと思えます。

もう 1 点でありますけれども、契約の相手方につきまして、これは北海道農業開発公社、これは実施要綱に基づくものでございまして、事業指定法人ということで位置づけされているものでございます。

もう 1 点は、北海道農業開発公社においては、草地開発事業含めて経験実績のある業者だということで考えてございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） ほかになければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、まず議案第 10 号上富良野町畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型事業）委託契約締結の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号財産の取得及び処分を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第15号

議長（中川一男君） 日程第15 議案第15号
財産取得の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程されました議案第15号財産取得の件につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現在のロータリー除雪車につきましては、平成6年に購入し、使用年数も既に12年を超過し老朽化しておりますことから、今回、防衛施設周辺民生安定施設整備事業の補助を受け、更新するものでございます。

ロータリー除雪車の概要につきましては、74キロワット級6輪式、除雪幅は1.5メートルでございます。

購入に当たりましては、北海道内で納入実績のあります3社を指名いたしまして、6月15日入札の結果、北海道川重建機株式会社旭川支店が1,450万円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の1,522万5,000円でございます。

参考までに、2番札は荒商事株式会社の1,527万7,500円でございます。

以下、議案を朗読し説明にかえさせていただきます。

議案第15号財産取得の件。

町道維持管理車（ロータリー除雪車）を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めらる。

記。

1、取得の目的 町道維持管理車（ロータリー除雪車）。

2、取得の方法 指名競争入札による。

3、取得金額 1,522万5,000円。

4、取得の相手方 旭川市永山2条9丁目1-33。

北海道川重建機株式会社旭川支店、支店長小林晴男。

5、納期 平成18年11月30日まで。

以上、説明といたします。

御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号

議長（中川一男君） 日程第16 議案第16号
消防防災車庫兼消防団詰所新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件を議題といたします

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（早川俊博君） ただいま上程されました議案第16号消防防災車庫兼消防団詰所新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本工事は、今後の車両更新と新規導入計画に対し、現状車庫では収容できないこと。また、消防団分団詰所及び車両が分散していることから、車両管理の一元化と分団を集約した活動体制を図るため、特定施設周辺整備調整交付金事業により施設の整備を行うものでございます。

建物の規模につきましては、鉄骨造2階建、延べ面積は528.05平方メートルでございます。

この入札に当たりましては、町内業者5社を指名いたしまして、6月15日入札を行った結果、佐川・木津経常共同企業体が8,820万円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の9,261万円でございます。

参考までに、2番札はマイホーム黄田・健名経常共同企業体の9,287万2,500円でございます。

本工事につきましては、予定価格の事前公表を行っておりまして、落札率につきましては97.9%でございます。

また、議決議案外となりました機械設備工事につきましては、町内業者5社を指名いたしまして、同日入札を行った結果、有限会社志賀住宅設備が1,455万円で落札し、消費税を加算いたしまして1,527万7,500円の請負金額となりました。

落札率につきましては、97.0%でございます。

同じく電気工事につきましても、町内業者を含めた5社を指名いたしまして、同日入札を行った結果、有限会社鈴木電設が623万円で落札し、消費

税を加算いたしまして654万1,500円の請負金額となりました。

落札率につきましては、91.8%でございます。

この結果、全体の請負金額は1億1,442万9,000円となったところでございます。

以下、議案を朗読し説明にかえさせていただきます。

議案第16号消防防災車庫兼消防団詰所新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件。

消防防災車庫兼消防団詰所新築工事（建築主体工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的 消防防災車庫兼消防団詰所新築工事（建築主体工事）。

2、契約の方法 指名競争入札による。

3、契約金額 9,261万円。

4、契約の相手方 佐川・木津経常共同企業体。

代表者、上富良野町栄町2丁目5番3号、株式会社佐川建設、代表取締役佐川泰正。

構成員、上富良野町大町1丁目8番7号、有限会社木津建設、代表取締役木津雅文。

5、工期。契約の日から平成18年12月20日まで。

以上で説明といたします。

御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第11号

議長（中川一男君） 日程第17 議案第11号北海道市町村総合事務組合規約の変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただき

ました議案第11号北海道市町村総合事務組合規約の変更の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

提案いたします北海道市町村総合事務組合につきましては、非常勤の職員の公務災害、通勤災害に対する保障に関する事務や学校医等の公務災害保障に関する事務などを共同処理する団体でございます。全道154市町村と119の一部事務組合広域連合をもって構成している組合であります。

このたびの規約の変更の内容につきましては、北海道市町村総合事務組合におきまして、本年4月1日より収入役を置かないことと定め、規約の一部変更を行おうとするものでありまして、構成する地方公共団体各議会の議決を経て、北海道知事の許可が必要なことから、本議案を提案するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第11号北海道市町村総合事務組合規約の変更の件。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、条例の定めにより、組合に収入役を置かないことができる。

附則。

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

以上、議案の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第12号

議長（中川一男君） 日程第18 議案第12号 富良野地区介護認定審査会規約の変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議長（中川一男君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第12号富良野地区介護認定審査会規約の変更の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成17年11月に制定されました障害者自立支援法第15条の規定に基づきます障害認定審査会につきましては、本年10月からの支援認定のための審査実施に向け、基本となる審査を担当いただきます専門職の分布や審査会運営基盤など、各市町村単独設置は困難であり、富良野地区広域共同設置の方向で検討を重ね、合意を得ることとなりましたことから、北海道の指導をいただきながら、現有介護認定審査会規約の一部を変更することにより、障害認定を専門とする委員5名による合議体一つを追加し対応しようとするものであります。

なお、専門職の分布につきましては、富良野市及び南富良野町に在住されていることから、当面、協力を求めている予定であります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第12号富良野地区介護認定審査会規約の変更の件。

地方自治法第252条の7の規定により、富良野地区介護認定審査会規約を次のとおり変更する。

富良野地区介護認定審査会規約の一部を改正する規約。

富良野地区介護認定審査会規約（平成11年6月25日議決）の一部を次のように改正する。

第2条を次のとおり改正する。

（名称及び目的）

第2条、この介護認定審査会は、富良野地区介護認定審査会（以下「審査会」という）と称し、介護認定審査と障害認定審査を行う。

第4条第3項中、「20人」を「25人」に改める。

附則。

この規約は、平成18年7月10日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） ちょっと記憶が定かでないのですが、介護保険と障害者保険というのは、これ同じように一緒になったのか、もしくは将来一つになっていくのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 梨澤議員の御質問でございますが、介護保険とそれから障害者支援に関しましては、現状のところでは一致しているものではございません。別々のものであります。

将来的な問題としては、現在論議がなされている最中だというふうにお聞きしております。

以上であります。

議長（中川一男君） 13番村上和子君。

13番（村上和子君） 介護認定審査と障害認定審査、一緒にやるということで、委員5名増員するのですけれども、上富良野町にはその専門の方というのはいらっしゃるのでしょうか。この各市町村から1名ということには、1名ふやして5名というわけではないのですか。そうではなくて専門の方が、富良野市と南富良野町でその専門の方いらっしゃるからというお話だったと思うのですけれども、上富良野町にはこういう方はいらっしゃるということなんですか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（米田末範君） 村上議員の御質問でございますが、基本的には障害の部分では、特に精神、知的という部分については、特にそれぞれ精神科の先生でありますとか、知的障害施設の福祉士さんですとか、それから理学療法士でありますとか、いわゆる身体であります。そういう形になってきますと、実質的に審査をいただくということになりますと、当町で今の段階で確保するのは非常に難しい状況にあるということで御理解を賜っておきたいと思います。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第19 発議案第1号

議長（中川一男君） 日程第19 発議案第1号
議員派遣の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

15番 向山富夫君。

15番（向山富夫君） ただいま上程いただきました発議案第1号議員派遣の件を議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

議員派遣の件を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者。

上富良野町議会議員向山富夫。

賛成者。

上富良野町議会議員仲島康行、同じく中村有秀、同じく長谷川徳行。

議員派遣の件。

次のとおり地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定により議員を派遣する。

記。

1、北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び先進市町村調査。

(1) 目的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため。

(2) 派遣場所 土幌町、帯広市。

(3) 期間 平成18年6月29日から6月30日、2日間。

(4) 派遣議員 全議員18名。

2、北海道町村議会議長会主催の議会広報研修会及び議会広報特別委員会先進市町村調査。

(1) 目的 議会広報の向上発展に資するため。

(2) 派遣場所 札幌市、道央方面。

(3) 期間 平成18年8月中旬、3日間。

(4) 派遣議員 議会広報特別委員6名。

以上でございます。

お認めいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第20 発議案第2号

議長（中川一男君） 日程第20 発議案第2号
基地対策予算の増額等を求める意見の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

11番 中村有秀君。

11番（中村有秀君） ただいま上程されました発議案第2号の議案配付時の提出者上富良野町議会議員仲島康行君が万やむを得ない事情により欠席されましたので、賛成者中村有秀が提出者となって以下、発議案第2号を朗読をもって提案いたします。

発議第2号基地対策予算の増額等を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者。

上富良野町議会議員中村有秀。

賛成者。

上富良野町議会議員仲島康行、同じく、長谷川徳行。

提出先。

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛庁長官、防衛施設庁長官。

次ページをお開きください。

基地対策予算の増額等を求める意見書。

我が国には、多くの自衛隊や米軍の施設が所在しており、各地で基地施設の所在に起因する様々な問題が発生し、住民生活はもとより地域振興等に多大な影響を及ぼしている。

そのため、基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

こうした基地関係市町村に対しては、固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び基地交付金の対象外である米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されている。

また、自衛隊等の行為または防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため、国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。

しかし、基地関係市町村の行財政運営は、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にあり、国による基地対策のさらなる充実が必要である。

よって、国におかれましては、基地関係市町村の実情に配慮して、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記。

1、基地交付金及び調整交付金については、平成19年度予算において増額措置を講ずるとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。

2、基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、平成19年度予算において増額措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

御審議いただきまして、お認めいただきますようお願いいたします。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第21 発議案第3号

議長（中川一男君） 日程第21 発議案第3号 道路整備に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） ただいま上程されました発議案第3号を、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第3号道路整備に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者。

上富良野町議会議員長谷川徳行。

賛成者。

上富良野町議会議員仲島康行、同じく、中村有秀。

提出先。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

裏面をお開きください。

道路整備に関する意見書。

道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、高規格幹線道路から道民

生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は、道民が長年にわたり熱望しているところであり、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に推進されるべきものである。

しかしながら、広域分散型社会を形成し、自動車交通への依存度が高い北海道の道路整備は、いまだに十分とは言えず、高齢化、少子化が進展している中、冬期間の厳しい気象条件などによる交通障害などを解消し、本道における「活力ある地域づくり」や、「安全で快適な生活環境づくり」、さらには「観光のくにづくり」を支援する上でより一層重要となっている。

特に、高規格幹線道路ネットワーク形成は、道内の圏域間の交流、連携の強化、地域経済の活性化などを図る上で、そして北海道が自主自立を目指し、我が国における安定した食糧供給基地、観光資源の提供の場などとして、その役割をしっかりと担っていくための最重要課題である。

よって、国においては北海道の道路整備の実情を十分踏まえた上、引き続き計画的かつ早期に整備が図られるよう次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記。

1、受益者負担による合理的な制度である道路特定財源の目的に基づき、必要な予算を確保すること。

2、道路特定財源の用途については、道路利用者や納税者の意見を適切に反映すること。

3、安全・安心な生活環境の確保、活力ある地域づくりや経済活動の発展を支えるため、都市部の環状道路や地方部の主要な幹線道路ネットワークの整備等を計画的に推進し、効果的かつ効率的に道民の期待する道路整備を実現すること。

4、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、現在事業中の区間については効率的な整備を行うことにより、一日も早く供用するとともに、抜本的見直し区間のうち「当面着工しない」とされた区間については、早期に検討を行い、早期に事業化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

御審議いただきまして、お認めいただきますようお願いいたします。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第3号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第22 閉会中の継続調査

議長(中川一男君) 日程第22 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員会長並びに各常任委員長から、目下、委員会において調査中の別紙配付申出書の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。
よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すること決しました。

閉 会 宣 告

議長(中川一男君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成18年第2回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 1時56分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成18年6月21日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 米 沢 義 英

署名議員 中 村 有 秀